

大町市こども計画（案）

令和8年度（2026年度）～令和11年度（2029年度）

令和8年3月

大町市

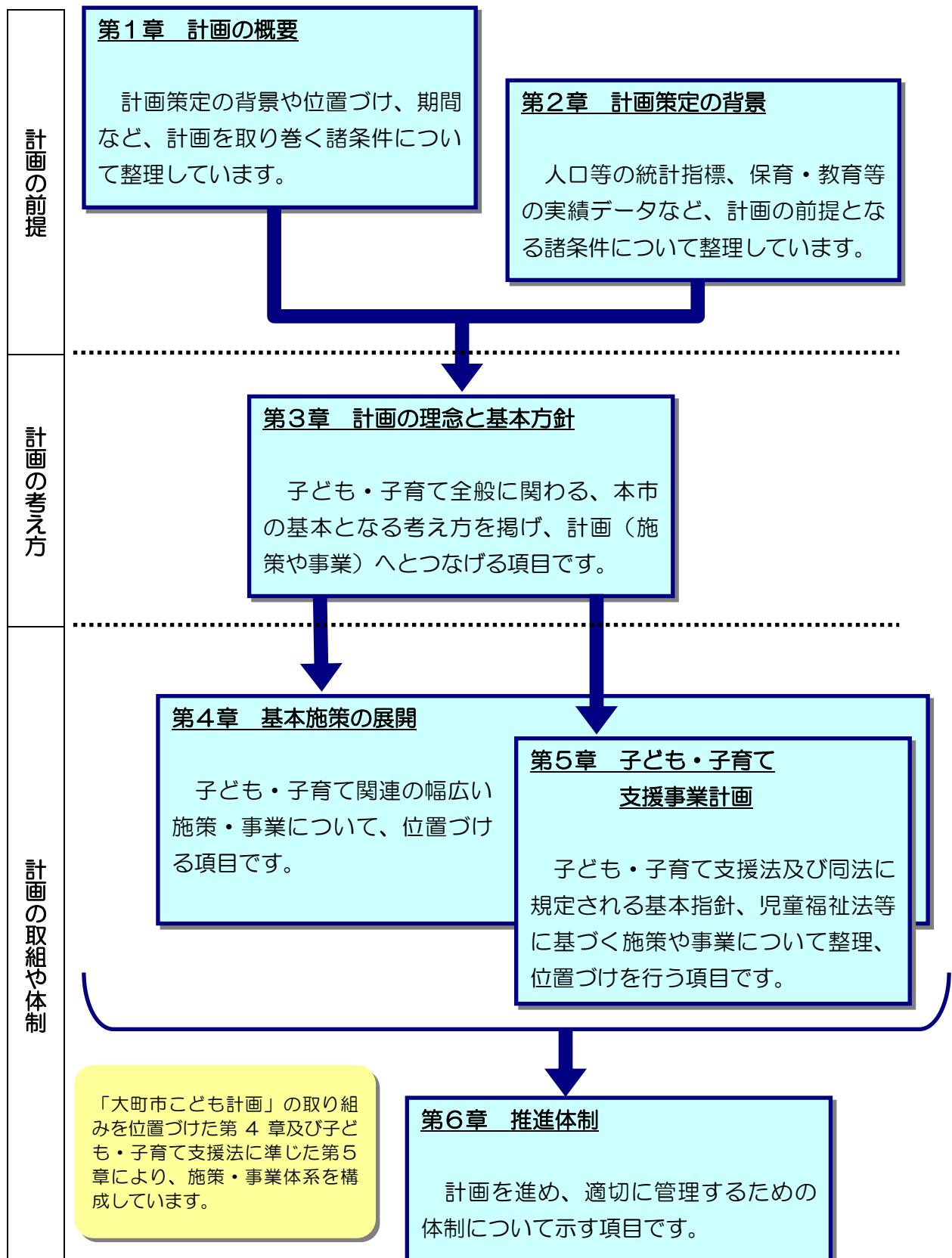
一 目 次 一

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	4
4 計画の期間	5
5 教育・保育提供区域の設定	5
6 計画の策定方法	6
第2章 計画策定の背景	8
1 市の概況	8
2 子育て支援に関する事業の取組状況	12
3 第2期計画における子育て支援事業の実績	18
(1)「幼児期の教育・保育」の見込みに対する実績	18
(2)「地域子ども・子育て支援事業」に関する見込みに対する実績	20
4 こども・若者を取り巻く家庭の状況	25
(1) アンケートから見る小中学生保護者の就労状況	25
(2) 子育て家庭の生活状況	26
(3) 支援が必要な世帯の状況	29
5 こども・若者の状況	30
(1) 小中学生の学習状況・進路の希望状況	30
(2) 高校生・若者の生活状況	33
(3) アンケート調査から見る小中学生、高校生・若者の意識等	35
(4) 本市の概況まとめ	40
第3章 計画の理念と基本方針	41
1 計画の基本理念	41
2 計画の基本方針	42
3 施策の体系	43
第4章 基本施策の展開	44
1 こども・若者の健やかな成長を支えます	44
(1) 結婚・出産支援の推進	44
(2) 母子の健康確保及び医療の推進	45
(3) 多様な保育ニーズへの対応	53
(4) 放課後児童等の健全な育成	56
(5) こども・若者の生きる力の育成	58
2 きめ細やかな支援で子育て家庭を支えます	66
(1) 支援が必要なこども・家庭への支援の充実	66
(2) こどもの権利擁護と虐待等の防止	69
(3) こどもの貧困対策と子育て家庭への経済的支援の充実	72
(4) 子育て家庭への相談支援の充実	76

3 子育てを地域全体で支えます	79
(1) 地域の中で子どもを育む	79
(2) 子育てしやすい環境の整備	86
(3) こどもを事故や犯罪から守る環境作り	89
(4) ワークライフバランスの推進	94
第5章 子ども・子育て支援事業計画	97
1 「幼児期の教育・保育」に関する見込み等	97
2 「地域子ども・子育て支援事業」に関する見込み等	99
(1) 利用者支援事業	100
(2) 地域子育て支援拠点事業	101
(3) 妊婦健康診査	102
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	102
(5) 養育支援訪問事業	103
(6) 子育て短期支援事業	103
(7) ファミリー・サポート・センター事業	104
(8) 一時預かり及び認定こども園の預かり保育	105
(9) 延長保育事業	106
(10) 病児・病後児保育事業	107
(11) 放課後児童クラブ	108
(12) 子育て世帯訪問支援事業	109
(13) 児童育成支援拠点事業	110
(14) 親子関係形成支援事業	110
(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	111
(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	111
(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	112
(18) 妊婦等包括相談支援事業	113
(19) 産後ケア事業	113
3 教育・保育の一体的な提供について	114
(1) 質の高い教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実	114
(2) 幼児期における切れ目ない教育・保育の提供	114
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容について	114
5 「子ども・子育て関連のその他事業」に関する方針等	114
(1) 産後の休養及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	114
(4) こどもを取り巻く貧困対策の推進	115
第6章 推進体制	116
1 計画の推進体制	116
(1) 大町市子ども・子育て審議会	116
(2) 庁内委員会	116
2 関係機関との連携強化	116

○本計画の目次構成

本計画の構成は、それぞれ次のような内容や関係性を持つものです。



第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

平成24年（2012年）8月に、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として「子ども・子育て関連3法」が制定されました。これを受け本市では平成27年3月に、同年4月から5年間を計画期間とする「大町市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の子育て支援施策の充実・強化を進めてきました。

その後、平成28年5月には「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）が成立し、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化を図ること等が定められたほか、平成29年6月には待機児童の解消等を目指す「子育て安心プラン」が公表されました。また、令和元年10月から、幼児教育の重要性や少子化対策を目的とし幼児教育・保育の無償化が始まるなど、子ども・子育て支援に係る制度が拡充されました。

令和4年6月、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える子育て世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが盛り込まれた「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「改正法」）が施行されました。

この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センターの設置の努力義務化」等が定められ、新たに家庭支援事業として3つの事業が地域子ども・子育て支援事業に加えられました。

こうした状況を踏まえ市では令和7年度から令和11年度を期間とする「第3期大町市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

国においては、少子化の背景にある経済的な不安定さ、子どもの安全や孤独といった、子どもを取り巻く問題がさらに深刻になっている状況から、令和5年4月に「こども基本法」を施行、同年12月に「こども大綱」を閣議決定しました。「こども大綱」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

「こども基本法」第10条第2項では、この「こども大綱」や都道府県のこども計画を勘案し、総合的にこども施策を定める市町村こども計画の策定を努力義務としています。

この「こども基本法」や「こども大綱」による新たな視点や長野県の「長野県子ども・若者支援総合計画」を勘案し、市におけるこども・若者支援の方向性を定めるために、「第3期大町市子ども・子育て支援事業計画」に新たな視点を加え、「大町市こども計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

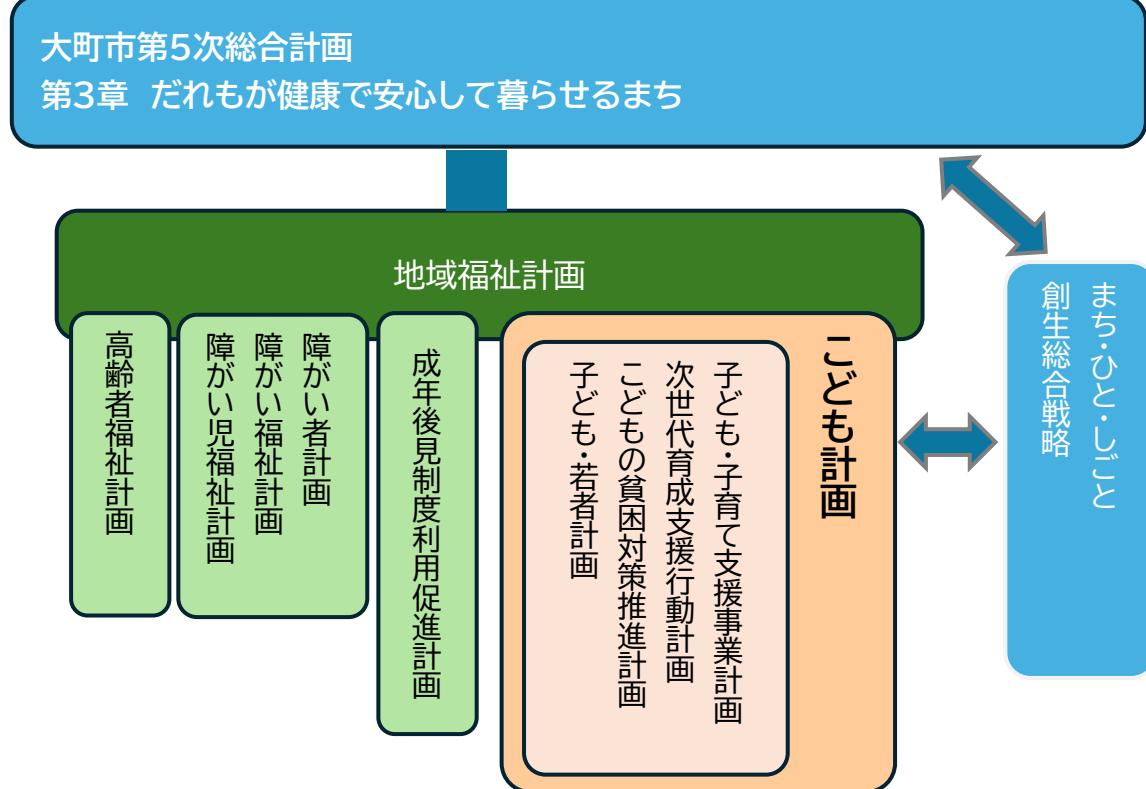
本計画は、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」であり、こども大綱や県計画を勘案し、本市におけるこども施策を総合的に推進するための計画として位置づけます。

そのため、これまで本市が推進してきた「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」は、いずれも本計画に包含することとします。

また、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」も本計画に包含することとします。

本計画の策定・推進に当っては、上位計画である「大町市総合計画」や、その他関連計画との整合、連携を図るものとします。

本計画の位置づけ



本計画の根拠法

本計画(こども計画)

こども計画

次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進する

根拠法 こども基本法第10条第2項

子ども・若者計画

子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組を推進する

根拠法 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項

子どもの貧困対策推進計画

貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないと、子どもが多様な体験の機会を得られないと、その他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするために、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進する

根拠法 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項

子ども・子育て支援事業計画

「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「子どものための教育・保育給付」の需給量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需給量の見込み、それらの提供体制の確保の内容及び認定こども園に代表される教育・保育の一体的提供を図るための方策を定める

根拠法 子ども・子育て支援法第61条

次世代育成支援対策行動計画

保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していく各分野における施策の方向性を定める

根拠法 次世代育成支援対策推進法第8条

3 計画の対象

本計画の対象は、「子ども基本法」における「心身の発達の過程にある子どもとその家庭」を対象とします。

主に生まれる前から妊娠期、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経ておとなになるまでの18歳までを対象としますが、一部施策についてはおおむね39歳以下の若者も対象とします。

定義

第二条 この法律において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「子ども施策」とは、次に掲げる施策その他の子どもに関する施策及びこれと一体的に講すべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われることの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他の子どもの養育環境の整備

根拠法 こども基本法第2条

「子ども」の表記について

国で示された、表記方法を準用し、特別な場合を除き、ひらがな表記の「子ども」を用いることとします。

また、特別な場合の判断についても国と同様の取り扱いを行います。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合（例：子ども・子育て支援事業 等）
- ② 固有名詞を用いる場合（例：子ども育成会 等）
- ③ 他の語との関係で、「子ども」表記以外の語を用いる場合

4 計画の期間

本計画は、令和7年度からの「第3期大町市子ども・子育て支援事業計画」を継承し、令和8年度から令和11年度の4ヵ年とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化により、必要に応じて見直すこととします。

計画の期間

	令和元年 度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
第2期	□ 策定	■	■	■ 中間 評価	■	■					
第3期						□ 策定	■				
こ ど も 計 画 も							□ 策定	■	■ 中間 評価	■	■

5 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業に関する量の見込みや確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じた「教育・保育提供区域」を設定します。

本市においては、都市規模や地域の環境、交通条件等を踏まえ、全市を1区域とし、設定します。

6 計画の策定方法

(1) 子ども・子育て審議会による検討

本計画の策定に当っては、子ども・子育て審議会において、計画内容や本市の子ども・子育て支援施策に関する事項などについて審議を行いました。

(2) ヒアリング調査の実施

本計画策定に当って、こどもを取り巻く環境についての課題を整理するためこどもや教育・福祉関係者に対して、令和7年7月31日に意見聴取を行いました。こどもに対してはグループインタビュー形式、教育・福祉関係者に対してはヒアリング形式で実施しました。

対象	時間	実施場所
放課後児童クラブ（北小）	支援員 9:15-9:55 児童 9:55-10:25	北小児童クラブ
放課後児童クラブ（美麻小）	支援員 10:50-11:30 児童 11:30-12:00	美麻小児童クラブ
中信教育事務所 長野県スクールソーシャルワーカー	13:30-14:30	大町市役所 (オンライン)
NPO法人キッズウィル	15:00-16:00	キッズウィル 遊学舎

(3) アンケート調査の実施

こども大綱を踏まえ、本市のこどもの意識や取り巻く環境の課題を把握し、計画策定の基礎資料とするため、令和7年6月に次の3種類のアンケート調査を実施しました。

調査種別	調査方法	配付数	有効回収数(率)
小中学生調査 ※小学5・6、中学2・3年全数	郵送配布・郵送回収またはオンライン回答	671票	288票 (42.9%)
小中学生保護者調査 ※小学5・6、中学2・3年全数	郵送配布・郵送回収またはオンライン回答	671票	303票 (45.2%)
高校生・若者（15～34歳）調査 ※住民基本台帳から抽出	郵送配布・郵送回収またはオンライン回答	500票	122票 (24.4%)

こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査結果について

- ① 回答結果の割合（%）は、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、合計値が100%にならない場合があります。
- ② 複数回答の設問は、設問の末に（MA）と表記しています。複数回答の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。
- ③ グラフ及び表の「n」は、集計対象者数を表しています。
- ④ 設問ごとの回答の有無により、合計とクロス集計の「n」が一致しない場合があります。
- ⑤ 設問ごとの回答の有無により、グラフ及びクロス集計に含めない場合があります。
- ⑥ 一部の設問において、全国値として、次の調査結果との比較を行っています。

【参考とした調査】

- ・小中学生及びその保護者 → 子供の生活状況調査（令和3年度 内閣府）
- ・高校生・若者調査 → こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度 内閣府）

（4）パブリックコメントの実施

計画に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取するために、令和8年1月にパブリックコメントを実施しました。

第2章 計画策定の背景

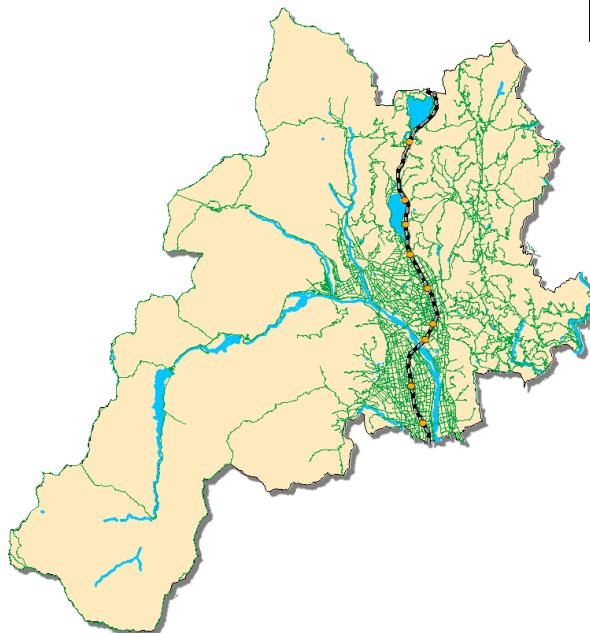
1 市の概況

(1) 地域概況

長野県の北西部、松本平の北に位置する大町市は、「北アルプス一番街」といわれるよう、その西部一帯にしゅん険な北アルプスを連ねています。

北の五竜岳から南の槍ヶ岳までを収める市域は、総面積565.15平方キロメートルと長野県全体の4.2%を占めています。市街地の標高は700メートル余り。典型的な内陸性の気候で、北アルプスの山々を映す仁科三湖やダム湖があり、豊富な温泉にも恵まれて、四季を通じて山岳観光都市としての地勢を備えています。

●市域図



●県内における位置



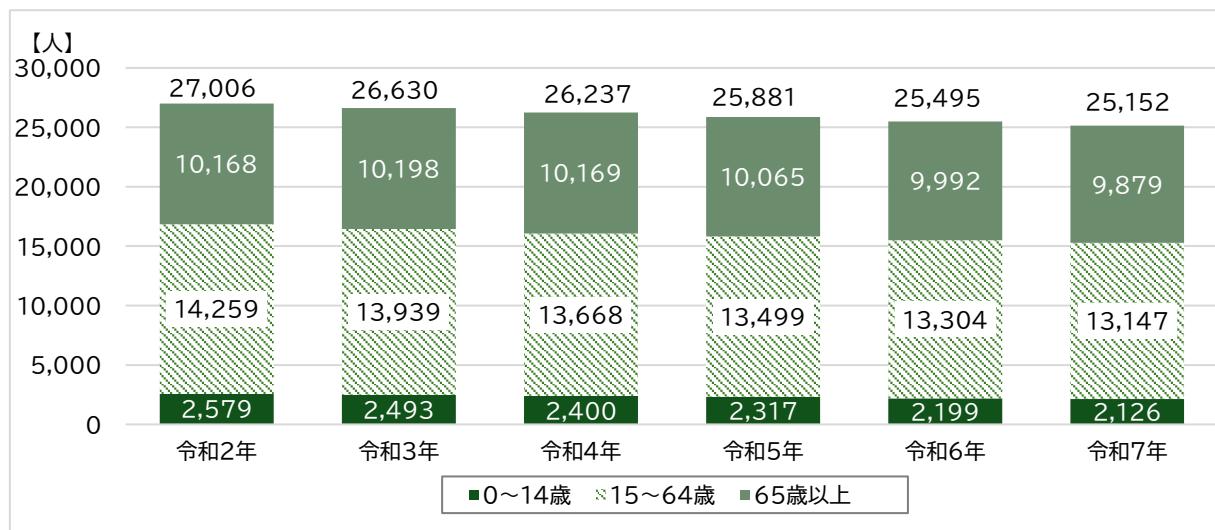
(2) 少子化等の状況

① 年齢3区分別人口の動向

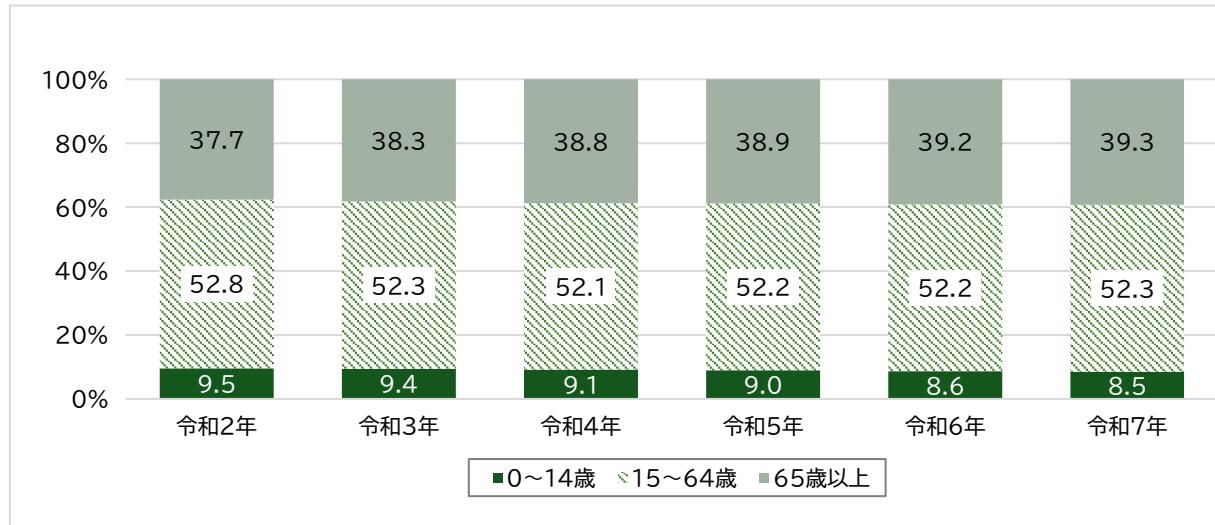
本市の総人口は、令和7年4月1日現在、25,152 人です。年齢3区分別構成を見ると、0～14 歳人口が 2,126 人 (8.5%)、15～64 歳人口が 13,147 人 (52.3%)、65 歳以上人口が 9,879 人 (39.3%) となっています。

令和2年と比べ、0～14 歳人口は 453 人減、15～64 歳人口は 1,112 人減、65 歳以上人口は 289 人減となっており、いずれの世代も人口が減少している一方、高齢者の人口比は微増し、少子高齢化が進行している状況がうかがわれます。

●総人口・年齢3区分別人口の推移



●年齢3区分別人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

② 18歳未満人口の推移

本市の18歳未満人口は、年々減少し、令和7年4月1日現在、2,699人、総人口に占める割合は10.7%となっています。令和2年と比べ、590人減少しています。

●総人口・18歳未満人口の推移

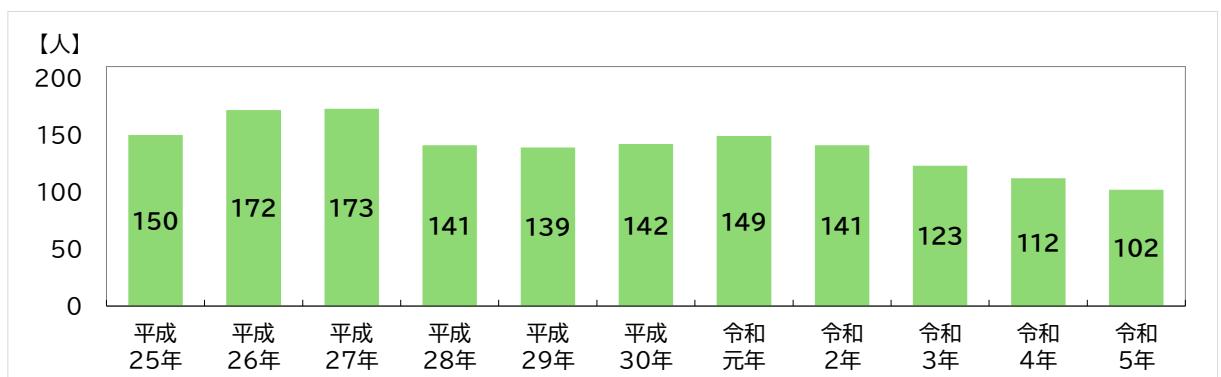


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

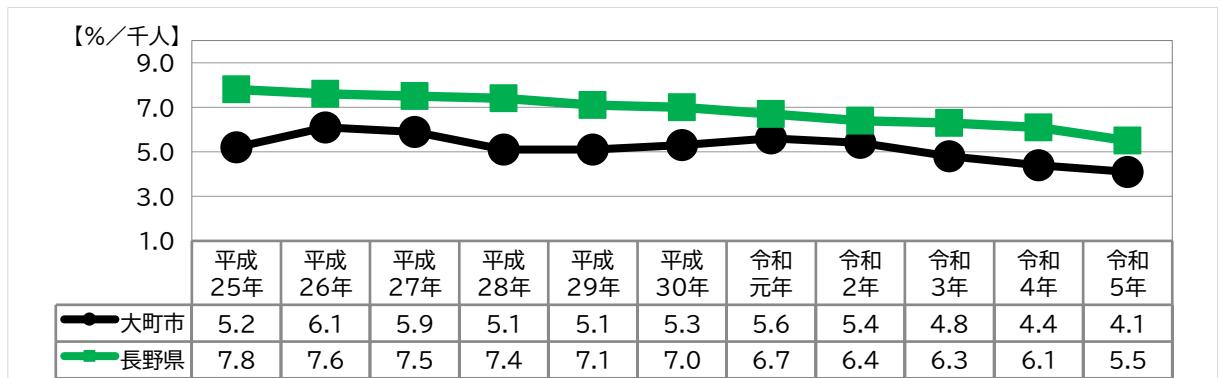
③ 出生数・出生率の推移

本市の出生数は減少傾向にあり、令和5年時点で102人となっています。また、出生率（人口千人に対する割合）については、長野県全体を下回る状況が続いている。

●出生数の推移



●出生率の推移／長野県との比較



資料：人口動態調査

③ 労働力や就業の状況

近年女性の就業者数は増加の傾向にあり、これからの中高齢社会においては、ますます女性労働力への期待が高まるとともに、3歳未満児の保育ニーズも高まることが想定されます。

●労働力状態別就業者数（平成27年国勢調査） (人)

	総数 (15歳以上)	労働力 人口	就業者	完全 失業者	非労働力 人口	家事	通学	その他	不詳
総数	24,666	14,507	14,018	489	9,927	3,532	1,166	5,229	232
男性	11,812	8,150	7,818	332	3,531	507	602	2,422	131
女性	12,854	6,357	6,200	157	6,396	3,025	564	2,807	101

●労働力状態別就業者数（令和2年国勢調査） (人)

	総数 (15歳以上)	労働力 人口	就業者	完全 失業者	非労働力 人口	家事	通学	その他	不詳
総数	23,065	12,619	12,168	451	8,480	2,949	843	4,688	1,966
男性	10,968	6,940	6,634	306	3,090	471	432	2,187	938
女性	12,097	5,679	5,534	145	5,390	2,478	411	2,501	1,028

● 産業分類別就業者数 (人)

		平成 27 年国勢調査			令和 2 年国勢調査		
		総数	男性	女性	総数	男性	女性
実数	総数	14,018	7,818	6,200	12,168	6,634	5,534
	第1次産業	1,228	722	506	1,083	608	475
	第2次産業	3,956	2,916	1,040	3,336	2,418	918
	第3次産業	8,513	4,009	4,504	7,567	3,509	4,058
	分類不能	321	171	150	182	99	83
構成比	総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	第1次産業	8.8%	9.2%	8.2%	8.9%	9.2%	8.6%
	第2次産業	28.2%	37.3%	16.8%	27.4%	36.4%	16.6%
	第3次産業	60.7%	51.3%	72.6%	62.2%	52.9%	73.3%
	分類不能	2.3%	2.2%	2.4%	1.5%	1.5%	1.5%

資料：国勢調査

2 子育て支援に関する事業の取組状況

(1) 児童福祉

① 大町市要保護児童対策地域協議会

平成 16 年 10 月に児童虐待の防止等に関する法律の改正、同 12 月児童福祉法の一部改正が公布され、児童相談に応じることが市町村の業務として法律上位置づけられました。

市では、平成 18 年 11 月に要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応することを目的に「大町市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

② 家庭児童相談室

近年、児童を取り巻く社会的経済的環境の変化は著しく、こどもらしく、健やかに成長することが難しくなっている面も見られます。そのため、不登校や自殺、いじめなど、様々な心の問題を抱える児童へのケアについても必要性が高まっています。

家庭児童相談室では、こうした家庭の人間関係の健全化と児童育成の適正化により児童福祉の向上を図るため、市民に気軽に利用できる相談を行っています。

●家庭児童相談室の利用延べ件数

(単位：件)

年度	心身障がい	環境福祉	学校生活等	(※) 知能・言語	家族関係	非行	生活習慣等	性格・	その他	計
令和元	107	253	112	353	148	82	41	24	1, 120	
令和 2	139	412	74	203	122	12	44	103	1, 109	
令和 3	101	317	154	413	77	0	41	44	1, 147	
令和 4	24	589	332	52	100	2	29	30	1, 158	
令和 5	12	235	298	268	135	9	96	130	1, 183	

※発達障がい含む

③ 大町市児童センター

大町市児童センターは、地域の子ども全てを対象に、学習や遊びを通じた健全育成を目的とし、子育て支援の拠点、保護者の交流の場所として、平成 18 年 4 月に開所しました。従来の児童館機能に加え、親子で自由に遊べる場所として「子育て支援センター」を設置し、育児相談や子育て講座・教室、サークル活動支援などを実施しています。センターは年末年始以外全て開所し、子育てを行う家庭やサークル、地域の子育て支援者

に親しまれ、こどもたちにとって安全な居場所として利用できるよう事業展開を図っています。

●児童センターの利用状況

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
開館日数（日）	358	358	357	362	352
利用者数（人）	14,324	12,132	10,792	10,487	11,139
1日平均 利用者数（人）	40	33	30	29	32

④ 子育て支援センター

大町市児童センター内に、親子で自由に遊べる場所として「子育て支援センター」を設置し、子育て家庭を対象に育児相談や講座・教室、サークル活動支援等の事業を行っています。児童と保護者が利用しやすい体制の整備、広い情報の発信により子育て支援や児童健全育成の推進を目指し、親子で集う場所づくりや、地域との連携により地域でこどもを育てる機運を高めるような事業の開催、総合的な子育て支援のコーディネートを実施しています。

●子育て支援センター利用状況

（単位：人）

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
事業への 参加者数	1,992	1,175	826	1,095	1,362
室の開放 利用者数	10,883	10,800	9,718	9,283	9,834

⑤ ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人（利用会員）と子育てに協力してくれる人（協力会員）をつなぎで、利用会員と協力会員の活動をサポートするための連絡・調整を行い、地域の中での子育てを支援する事業です。利用会員に対して協力会員の数が不足している状況にあり、その確保が課題となっています。

●利用状況一覧表

（単位：件）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用活動回数	24	42	11	16	45

⑥ 子育て短期支援事業（子育て支援ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において児童の養育が困難となった場合に、児童を一時的に児童福祉施設等において、宿泊を伴う預かりを行う制度です。

●利用状況一覧表

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用延べ人数	25	12	13	34	46

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

市内の概ね生後4か月の乳児がいる家庭を、民生児童委員と主任児童委員が記念品、子育て支援情報等を持参し訪問します。子育てに関する不安を少しでも解消し、地域で楽しく子育てしていただけるよう応援しています。

●利用状況一覧表

(単位：回)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
訪問実施回数	143	114	110	103	90

⑧ 放課後児童クラブ

就労等により下校後、保護者が不在となる小学校児童の保護及び健全育成を図るため、大町市児童クラブを設置しています。

令和8年4月の小学校再編に伴い、東小、西小、南小、北小の4クラブは北部小及び南部小児童クラブの2クラブに再編されます。

●児童クラブ開設状況

名 称	場 所	開設年月日	令和8年3月まで	令和8年4月から
西小児童クラブ	大町市大町 4714 大町市児童センター内	平成 18. 4. 1	○	閉所
北小児童クラブ	大町市大町 5806-8 大町北小学校内	平成 9. 4. 21 (平成 13. 4. 1 移)	○	閉所
南小児童クラブ	大町市常盤 3546-33 大町市ふれあいプラザ内	平成 9. 1. 14 (平成 13. 4. 1 移)	○	閉所
東小児童クラブ	大町市社 6700 大町東小学校内	平成 9. 4. 22	○	閉所
北部小児童クラブ	大町市大町 4528 大町北部小学校内	令和 8. 4. 1 予定	—	○
北部小児童クラブ 分室（仮称）	大町市大町 4714 大町市児童センター内	“	—	○
南部小児童クラブ	大町市常盤 3546-33 大町市ふれあいプラザ内	“	—	○
八坂小児童クラブ	大町市八坂 1090 八坂小学校内	平成 12. 4. 1	○	○
美麻小児童クラブ	大町市美麻 11810-1 旧美麻情報センター内	平成 12. 4. 1	○	○

※開設時間は、小学校の下校時から午後6時まで。（休校日にあっては、午前8時から午後6時まで）

※土曜日は児童センター内「西小児童クラブ」において集約して実施しています。

令和8年度以降は、北部小児童クラブ分室（仮称）にて行う予定です。

●児童クラブ利用者数

(単位:日、人)

年度		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
東小児童 クラブ	開所日数	233	238	240	240	240
	利用者数	6,732	4,204	4,282	3,717	3,962
	1日平均	28.9	17.7	17.8	15.5	16.5
	登録児童数	69	54	52	36	43
西小児童 クラブ	開所日数	281	285	289	290	291
	利用者数	8,066	5,128	5,348	6,139	7,989
	1日平均	28.9	18.0	18.5	21.2	27.5
	登録児童数	99	77	76	77	84
南小児童 クラブ	開所日数	233	238	240	240	240
	利用者数	5,574	5,058	4,068	6,003	5,650
	1日平均	23.9	21.3	17.0	25.0	23.5
	登録児童数	83	65	53	69	75
北小児童 クラブ	開所日数	233	239	240	240	240
	利用者数	9,983	6,201	8,123	6,978	7,242
	1日平均	42.8	25.9	33.9	29.0	30.2
	登録児童数	125	90	85	81	86
八坂小児 童クラブ	開所日数	231	220	230	222	234
	利用者数	1,535	903	1,502	775	838
	1日平均	6.6	4.1	6.5	3.5	3.6
	登録児童数	12	11	12	10	7
美麻小児 童クラブ	開所日数	233	239	238	233	238
	利用者数	2,113	1,739	2,963	2,698	1,901
	1日平均	9.1	7.3	12.5	11.6	8.0
	登録児童数	22	20	31	35	35
計	利用者数	34,003	23,233	26,287	26,310	27,582
	登録児童数	410	317	309	308	330

(2) 保育所・認定こども園・家庭的保育事業者

本市では、市立保育所 7 園、認定こども園 3 園及び家庭的保育事業者 1 園を開設しています。定員や入所児童数等については、下表のとおりです。

●保育所施設の状況（令和6年4月1日現在）

園名	所在地	面積（延床）	定員	職員
はなのき 保育園	大町 3504 番地 9	1,970.96 m ²	150 人	41 人
あすなろ 保育園	常盤 3601 番地 18	1,815.42 m ²	180 人	36 人
しらかば 保育園	平 9365 番地 3	686.00 m ²	60 人	11 人
どんぐり 保育園	社 4682 番地 26	795.10 m ²	60 人	11 人
たけのこ 保育園	八坂 1073 番地	597.90 m ²	45 人	5 人
みあさ 保育園	美麻 11780 番地 8	460.42 m ²	45 人	0 人
くるみ 保育園	大町 5560 番地 25	1,489.58 m ²	110 人	25 人
計	7 施設	7,815.38 m ²	650 人	129 人

※みあさ保育園は、令和5年4月以降休園中

●認定こども園施設の状況（令和6年4月1日現在）

園名	所在地	面積（延床）	定員	職員
大町 幼稚園	大町 2663 番地 1	626.00 m ²	45 人	23 人
こまくさ 幼稚園	大町 4170 番地 2	498.97 m ²	80 人	18 人
りんどう 幼稚園	平 5424 番地 1	603.70 m ²	70 人	24 人
計	3 施設	1,728.67 m ²	195 人	65 人

●家庭的保育事業者の状況（令和6年4月1日現在）

園名	所在地	面積（延床）	定員	職員
きらり大町 総合病院園	大町 3122 番地 6	72.50 m ²	5 人	4 人
計	1 施設	72.50 m ²	5 人	4 人

●保育所入所児童の状況（各年4月1日現在）

(単位：人)

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	定員	入所児童数								
はなのは 保育園	150	120	150	123	150	113	150	100	150	108
あすなろ 保育園	180	134	180	134	180	119	180	114	180	108
しらかば 保育園	60	17	60	25	60	22	60	20	60	28
どんぐり 保育園	60	36	60	36	60	29	60	29	60	26
たけのこ 保育園	45	19	45	15	45	17	45	17	45	15
みあさ 保育園	45	14	45	9	45	8	45	4	45	0
くるみ 保育園	110	75	110	69	110	65	110	61	110	63
計	650	415	650	411	650	373	650	345	650	348

※みあさ保育園は、令和5年4月以降休園中

●認定こども園入所児童の状況（各年4月1日現在）

(単位：人)

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	定員	入所児童数								
大町 幼稚園	55	47	55	52	55	48	45	40	45	43
こまくさ 幼稚園	80	62	80	67	80	64	80	72	80	62
りんどう 幼稚園	70	61	70	66	70	55	70	54	70	60
計	205	170	205	185	205	167	195	166	195	165

3 第2期計画における子育て支援事業の実績

第2期計画の実績については、確定している令和5年度分までとなります。

(1) 「幼児期の教育・保育」の見込みに対する実績

保育所、認定こども園等施設型、小規模保育、家庭的保育等地域型に関する、令和2～5年度の4年間にわたる量の見込みに対する実績は次のとおりです。

○1年目（令和2年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1号	2号		3号	
	保育の必要性	なし	あり		あり	
	事業	3～5歳 教育のみ	3～5歳 幼稚園利用	3～5歳 保育利用	1・2歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）	130	11	360	102	30	
②確保の内容	130	11	360	102	30	
教育・保育	130	11	360	102	30	
地域型保育事業	0	0	0	0	0	
②-①	0	0	0	0	0	
利用実績	123	74	297	108	20	

○2年目（令和3年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1号	2号		3号	
	保育の必要性	なし	あり		あり	
	事業	3～5歳 教育のみ	3～5歳 幼稚園利用	3～5歳 保育利用	1・2歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）	135	15	350	115	30	
②確保の内容	135	15	350	115	30	
教育・保育	135	15	350	115	30	
地域型保育事業	0	0	0	0	0	
②-①	0	0	0	0	0	
利用実績	115	65	268	107	18	

○3年目（令和4年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1号	2号		3号	
	保育の必要性	なし	あり		あり	
	事業	3～5歳 教育のみ	3～5歳 幼稚園利用	3～5歳 保育利用	1・2歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）	140	20	350	120	30	
②確保の内容	140	20	350	120	30	
教育・保育	140	20	350	120	30	
地域型保育事業	0	0	0	0	0	
②-①	0	0	0	0	0	
利用実績	126	58	239	98	20	

○4年目（令和5年度）

(単位：人)

項目	保育認定	1号	2号		3号	
	保育の必要性	なし	あり		あり	
	事業	3－5歳 教育のみ	3－5歳 幼稚園利用	3－5歳 保育利用	1・2歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		140	20	350	120	30
②確保の内容		140	20	350	120	30
	教育・保育	140	20	350	120	30
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0
利用実績		107	59	242	106	19

○量の見込みに対する実績について

各年度の出生数を150人と想定し、認定こども園・保育園の就園率等の推計により見込んでいますが、利用実績は見込みを下回っており、確保量としては充足していると考えます。

(2) 「地域子ども・子育て支援事業」に関する見込みに対する実績

令和2～5年度の4か年間にわたる量の見込みに対する実績は次のとおりです。

○利用者支援事業

(単位：カ所)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
①量の見込み		1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1
	子育て支援センター	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0
実績		1	1	1	1

○地域子育て支援拠点事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
①量の見込み		14,000	14,000	14,000	14,000
②確保の内容		14,000	14,000	14,000	14,000
	子育て支援センター	11,500	11,500	11,500	11,500
	保育園（はなのき・くる み・あすなろ）	2,500	2,500	2,500	2,500
②-①		0	0	0	0
実績（子育て支援センター分）		10,800	9,718	9,283	9,834
実績（保育園分）		2,592	1,900	1,382	2,110
実績（合計）		13,392	11,618	10,665	11,944

○妊婦健康診査

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
①量の見込み		150	150	150	150
②確保の内容		150	150	150	150
	市内医療機関	150	150	150	150
②-①		0	0	0	0
実績		133	120	133	97

○乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
①量の見込み		150	150	150	150
②確保の内容		150	150	150	150
	乳児家庭全戸訪問事業	150	150	150	150
②-①		0	0	0	0
実績		114	110	103	90

○養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業 (単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
①量の見込み		30	30	30	30
②確保の内容		30	30	30	30
	保健センターによる訪問	30	30	30	30
②-①		0	0	0	0
実績※		0	12	3	7

○子育て短期支援事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
①量の見込み		20	20	20	20
②確保の内容		20	20	20	20
	委託事業として確保	20	20	20	20
②-①		0	0	0	0
実績		12	13	34	46

○ファミリー・サポート・センター事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
①量の見込み		80	80	80	80
②確保の内容		80	80	80	80
	児童センター等	80	80	80	80
②-①		0	0	0	0
実績		42	11	16	45

○一時預かり及び認定こども園の預かり保育

・認定こども園の預かり保育 [1号認定における定期利用]

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
①量の見込み		5,500	6,000	6,500	6,500
②確保の内容		5,500	6,000	6,500	6,500
	認定こども園	5,500	6,000	6,500	6,500
②-①		0	0	0	0
実績		1,886	1,744	966	734

・認定こども園の預かり保育 [2号認定における定期利用]

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
①量の見込み		200	200	210	210
②確保の内容		200	200	210	210
	認定こども園	200	200	210	210
②-①		0	0	0	0
実績		438	376	449	434

・一時預かり及び認定こども園の預かり保育 [上記以外]

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
①量の見込み		1,000	1,000	1,100	1,100
②確保の内容		1,000	1,000	1,100	1,100
	保育所	800	800	850	850
	認定こども園	200	200	250	250
②-①		0	0	0	0
実績（保育園）		1,171	1,066	1,021	909
実績（認定こども園）		1,186	393	438	696
実績（合計）		2,357	1,459	1,459	1,605

○延長保育事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
①量の見込み		3,500	3,500	4,000	4,000
②確保の内容		3,500	3,500	4,000	4,000
	保育所	2,500	2,500	3,000	3,000
	認定こども園	1,000	1,000	1,000	1,000
②-①		0	0	0	0
実績（保育所）		1,914	1,343	1,323	1,611
実績（認定こども園）		603	600	186	978
実績（合計）		2,517	1,943	1,509	2,589

○病児・病後児保育事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
①量の見込み		205	265	320	375
②確保の内容		205	265	320	375
	病児保育	200	250	300	350
	病後児保育	5	15	20	25
②-①		0	0	0	0
実績		40	81	113	158

○放課後児童クラブ

・[低学年]

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
①量の見込み		300	300	300	300
②確保の内容		300	300	300	300
	市内6児童クラブ	300	300	300	300
②-①		0	0	0	0
実績		221	229	210	240

・[高学年]

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
①量の見込み		110	110	110	110
②確保の内容		110	110	110	110
	市内6児童クラブ	110	110	110	110
②-①		0	0	0	0
実績		96	80	98	90

4 こども・若者を取り巻く家庭の状況

(1) アンケートから見る小中学生保護者の就労状況

小中学生保護者を対象としたアンケート調査によると、父親が「正社員・正規職員・会社役員」で母親が「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」の組合せが最も多く約3割半ば、次いで父親・母親ともに「正社員・正規職員・会社役員」の組合せが約2割半ばとなっています。

●保護者の就労

問：お子さんの親の就労状況について、あてはまるものを回答してください。※単数回答

		父親 (%)									
		正社員・正規職員・会社役員	嘱託・契約社員・派遣職員	い・非常勤職員	パート・アルバイト・日雇	由業、フリーランスを含む。)	自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む。)	(専業主婦／主夫を含む。)	働いていない	わからない	いない
母親 (%)	正社員・正規職員・会社役員	28.1	0.3	0.0	2.3	0.0	0.0	0.7	2.6		
	嘱託・契約社員・派遣職員	4.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.7		
	パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	34.3	0.3	0.0	2.3	0.7	0.0	0.7	2.3		
	自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む。)	4.0	0.3	0.3	4.3	0.0	0.0	0.0	0.3		
	働いていない(専業主婦／主夫を含む。)	5.6	0.7	0.3	0.7	0.0	0.0	0.0	0.7		
	わからない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	いない	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答	1.3	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.7		

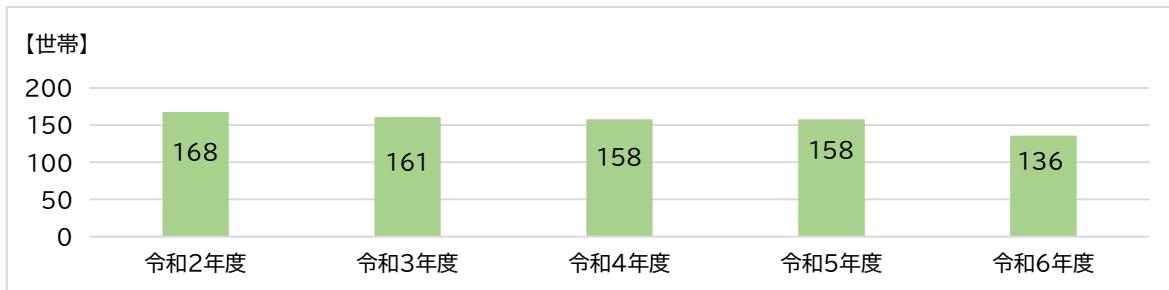
資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

(2) 子育て家庭の生活状況

① 児童扶養手当受給世帯数

本市の児童扶養手当受給世帯数は減少傾向にあり、令和6年度末時点で136世帯となっています。

●児童扶養手当受給世帯数の推移

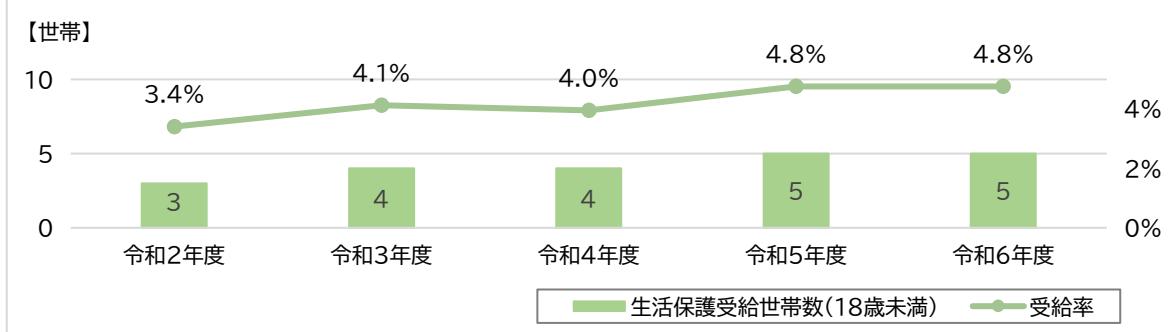


資料：社会福祉事業概要（各年度末時点）

② 18歳未満の生活保護受給世帯数

本市の生活保護受給世帯数は増加傾向にあり、令和6年度末時点で5世帯、受給率は4.8%となっています。

●18歳未満の生活保護受給世帯数・率の推移

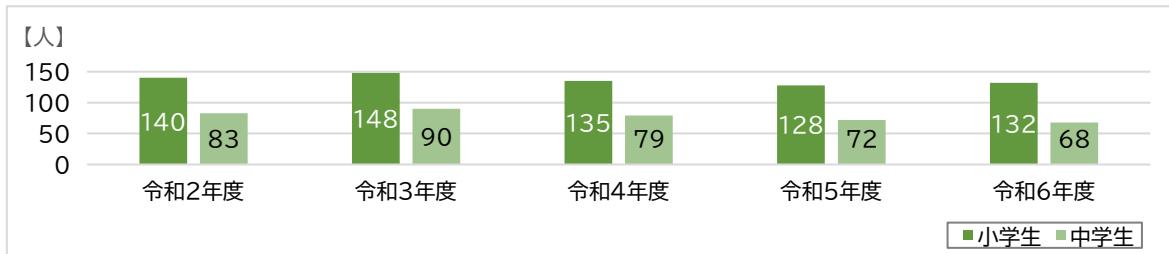


資料：福祉課（各年度末時点）

③ 就学援助児童生徒数の推移

本市の就学援助を受けた児童生徒数は減少傾向にあり、令和6年度末時点で小学生132人、中学生68人となっています。

●就学援助受給児童生徒数の推移



資料：教育委員会（各年度末時点）

④ 子どもの貧困線・貧困率

「国民生活基礎調査」によると、令和3年の貧困線は127万円となっており、相対的貧困率は15.4%、子どもの貧困率（貧困世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合）は11.5%となっています。

貧困に関する指標は改善傾向にあるものの、ひとり親世帯（子どもがいる現役世帯のうちおとなが1人だけの世帯）の令和3年における相対的貧困率は44.5%と依然高い値となっています。

●貧困率（全国値）の推移

	平成6年	平成15年	平成24年	平成27年	平成30年	令和3年
相対的貧困率（%）	13.8	14.9	16.1	15.7	15.7	15.4
子どもの貧困率（%）	12.2	13.7	16.3	13.9	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯（%）	11.3	12.5	15.1	12.9	13.1	10.6
大人が1人（%）	53.5	58.7	54.6	50.8	48.3	44.5
大人が2人以上（%）	10.2	10.5	12.4	10.7	11.2	8.6
等価可処分所得の中央値	289万円	274万円	250万円	244万円	248万円	254万円
貧困線（1人世帯の場合）	144万円	130万円	122万円	122万円	124万円	127万円

資料：国民生活基礎調査

※平成30年からは改定されたOECDの所得定義の新たな基準。従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの。

「貧困」の指標について

国民生活基礎調査が示す「貧困率」は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき、次のように定義されています。

●貧困線

統計上、必要なものを購入して生活を支えられる最低限と考えられる収入水準。等価可処分所得（世帯の手取り収入を世帯人員の平方根で割った値）の中央値の半分の額が、その収入水準とされています。

●相対的貧困率

貧困線を下回る人の割合。

●子どもの貧困率

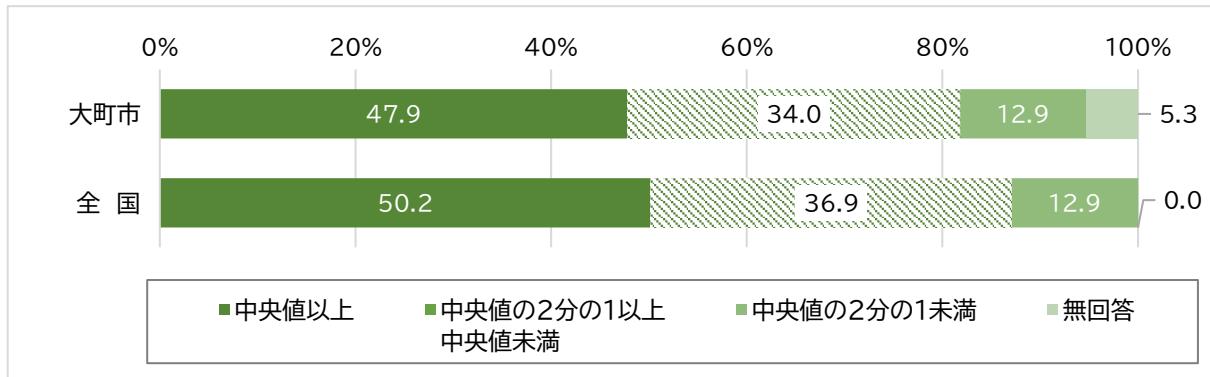
18歳未満の子ども全体に占める、貧困線に満たない18歳未満の子どもの割合。

⑤ アンケートから見る貧困の課題を抱えている世帯

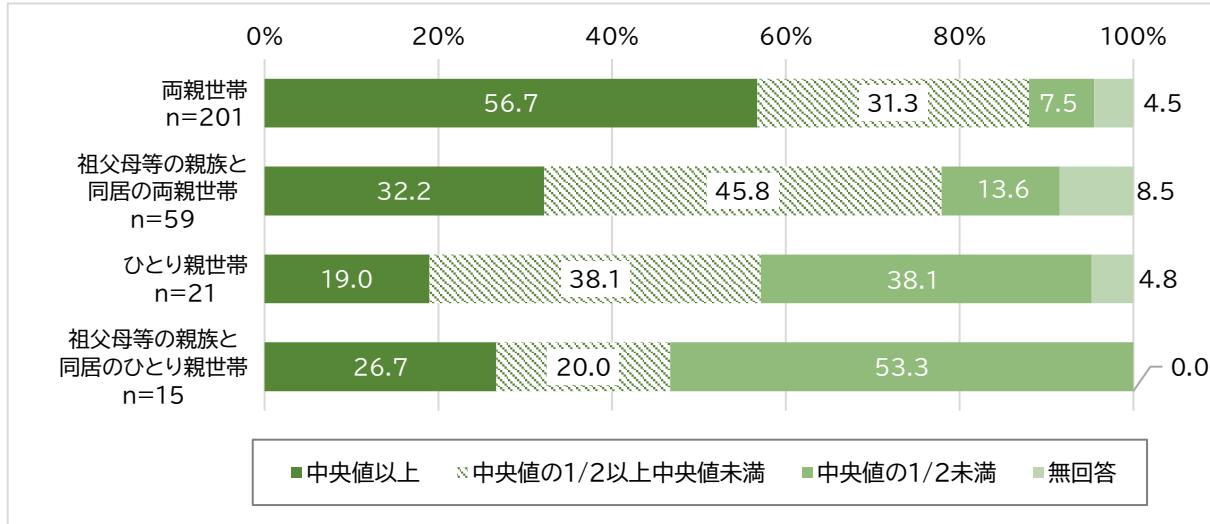
小中学生保護者を対象としたアンケート調査によると、約1割が「貧困の課題を抱えている世帯」、約3割半ばが「貧困の課題を抱えるリスクが高い世帯」※であると想定されます。

また、家族形態別に見ると、両親世帯と比べ、ひとり親世帯では「貧困の課題を抱えている世帯」及び「貧困の課題を抱えるリスクが高い世帯」の比重が高い傾向が見られます。

●等価世帯収入の水準割合／全国値との比較



●等価世帯収入の水準割合／家族形態別



資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

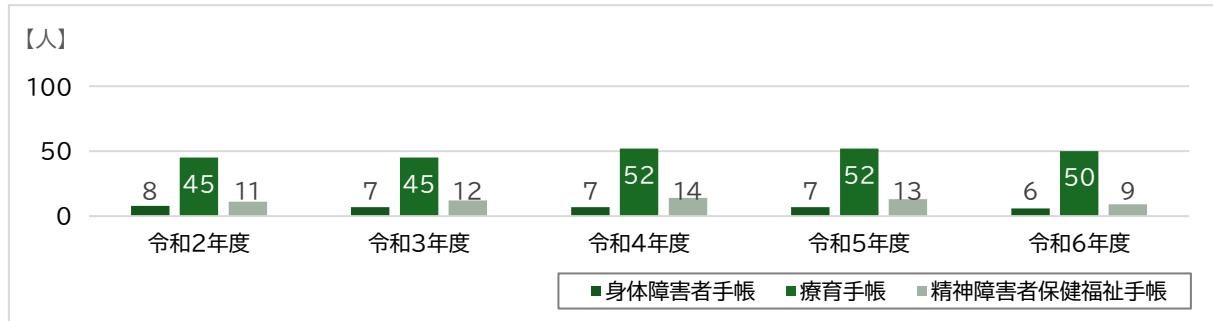
※小中学生保護者調査の回答から得た「世帯の年間収入」及び「こどもと同居し、生計を同一にしている家族の人数」を踏まえて「等価世帯収入」による分類を行っています。この分類のうち、「中央値の2分の1未満」に該当する世帯を「貧困」の課題を抱えている世帯、「中央値の2分の1以上中央値未満」に該当する世帯を「貧困」の課題を抱えるリスクが高い世帯であると考え、回答傾向の把握を行っています。

(3) 支援が必要な世帯の状況

① 18歳未満の障害者手帳所持者数

本市の18歳未満の障害者手帳所持者数は、令和6年4月1日時点で、身体障害者手帳所持者が6人、療育手帳所持者が50人、精神障害者保健福祉手帳所持者が9人となっています。

●障害者手帳所持者数(18歳未満)



資料：福祉課（各年4月1日時点）

② 児童虐待相談対応件数

児童虐待相談対応件数は、長野県・全国ともに増加傾向にあります。

本市では、毎年10~20件の対応となっており、令和6年度で14件となっています。

●児童虐待相談対応件数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大町市(件)	12	7	20	13	14
長野県(件)	2,825	2,651	2,697	2,774	2,833
全国(件)	205,044	207,659	219,170	225,509	未公開

資料：福祉行政報告例（各年度末時点）

長野県・全国は「令和6年度児童虐待相談対応件数及びDV相談件数について」

③ 要支援・要保護児童数

本市の要支援・要保護児童数は、令和6年度で要支援児童が29件、要保護児童が21件となっています

●要支援・要保護児童数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援児童(件)	66*	20	18	30	29
要保護児童(件)		19	28	18	21

資料：要対協代表者会議資料（各年度末時点）

※令和2年度までは要支援・要保護の区分なし。

5 こども・若者の状況

(1) 小中学生の学習状況・進路の希望状況

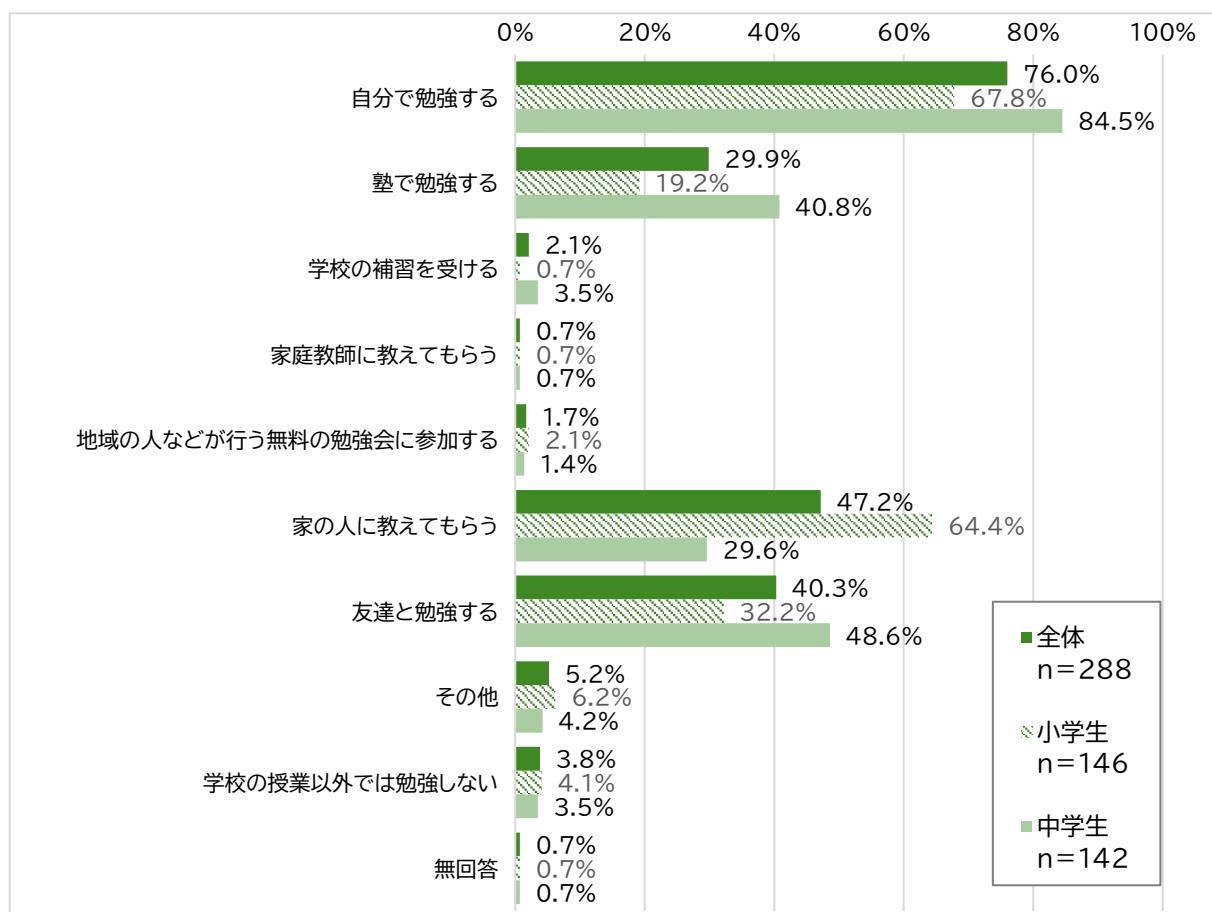
① アンケート調査から見る小中学生の学習状況

小中学生を対象としたアンケート調査において、ふだん学校の授業以外の学習方法を聞いたところ、小学生では「自分で勉強する」が約7割と最も多く、「家の人に教えてもらう」、「友達と勉強する」と続きます。中学生では「自分で勉強する」が約8割半ばと最も多く、「友達と勉強する」、「塾で勉強する」と続きます。

等価世帯収入の水準別に見ると、中央値以上の世帯に比べ、中央値2分の1以上及び中央値2分の1未満の世帯では「自分で勉強する」、「塾で勉強する」と回答した割合がやや低い傾向が見られます。

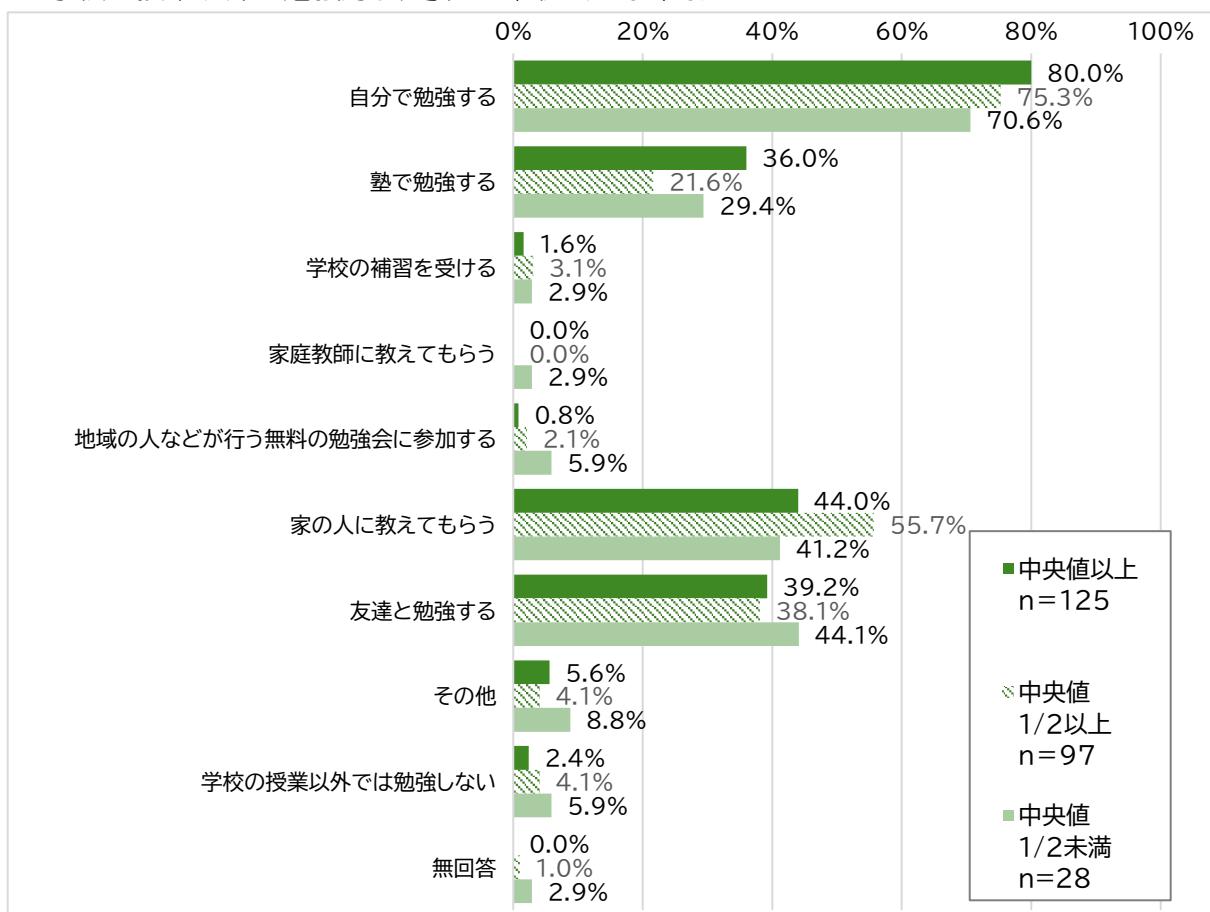
●学校の授業以外の勉強方法

問：あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか。学校の宿題や、塾などの勉強もあわせて回答してください。※複数回答



資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

●学校の授業以外の勉強方法/等価世帯収入の水準別



資料：子ども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

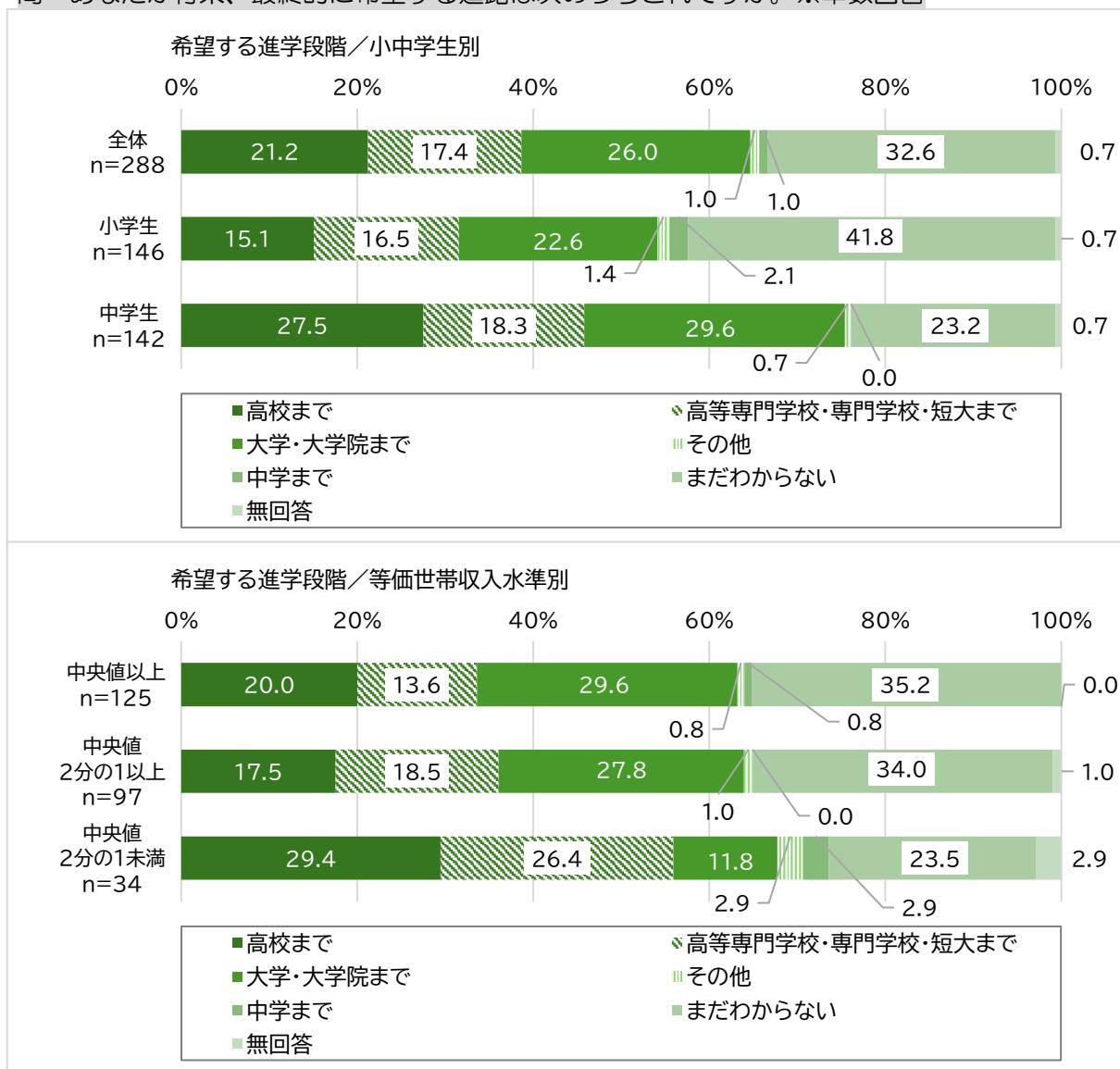
② アンケート調査から見る希望進路の状況

小中学生を対象としたアンケート調査において、希望の進路（最終的なもの）を聞いたところ、全体では「大学・大学院まで」が最も多く約2割半ばとなっており、「高等学校まで」、「高等専門学校・専門学校・短大まで」と続きます。また、約3割が「まだわからない」と回答しています。

等価世帯収入の水準別に見ると、中央値以上及び中央値2分の1以上の世帯に比べ、中央値2分の1未満の世帯では「大学・大学院まで」を回答した割合が低く、「高校まで」と回答した割合がやや高い傾向が見られます。

●進路の希望

問：あなたが将来、最終的に希望する進路は次のうちどれですか。※単数回答



資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

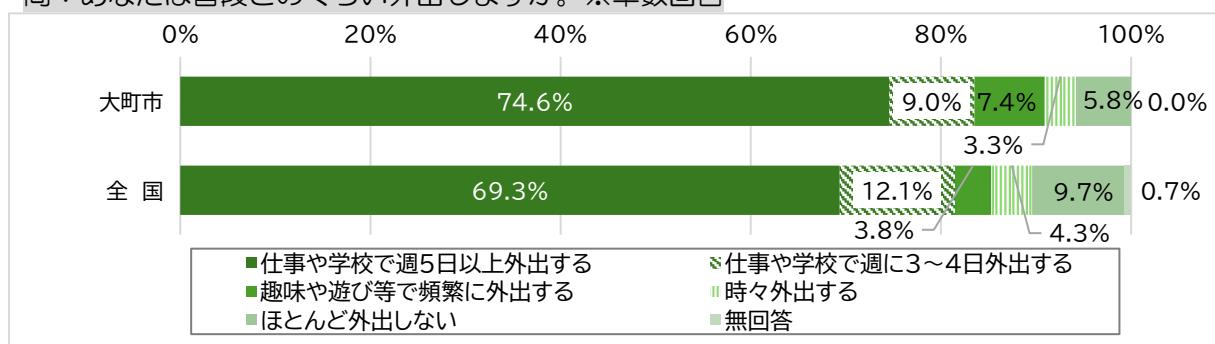
(2) 高校生・若者の生活状況

① アンケート調査から見る外出の状況

高校生・若者を対象としたアンケート調査によると、外出の頻度としては、「仕事や学校で週5日以上外出する」が約7割半ばと最も多く、次いで「仕事や学校で週に3~4日外出する」が約1割となっています。全国値と比べ、「仕事や学校で週5日以上外出する」と回答した割合が高い傾向が見られます。一方、「ほとんど外出しない」は5.8%(7人)となっています。

●外出の頻度/全国値との比較

問：あなたは普段どのくらい外出しますか。※単数回答



資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

※上記の「ほとんど外出しない」は、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけが外出する」(2.5%)、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」(2.5%)、「自室からは出るが、家からは出ない」(0.0%)、「自室からほとんど出ない」(0.8%)の合計。

「ほとんど外出しない」と回答した方に、その期間を聞いたところ、6か月以上その状態を継続している方は6人となっており、その理由を聞いたところ、「職場にはじめなかったこと」、「病気」、「妊娠したこと」、「新型コロナウイルス感染症が流行したこと」、「その他」、「特に理由はない」という回答がありました。

●「ほとんど外出しない」方の期間の内訳

問：あなたの外出状況が現在の状態となって、どのくらい経ちますか。※単数回答

	回答数
「ほとんど外出しない」状況で期間が6か月未満	1
「ほとんど外出しない」状況で期間が6か月以上	6
「ほとんど外出しない」合計	7

資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

② ひきこもり支援対応件数

本市のひきこもり支援対応件数は、令和6年度で35件となっています。

●ひきこもり支援対応件数



資料：福祉課

(3) アンケート調査から見る小中学生、高校生・若者の意識等

① 自己認識

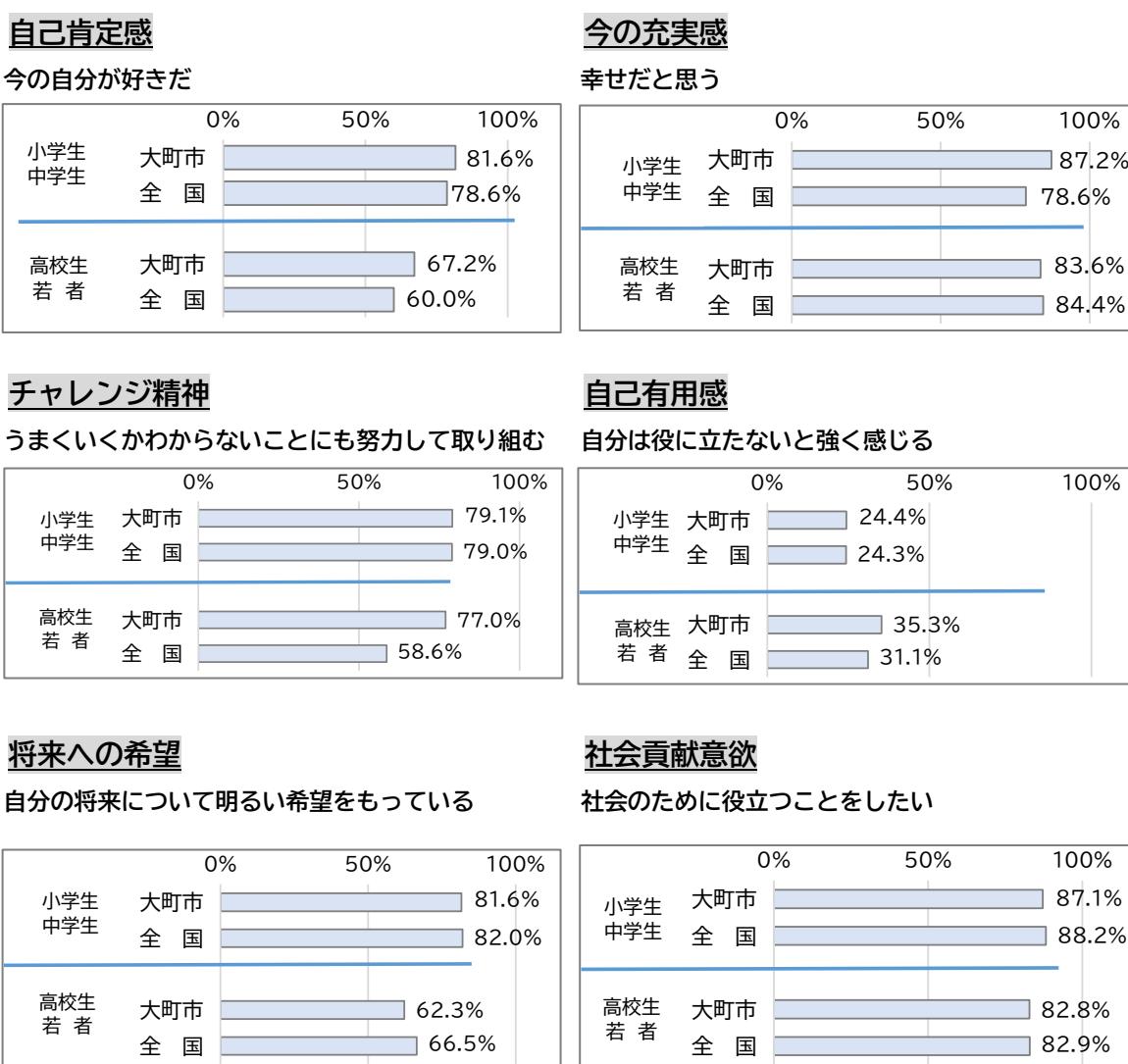
以下は、小中学生及び高校生・若者を対象としたアンケート調査において、自己に関する6項目について、肯定的な認識（「そう思う」+「どちらかといえば、そう思う」）を示した方の割合を示しています。

小中学生については、「今の充実感」では全国値より本市の方がやや高くなっています。他の5項目では全国値と同程度となっています。

高校生・若者については、「自己肯定感」、「チャレンジ精神」の2項目で全国値より本市の方が高くなっています。他の4項目では全国値と同程度となっています。

●自己認識/全国値との比較

問：あなたは、次のことについてどう思いますか。



資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

②居場所に対する認識

以下は、小中学生及び高校生・若者を対象としたアンケート調査において、「家庭」、「学校」、「地域」、「職場」、「インターネット空間」の5つの場ごとに、「居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）になっている」、「相談できる人がいる」、「助けてくれる人がいる」の3項目について、肯定的な認識（「そう思う」+「どちらかといえば、そう思う」）を示した方の割合を示しています。

「家庭」に関しては、3項目いずれについても、肯定的な回答者の割合が5つの場のなかで最も高く、特に「居場所になっている」と「助けてくれる人がいる」に対する肯定的な回答者の割合は約9割となっています。

「学校」に関しては、「助けてくれる人がいる」と「相談できる人がいる」の2項目について、肯定的な回答者の割合が「家庭」に次いで高くなっています。

「地域」に関しては、「居場所になっている」について、肯定的な回答者の割合が「家庭」に次いで高くなっています。

全国値と比較すると、「家庭」、「学校」、「地域」について、「居場所になっている」、「助けてくれる人がいる」に対する肯定的な回答者の割合が、全国値よりも本市の方が高い傾向が見られます。

●居場所に対する認識/全国値との比較

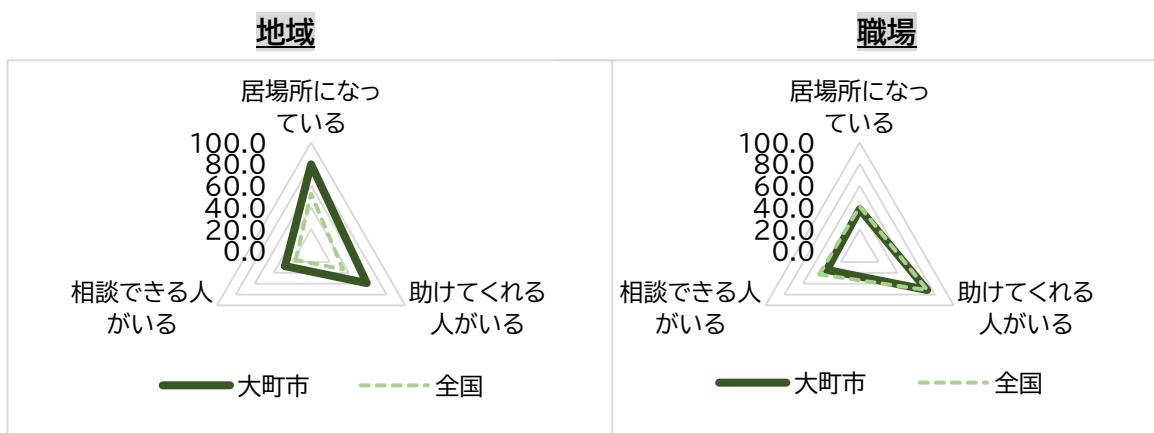
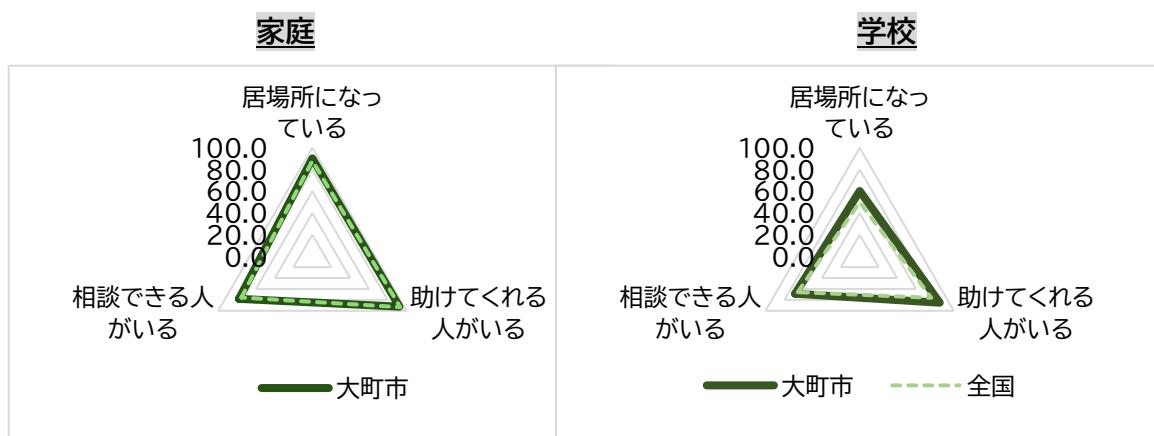
問：次の場所は、あなたにとってほっとできる場所、安心できる場所になっていますか。

問：どのように関わっていますか。

	大町市（小中学生+高校生・若者）			全国		
	つ て い る 居 場 所 に な	る 人 が い る 助 け て く れ	人 が い る 相 談 で き る	つ て い る 居 場 所 に な	る 人 が い る 助 け て く れ	人 が い る 相 談 で き る
家庭	90.2	92.4	78.0	88.0	93.3	75.5
学校	60.2	85.1	68.5	49.9	76.1	65.7
地域	79.8	59.0	27.8	52.8	33.7	16.5
職場*	38.5	71.7	34.8	41.0	72.0	42.9
インターネット空間	50.7	10.7	8.5	58.2	15.7	13.5

※「職場」については、高校生・若者で就労している方のみを対象。

●居場所に対する認識/全国値との比較



資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

③小中学生の居場所の希望

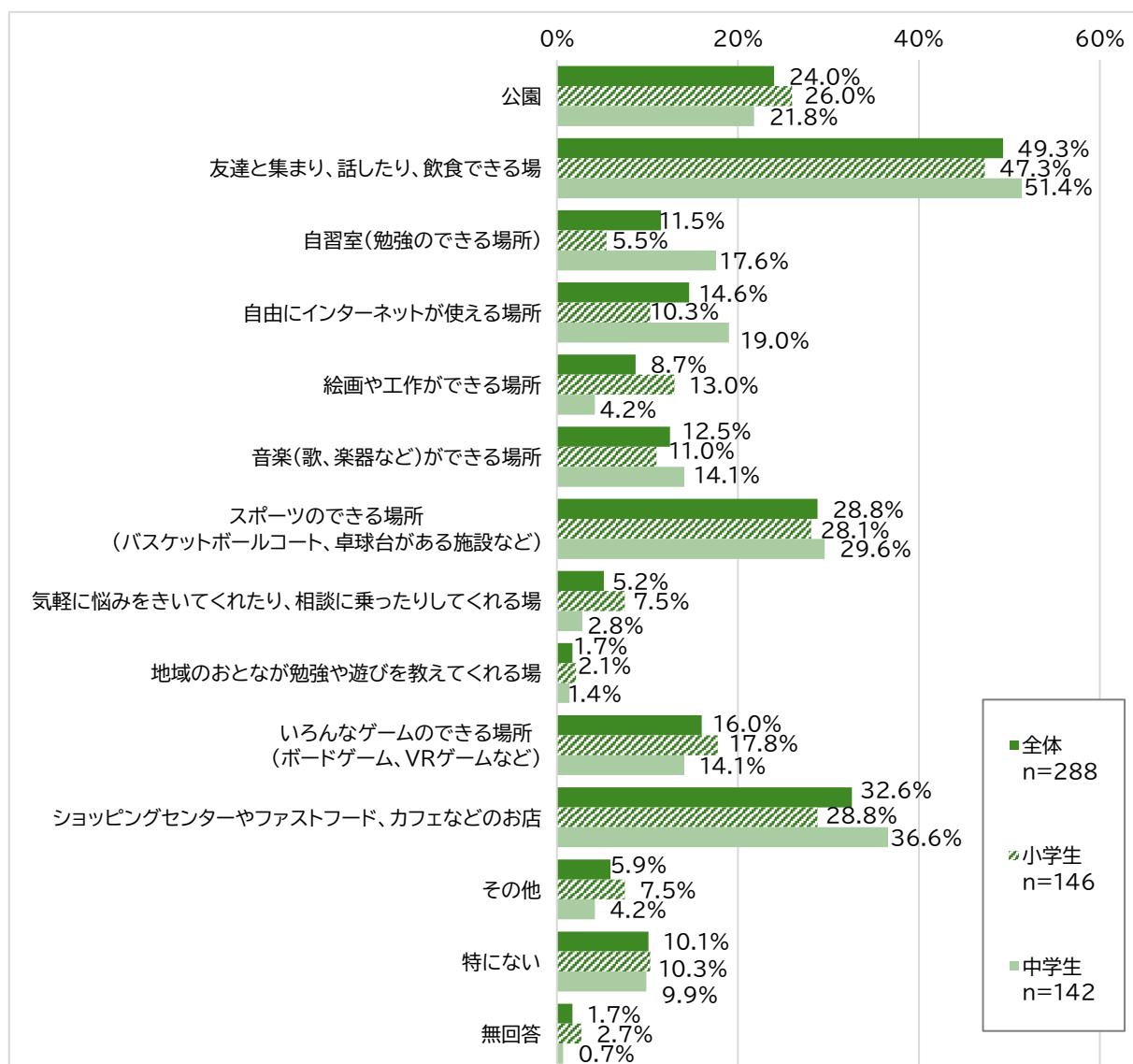
小中学生を対象としたアンケート調査において、家と学校以外で過ごす居場所の希望を聞いたところ、小中学生ともに「友だちとおしゃべりや飲食ができる場所」が最も多く約5割、次いで「ショッピングセンターやファストフード、カフェなどのお店」、「スポーツのできる場所（バスケットボールコート、卓球台がある施設など）」、「公園」と続きます。

友だちとの交流ができる場所や運動のできる場所を求める方が多く見られます。

●あつたらしいと思う放課後の居場所/小中学生別

問：あなたは、家と学校以外で過ごす場所として、どんな場所があるといいと思いますか。

※複数回答



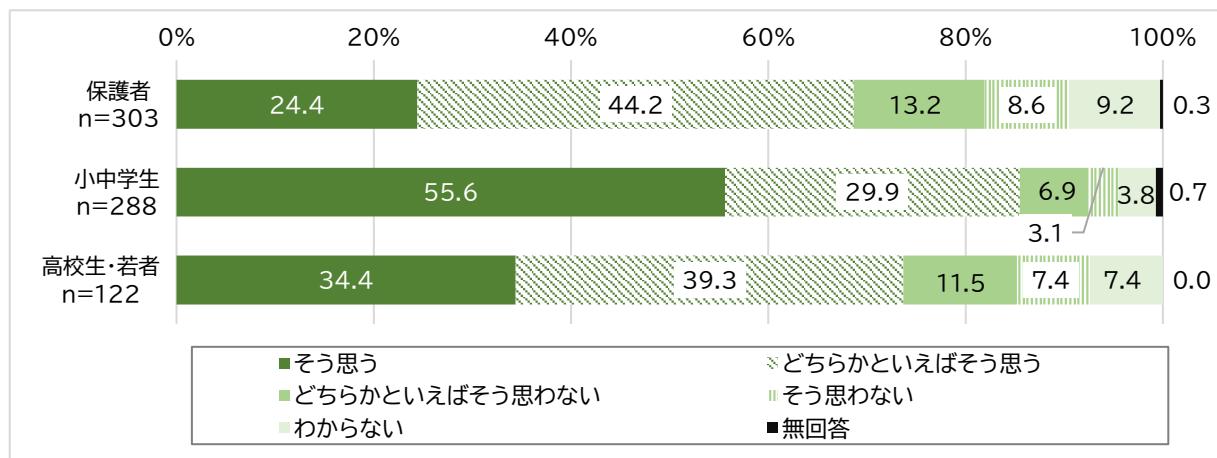
④大町市への意識

小中学生及びその保護者、高校生・若者を対象としたアンケート調査において、「大町市が好きだと思うか」を聞いたところ、保護者では「そう思う」が約2割半ば、「どちらかといえばそう思う」が約4割半ば、小中学生では「そう思う」が約5割半ば、「どちらかといえばそう思う」が約3割、高校生・若者では「そう思う」が約3割半ば、「どちらかといえばそう思う」が約4割となっています。

合計すると、小中学生の約8割半ば、保護者及び高校生・若者の約7割が大町市に対し、好意的な回答をしている状況です。

●大町市が好きだと思うか

問：あなたは、大町市が好きだと思いますか。※単数回答



資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

また、その理由を聞いたところ、いずれの調査でも「景色がきれい」、「空気や水がおいしい」等、大町市の自然豊かな環境を記述いただいた方が多く見られました。加えて、自由意見の中では、大町市の豊かな自然や伝統文化を生かしたイベント・取組の充実やアピールを望む声も複数見られ、大町市の環境そのものに愛着や誇りを持っている方が多いと考えられます。

一方で、生活環境の不便さについての記述も多く見られ、「買い物をする場所が少ない」、「遊び場所が少ない」、「働く場所が少ない」、「バスや電車などの公共交通の便数の少ない」と回答している方が複数見られました。自由意見の中でも、空き店舗や統廃合後の学校施設の活用や、交通・移動手段に関する支援の充実を望む声も複数見られ、生活利便を向上させる取組が求められていると考えられます。

(4) 本市の概況まとめ

少子化の状況

○本市の18歳未満人口は、年々減少し、令和7年4月1日現在、2,699人、総人口に占める割合は10.7%となっています。令和2年と比べ、590人減となっています。また、本市の出生数も緩やかな減少傾向にあり、令和5年時点で102人となっています。

子ども・若者を取り巻く家庭の状況

○小中学生保護者を対象としたアンケート調査によると、約1割が「貧困の課題を抱えている世帯」、約3割半ばが「貧困の課題を抱えるリスクが高い世帯」であると想定されます。また、家族形態別に見ると、両親世帯と比べ、ひとり親世帯では「貧困の課題を抱えている世帯」及び「貧困の課題を抱えるリスクが高い世帯」の比重が高い傾向が見られます。

子ども・若者の状況

○小中学生を対象としたアンケート調査において、小中学生の学習状況をみると、「貧困の課題を抱えている世帯」及び「貧困の課題を抱えるリスクが高い世帯」において「自分で勉強する」、「塾で勉強する」と回答した割合がやや低い状況です。

○小中学生を対象としたアンケート調査において、小中学生の進路状況をみると、「貧困の課題を抱えている世帯」では「大学・大学院まで」を回答した割合が低く、「高校まで」と回答した割合がやや高い状況です。

○高校生・若者を対象としたアンケート調査において「ほとんど外出しない」状況で期間が6か月以上継続していると回答した方は6人いました。近年、「様々な要因により、社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を避け、原則として6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」がひきこもり状態と定義され、長期化、高年齢化している方への支援が課題となっています。

アンケート調査から見る小中学生、高校生・若者の意識等

○小中学生の自己認識については、「今の充実感」に対する肯定的な認識を示している割合が、全国値より大町市の方がやや高くなっています。他の5項目では全国値と同程度となっています。高校生・若者の自己認識については、「自己肯定感」、「チャレンジ精神」の2項目で全国値より大町市の方が高くなっています。他の4項目では全国値と同程度となっています。

○小中学生及び高校生・若者が「居場所」として肯定的に認識している場所は、家庭は約9割、学校は約6割、地域は約8割、職場は約4割、インターネット空間は約5割となっており、全国値と比べると家庭、学校、地域の割合が高くなっています。

○小中学生が家と学校以外に過ごす場所の希望としては、小学生・中学生ともに「友だちとおしゃべりや飲食ができる場所」、「ショッピングセンターやファストフード、カフェなどのお店」、「スポーツのできる場所（バスケットボールコート、卓球台がある施設など）」、「公園」など友だちと交流のできる場所や運動のできる場所を求める割合が高くなっています。

第3章 計画の理念と基本方針

1 計画の基本理念

将来にわたり笑顔で幸せに輝く 「おおまちっ子が主人公」のまち

大町市では、こどもを「権利の主体」として尊重し、全てのこどもが自分らしく成長し、将来にわたり幸せに暮らせる地域社会を実現します。豊かな自然と多様な人々とつながりながら、一人ひとりが学び、挑戦し、健やかに輝くことのできる環境づくりを進めます。

令和7年3月に策定した「大町市子ども・子育て支援事業計画」では、こどもや子育てをめぐる基本姿勢として「主人公であるこども自身の立場や視点」を重視することを掲げています。本計画においても、こどもを中心とした施策を推進します。

こども・子育て関連の事業やサービスが充実しつつあるなか、保護者支援に加え、こどもにとって心地よく安心して育つための環境づくりがこれまで以上に重要となっています。

令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」は「こどもまんなか社会」の実現を目指すものです。これは、日本国憲法、こども基本法及びこども権利条約の精神に則り、全てのこども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長できる社会を指します。また、心身の状態や置かれている環境にかかわらず、こどもがその権利を等しく保障され、身体的・精神的・社会的に将来にわたり幸せ（ウェルビーイング）に暮らせる社会をめざすものです。

大町市においてもこの理念を踏まえ、地域の誰もがこどもの育ちを支える「大町市版こどもまんなか社会」の実現をめざします。豊かな自然環境のもとで「おおまちっ子」がいきいきと育ち、保護者が安心して子育てできるよう、地域住民や多様な社会資源との連携を深めながら、効果的な取組を推進していきます。

2 計画の基本方針

こどもや子育ての環境づくりは、多様な分野にまたがるものであり、まちづくり全体の視点から進めていくことが必要です。「おおまちっ子」が豊かに育つ環境を整えるため、本計画では3つの基本方針を設定し、バランスの取れた多様な取り組みを推進します。

保護者、地域社会、行政など、あらゆる主体がこども・子育てをともに考え、行動することで、「おおまちっ子」がいきいきと育つ環境の実現をめざします。

（1）こども・若者の健やかな成長を支えます

こども・若者は、未来を担う社会の希望です。乳幼児期から成人まで、家族の愛情に支えられ、自己肯定感を高めることで、自らの成長する力を十分に発揮できます。未熟な面に対しては社会的支援が必要であり、将来に向けた夢や目標をもち、その実現に向かって努力できる環境づくりが重要です。

結婚・出産から乳幼児期、学童期を経て大人になるまで、良質で適切な教育・保育の場や個々のニーズに応じた切れ目のない支援を提供することで、こども・若者の思いやりの心と生きる力を育み、自立に向かう成長を支えます。

（2）きめ細やかな支援で子育て家庭を支えます

家庭はこども・若者にとって最も重要な成長の場です。しかし、子育ての負担が母親に集中する家庭も多く、「不安がある」「ゆとりがない」という声も聞かれます。

また、生活習慣の基礎づくりや、社会性を育むためには、大人（親）がこどもと向き合う時間が必要であり、安心して過ごすことのできる家庭環境が求められます。大人がこども・若者一人ひとりの人権を尊重することで、こども自身が自己の大切さを理解し、他者の人権も尊重できるようになります。

子育て家庭に対する支援体制を充実するとともに、男女が互いに尊重し協力して子育てできる環境づくりを支援します。

（3）子育てを地域全体で支えます

こども・若者の姿は社会を映す鏡でもあり、健全育成のためには地域社会全体の健全性が不可欠です。地域には、子育てを支える重要な役割があります。

安全確保の見守りや、日常の適切な助言・支援が行われるためには、こども・若者と大人との信頼関係が必要であり、地域の教育力の向上が求められます。そのため、こどもも大人も地域で多様な人と交流し、生活体験、社会体験、自然体験などを通して、社会を生き抜く力を育むことが大切です。

こども・若者の「生きる力」を育むため、家庭と地域、教育・保育施設や学校など関係機関が連携し、地域力を高め、安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

3 施策の体系

基本理念“「おおまちっ子」が主人公”を支える基本方針として「1 こども・若者の健やかな成長を支えます」「2 きめ細やか支援で子育て家庭を支えます」「3 子育てを地域全体で支えます」の3本柱を据え、各基本方針に紐づく具体的な施策を記載しています。

なお、第4章に列挙した具体的な施策は、次世代育成支援法に基づく「大町市次世代育成支援行動計画」の施策を包含するものであり、その中の子育て施策のうち子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業」として位置付けられている事業については、第5章に事業の内容及び「量の見込み」「提供体制」等を記載し、子ども・子育て支援事業計画としています。

■基本理念 将来にわたり笑顔で幸せに輝く 「おおまちっ子が主人公」のまち

■基本方針

- 1 こども・若者の健やかな成長を支えます
- 2 きめ細やか支援で子育て家庭を支えます
- 3 子育てを地域全体で支えます

■基本施策

- 1 (1) 結婚・出産支援の推進
(2) 母子の健康確保及び医療の推進
(3) 多様な保育ニーズへの対応
(4) 放課後児童等の健全な育成
(5) こども・若者の生きる力の育成
- 2 (1) 支援が必要なこども・家庭への支援の充実
(2) こどもの権利養護と虐待等の防止
(3) こどもの貧困対策と子育て家庭への経済的支援の充実
(4) 子育て家庭への相談支援の充実
- 3 (1) 地域の中でこどもを育む
(2) 子育てしやすい環境の整備
(3) こどもを事故や犯罪から守る環境作り
(4) ワークライフバランスの推進

■具体的な施策 各課の子育て施策

(次世代育成支援行動計画または子ども・子育て支援事業
計画に該当する事業)

第4章 基本施策の展開

基本方針に沿って子育てに関する市の施策の展開と事業内容について記載します。

記載事業のうち、子ども・子育て支援事業に該当するものについては事業名下に【支援事業】と明記しています。

1 子ども・若者の健やかな成長を支えます

(1) 結婚・出産支援の推進

◆現状と課題◆

本市の出生数は、減少傾向にあり、出生率についても長野県全体を下回る状況となっています。若者が思い描く住み慣れた地域でのライフスタイルを実現しつつ、希望する人に対して結婚につながる支援が求められています。

また、さまざまな理由で子どもを育てたくても育てられない人に対しての適切な支援が求められます。

◆関連する調査結果◆

調査区分	質問内容	調査結果と課題
小中学生調査③	大人になったときどのようになっているか	将来、結婚・子育てしていると考えている人が小中学生の時点より高校生・若者世代の方が低下する傾向がある。
高校生・若者調査④	20年後、どのようになっているか	⇒将来への希望や安心感を高め、結婚・出産をしやすい環境づくりが必要。

◆施策の方向性◆

① 若者の出会い・結婚支援

若者の結婚につながるきっかけづくりや相談などの支援を実施します。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
1	結婚相談所運営事業 (大町市ハピネスサポートセンター)	定住促進協議会が実施主体の結婚相談所運営事業。ながの結婚マッチングシステムを利用した公的結婚相談所を	地域や職域を超えた結婚支援を行うため、公的結婚相談所として、ながの結婚マッチングシステムの登録サポート等を行っている。登録促進のため、県のキャンペーンに加え、市独自のキャ

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
	(まちづくり産業課)	運営する。	ンペーンなども実施している。
2	移住×婚活 (まちづくり産業課)	県が主催する県内に移住等を希望する若者向けのイベントへの参加。	県内外をまたぐ広域的な出会い・交流につながる新たな場を創出することにより、結婚の希望をかなえる機会を提供する。

② 不妊・不育治療費助成の実施

子どもを授かりたいのに子どもができない場合や、妊娠はするものの流産、死産等を繰り返す場合に、不妊・不育の治療を受けるケースが増加していることを受け、不妊・不育治療費の助成を行います。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
3	不妊治療助成事業 (市民課)	平成17年度から不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成金として交付する事業。	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成金として交付する。継続実施し、妊娠を希望する市民の経済的負担の軽減を図り、妊娠・出産を支援する。
4	不育治療助成事業 (市民課)	不育症の治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成金として交付する事業。	不育治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成金として交付する。継続実施し、妊娠を希望する市民の経済的負担の軽減を図り、妊娠・出産を支援する。

(2) 母子の健康確保及び医療の推進

◆現状と課題◆

妊娠・出産は短期間に心身の大きな変化が生じる時期であり、妊婦健康診査の受診促進や母子保健施策のいっそうの充実が必要となっています。また、妊娠婦が安心して妊娠期から産後まで過ごせるよう、知識普及や保健指導の強化が求められています。

特に若年・高齢出産では負担やリスクが高まることから、正しい情報提供や相談体制の整備、未受診妊婦への確実なフォローが課題となっています。また、産科・小児科専門医師の確保や、結婚・出産に関する意識啓発も引き続き必要とされています。

さらに、妊産婦包括支援（伴走型相談支援）を推進し、妊娠届出時から産後まで継続的な面談や相談支援を行う体制づくりにより、不安の早期把握や必要な支援制度への確実なつなぎを図ることが求められています。

また、子どもの健やかな成長には、食育や乳幼児健康診査を通じた知識提供が重要であり、家庭と地域が連携して発達を支える環境整備が課題となっています。

なお、本市における小児医療体制は、市立大町総合病院が地域の基幹病院となっていますが、身近なかかりつけ医となる小児専門医療機関の充実などの課題もあります。また、夜間や緊急の場合の医療体制についても、病院群輪番制度の充実による受入体制の強化等、いっそうの充実が求められています。

◆関連する調査結果◆

調査区分	質問内容	調査結果と課題
保護者調査⑪	お金が足りなくて、医療機関に受診できないことがあったか	お金が足りなくて医療機関に受診できなかった経験が貧困世帯では多い傾向が見られる。 ⇒ 経済的な理由による医療機関の受診控えを防ぐための支援が必要。
小中学生調査⑬	週にどのくらい食事をしているか (朝食・夕食)	ほとんどの児童が「毎日食べている」と回答しており、家庭で適切な食事の習慣を身につけられている。 ⇒食育に関しての継続した取組が必要。

◆施策の方向性◆

① 保健相談・指導の充実

保健相談や指導の充実により、結婚や出産についての啓発に努めるとともに、出産についての知識の普及を図ります。また、妊婦相談から、乳幼児健診、育児相談、離乳食教室、予防接種など、様々な機会をとらえて、育児不安の解消に努めます。さらに、父親の子育てへの参加意識と理解を深め、両親がお互いをいたわり、支え合いながら安心して子育てができる環境づくりを目指します。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
5	新生児訪問指導 (市民課)	出生後、早期に新生児を訪問し、保健指導を実施。	早期訪問により、新生児の身体状況の確認や育児不安の軽減を図り、継続的な相談・支援につなげている。今後も継続実施し、継続的な相談・支援につなげる。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
6	妊産婦訪問指導 (市民課)	希望する妊婦及び新生児訪問時の産婦全員に対し、健康管理及び相談を実施。	母親の産後の体調管理及び育児支援を実施し、個々の状況に応じ継続支援を行っています。今後も、継続的な取組を行い産後うつ病の予防を図る。
7	育児相談 (市民課)	乳幼児を対象に毎月相談事業を実施。個々の状況に合わせて発育・発達・育児等様々な相談の支援・相談を実施。	乳幼児を対象に毎月相談事業を実施。今後も、定期的に実施し、育児についての不安や悩みの軽減を図ると共にこどもの健やかな発育・発達を支援する。
8	乳幼児訪問指導 (市民課)	支援が必要な乳幼児とその親を対象として訪問相談を実施。	個別的な支援が必要な乳幼児及び保護者に対し訪問指導を実施。ニーズに応じた相談支援を継続実施する。
9	子育て支援・母子保健啓発活動 (市民課)	子育て支援・母子保健に関する情報を市ホームページ・個人宛通知・チラシ・アプリ等により提供している。継続実施により、情報にアクセスしやすい環境を推進する。	子育て支援・母子保健に関する情報を市ホームページ・個人宛通知・チラシ・アプリ等により提供している。継続実施により、情報にアクセスしやすい環境を推進する。
10	女性のからだ相談 (市民課)	女性特有のからだの悩み相談を、育児相談と併せて実施。	女性特有の健康に関する相談事業を育児相談と併せて実施。継続実施し女性のセルフケアの周知を図ると共に、健康の保持増進を勧める。
11	妊婦等包括相談支援事業 【支援事業】 (18) (市民課)	妊娠時から産後まで継続して伴走型相談支援を行う。	出産・子育て応援給付金の申請に合わせ、相談支援を行い、出産・育児等の見通しを持てるよう支援していく。
12	父親の子育て参加推進事業 (子育て支援課)	子育て支援センターで未就園児の父親を対象に実施。父親が母親と共に子育てに携わっていくよう支援。	父親の子育てへの積極的参加が進み、子育て支援センターで開催している親子教室へ出席する父親も増えている。今後、保護者のニーズなど踏まえ、父親の子育て参加事業も行っていく。
13	妊産婦通院支援事業 (市民課)	分娩・定期通院・健診の際にかかる通院料金の一部を助成。	妊娠届提出時に1回8,000円分の「大町市妊産婦タクシー乗車券」を4枚交付している。 分娩医療機関や健診医療機関へ安心して通えるよう、継続して実施予定。

② 妊娠・出産・育児期における保健サービスの充実

安全に妊娠・出産期を過ごせるよう、妊婦・乳児健康診査などの支援を行っています。妊婦に対する健康診査及び産後ケア事業の実施に当っては、医療機関との連携体制の構築が重要であることから、必要に応じて周産期医療体制や精神疾患の医療体制との連携を図るとともに、託児サービス等の充実を図ることで第2子以降でも健診を受けやすい環境づくりに努めます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
14	母子健康手帳の交付 (市民課)	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付。	切れ目ない支援のスタート、継続支援の端緒として信頼関係形成の重要な機会と捉え、相談支援に努める。
15	妊婦歯科健康診査 (市民課)	妊娠中の口腔内状態の悪化防止のため歯科医院での妊婦歯科検診及び歯科保健指導を実施。	妊娠定期に健診受診を勧め、口腔衛生の向上を図っている。今後も妊娠と歯周疾患との関係について周知を図り、妊婦の口腔衛生の向上に努める。
16	妊婦一般健康診査の実施 【支援事業】 (3) (市民課)	妊娠中の異常の早期発見や母体の健康の保持増進のために、妊婦健診の助成を実施。	妊娠中の異常の早期発見や母体の健康の保持増進のために、妊婦健診の助成券を発行。継続実施し、妊娠中の定期健診受診を促進する。
17	産婦健康診査 (市民課)	医療機関において、産後のうつ予防や、体調管理を実施する事業。	産後の急激な体調や環境の変化によるうつ病を予防し体調管理するために実施。今後も、医療機関との連携を継続し、うつ病の予防及び早期対応を行い、健やかな子育てを支援する。
18	養育支援訪問事業 【支援事業】 (5) (市民課)	養育不安や産後うつなど、産後の養育について支援が必要な家庭に保健師・助産師等が訪問し支援する事業。	産前・産後の相談や健診等において信頼関係を築くこと、支援を必要とする家庭を確実に捕捉することにより、適切に支援を提供していく。
19	産後ケア事業 【支援事業】 (19) (市民課)	出産後の体の回復や授乳等、育児に不安のある母子を対象に、助産院等に宿泊して指導や相談を実施する事業。	出産後の体の回復や授乳等、育児に不安のある母子を対象に、助産院等において指導や相談を実施。今後も、実施機関との連携を密にし、産婦の体調管理や、不安感の軽減を図る。

③ 結婚・出産・育児に対する肯定的な意識の醸成

若者の結婚・出産・育児に対する肯定的な意識の醸成や、出産に関する情報の提供、さらに、母親・父親になるための学びの機会の確保に努めます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
20	両親学級の開催 (市民課)	妊娠中の生活に関する知識の普及をする。また、安心して出産・育児ができるよう保健指導を実施。	妊娠期の健康管理及び出産・育児等に対する準備を行えるよう教室を開催している。今後は、市立大町総合病院の専門職の協力を得て内容を充実させ実施する。
21	出張講座 (市民課)	小中学校の児童・生徒を対象として、小中学校へ助産師等が訪問し、生命の誕生や命の尊さについて講演する事業。	小中学校の求めに応じ、助産師等が生命の誕生や命の尊さについて講演している。 今後も、学校の要望に応え、実施する。
22	ふれあい体験学習 (思春期体験事業) (学校教育課)	命の大切さを学び、育児について関心を高めるため、乳幼児健診等に併せて、抱っこ体験等を実施。小・中・高学生と乳幼児とのふれあい体験学習の実施。	命の大切さを体験学習できる機会を提供し、次世代の親としての意識の醸成を図ります。

④ 子どもの健やかな発達の促進

健診の実施や親子教室を開催し、それに併せて相談の機会を確保することにより、成長・発達に関する知識の普及と疑問や不安の解消を図ります。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
23	保育所等健康診断・歯科検診 (子育て支援課)	年2回の健康診断、年2回の歯科検診・歯科指導。	健康診断及び歯科検診を、委託により実施している。児童の健康保持を図るために継続して実施する。
24	乳児一般健康診査の実施 (市民課)	医療機関において、乳児の疾病予防・健康の保持増進について指導。	乳児期の疾病の早期発見及び健康の保持増進のために、医療機関における健診受診券を交付。 今後も保健センターで行う乳幼児健

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
			診・相談事業と併せて乳児の健やかな発育を支援する。
25	乳幼児健康診査・相談事業 (市民課)	乳幼児の健康の保持増進を図るため健診を実施し、疾病の予防・健康の保持増進に必要な保健指導を実施。 (2か月児、4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に身体計測、内科診察、歯科検診、栄養相談、グループ学習、その他育児に関する相談を実施)	乳幼児の健康の保持増進を図るため2か月児、4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に健診及び相談事業を継続実施し、成長段階に合わせ健康の保持増進を図ると共に、保護者の育児力を育てる支援を行う。
26	4・5歳児健康診査 (市民課)	保育園、認定こども園等で健康診査を受ける機会のない児を対象に3歳児健診と同日に身体計測、内科検診、歯科検診を実施。	健康診査を受ける機会のない児を対象に3歳児健診と同日に身体計測、内科検診、歯科検診を実施。今後も、健診機会の提供を通じ、幼児の健康保持増進を図る。
27	親子教室・親子ひろばの開催 (市民課) (生涯学習課) (子育て支援課)	集団での遊び体験を通しながら親子で楽しく遊び、不足しがちな親子のスキンシップや友達づくりを支援。	子育て教室の開催により、コミュニティの構築による孤立化の防止、情報とスキルの提供による親の子育てへの自信、子どものコミュニケーション能力の発達促進などを図っている。 今後も子育ての力を高めるため、少子化の現状を踏まえながら計画し、講座、教室を行っていく。
28	予防接種の実施 (市民課)	乳幼児、小中学生を対象に「予防接種法」、「結核予防法」に基づく予防接種を実施。	乳幼児、小中学生を対象に「予防接種法」、「結核予防法」に基づく予防接種を実施。 今後もわかりやすい情報提供に努め、確実な接種を推進する。
29	5歳児発達相談 (子育て支援課)	年中児を対象とした発達段階の確認及び子育てや就学に向けた相談	専門相談員による、発達確認と支援方法把握、保護者との就学に向けた課題共有・相談を行っている。効果的な検

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
		を実施。	查課題や実施方法を検討しながら継続実施する。

⑤ 食育の推進

食に関する学習機会の充実や食事作りの体験、情報の提供に努めることで、小さいうちから健全な食事習慣を身につけ、栄養バランスを考慮した食事などについて学ぶ機会を提供するとともに、第4次大町市食育推進計画に沿った食育を進めます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
30	離乳食教室の開催 (市民課)	離乳食に関する保健指導。 ・ごっくん教室 生後4か月以降の乳児及びその親を対象に、離乳食についての学習や調理実習・試食 ・もぐもぐ教室 生後7か月以降の乳児及びその親を対象に、離乳食の進め方についての学習、調理実習・試食と乳児の食べ方の確認を実施。	乳児の口腔・消化機能に合わせた離乳食の調理、与え方に関する教室を実施。 継続実施し、実生活で役立つ離乳食の基礎を指導する。
31	食育事業の推進 (市民課)	食育推進協議会(平成19年度設立)を中心とし、食に関する各種施策を立案。	第3次食育推進計画の評価では、食育に関心のある人の割合や、地産地消の認知度の向上、健康な食事を提供する飲食店が増えた。一方、肥満者の割合が増加傾向にあり若い世代の食生活上の課題も明らかとなった。 継続して、地域・家族ぐるみで食を通じた健康づくりを目指し食環境整備を推進する。
32	ボランティア(食生活改善推進員等)の活動支援	親子を対象とした適切な食習慣の自立形成に向けた講義及び調理実	食育健康ボランティアと連携し野菜を栽培、収穫物を使用した適塩料理集を作成。市内小売店にバランス食等の掲

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
	(市民課)	習の開催。(県の委託事業)	示を実施。健康な食提供店のシェフを講師に、適塩・バランス食を学ぶ実習教室を開催しケーブルテレビ放映を通じ啓発を行った。 今後も、機会を捉え、食を通じた健康づくりに無理なく取組める環境づくりを推進する。
33	食に関する情報提供 (市民課)	給食試食会の開催、広報等による幅広い啓発、サンプルケースによるメニュー展示。 乳幼児健診、各種教室で、体の仕組みや個人にあった食べ方を学習する機会を持つ。	乳幼児健診時に、子どもの尿中塩分量測定を実施し、家族の食生活が子どもの食習慣定着に重要であることを啓発している。 また、電子母子手帳アプリに食と健康に関する情報を季節ごとに掲載。 継続して、機会をとらえた情報提供を行い、食を通じた健康づくりを推進する。

⑥ 小児医療体制の充実

子どもが必要とする適切な医療を安心して受けられるよう、小児医療体制の充実について関係機関へ要望していきます。また、子どもの疾病予防、早期発見・治療のために、身近な医療機関の利用による「かかりつけ医」の普及を図ります。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
34	病院群輪番制病院運営事業 (市民課)	通年の夜間及び休日ににおける2次救急(重症救急患者)医療機関を輪番制で指定し、診療を実施。	休日、夜間等における2次救急医療に対応するため、現体制を維持する。
35	休・祝日緊急当番医(内科)事業 (市民課)	休日・祝日(年末年始を含む)の救急外来に対応するため、大北地域を北部・中部(大町市)・南部において、地区ごとの緊急当番医が診療を行う。	緊急時に備え、休日及び祝日における医療体制を維持する。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
36	休・祝日歯科緊急当番医事業 (市民課)	休日・祝日（年末年始を含む）の緊急外来に対応するため、大北地域全体で1歯科医が当番制で診療を行う。	緊急時に備え、休日及び祝日における医療体制を維持する。

（3）多様な保育ニーズへの対応

◆現状と課題◆

3歳未満児の保育需要の増加や延長保育への対応など、多様な教育・保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実（保育士の確保、医療的ケア児等の支援の必要な児童への対応、施設の整備）が課題です。また、今後の児童数の減少に対応した運営方法について、様々な観点から課題を整理し、将来の保育サービス、施設整備のあり方等の検討を進める必要があります。

◆関連する調査結果◆

調査区分	質問内容	調査結果と課題
保護者調査⑤	保護者の就労状況について	半数以上が共働き世帯。 ⇒延長保育、一時預かり、病児・病後児保育といった多様な保育サービスの提供が必要。
保護者調査⑥	就学前の教育・保育施設等の利用状況について	3~5歳児のほとんどが、認可保育所・認定こども園を利用している。 ⇒待機児童が発生しないよう、人材の確保等受入体制の確保が必要。

◆施策の方向性◆

① 多様な保育サービスの提供

これまで実施している「延長保育」、「障がい児保育事業」、「一時預かり事業」などの事業は継続して実施します。乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、体制構築の整備を図ります。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
37	延長保育事業 【支援事業（9）】 (子育て支援課)	保育所等の通常の開所時間外の保育ニーズへの対応を	保育園及び認定こども園全園で実施している。 公立保育園では、保育士の高齢化の課題

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方針
		図る保育事業。	はあるが、人材確保等受入体制の確保に努め継続して実施する。
38	障がい児保育事業 (子育て支援課)	集団保育が可能な障がい児を受け入れた保育事業。	加配保育士を配置し受け入れを行っている。支援が必要な児が増加傾向にあり、引き続き人材確保等受入体制の確保に努め継続して実施する。
39	地域活動事業 (子育て支援課)	保育所等の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業。	公民館等と連携して地域交流・世代間交流の行事などを行っている。今後も継続して実施する。
40	乳児保育事業 (子育て支援課)	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための生後6か月からの保育事業。	生後6か月からの受け入れは、保育園1園及び家庭的保育事業1園で行われる。 利用希望に対応するため、人材確保等受入体制の確保に努め継続して実施する。
41	相談窓口の設置 (子育て支援課)	児童・保護者の要望等に迅速かつ適切に対応するため、第3者を加えた相談窓口の設置。	保育園及び認定こども園全園で実施している。 児童・保護者等の要望に対応するため継続して実施する。
42	一時預かり事業 【支援事業】(8) (子育て支援課)	保護者の事情で一時的に家庭での保育が困難になった場合、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点等において、預かり保育を行う事業。	保育園及び認定こども園全園で事業を実施している。一時預かりに対応する保育士の確保等にも取組んでいく。
43	乳児等通園支援事業 【支援事業】 (こども誰でも通園制度) (17) (子育て支援課)	保育所や認定こども園等を利用していない就学前児童を、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所等	令和8年度からの実施に向けて、特定教育・保育施設の提供体制について調整を図っていく。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方針
		で預かる事業。	
44	病児・病後児保育事業 【支援事業】 (10) (子育て支援課)	施設の専用スペース等において病気回復期にある児童を一時的に預かる事業。	北アルプス連携自立圏事業として市内医療機関1か所で実施している。利用者数は増加傾向であり、継続して実施する。

② 持続可能な保育の確立と保育所の目指す姿の実現

3歳未満児の保育需要が増加し、保育士が不足する中、持続可能な保育を確立するとともに、公立保育所の目指す姿を示し、その実現を推進します。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方針
45	公立保育所再編事業 (子育て支援課)	持続可能な保育を確立し、公立保育所の目指す姿の実現に向け、公立保育所の再編を進める。	3歳未満児の保育需要の増加や全国的な保育士不足の中、持続可能な保育を確立する。公立保育所の目指す姿を示し、その実現に向け保育所の再編を進める。
46	通常保育事業 (子育て支援課)	仕事等により家庭で保育ができない子どもの保育、未満児の受入等、待機児童が発生しない保育体制の整備。	入園希望に対し全て受け入れができる。未満児の入園割合が増加傾向にあるため、待機児童が発生しないよう、人材確保等受入体制の確保に努める。
47	保育所等の整備 (子育て支援課)	施設の老朽化に伴う改築や計画的な修繕。認定こども園等への施設整備補助金の交付。	建築年の経過により、設備の修繕等が必要になっている。施設の維持・管理を適切に行うため、計画的に修繕等を実施する。

（4）放課後児童等の健全な育成

◆現状と課題◆

仕事と子育てを両立できる環境には、放課後等（放課後や学校休業日）の児童の安全・安心な居場所づくりが重要です。放課後児童クラブ等、放課後等の子どもの居場所を提供します。

◆関連する調査結果◆

調査区分	質問内容	調査結果と課題
保護者調査⑤	保護者の就労状況について	半数以上が共働き世帯。 ⇒多様化する保護者の就労時間に対応できるよう、児童クラブの延長利用や開所時間の柔軟化（早朝・夜間）についての検討が必要。
小中学生調査⑯⑰⑱	放課後や休日はどのようにすごしているか。 どのような場所で過ごしたいか。	自宅や親せきの家で過ごすことがほとんどの一方で、過ごしたい場所の希望では、友達と集まれる場所という声も多く聞かれる。 ⇒安心・安全に過ごせる居場所の確保が必要。
ヒアリング調査（児童クラブ支援員）	困っていること	体調不良やトラブル時の静養・クールダウン用スペースの不足が見られる。また、児童の安全確保と個別対応を可能にする人員配置の強化が必要。 ⇒施設環境の改善及び支援員の確保。

◆施策の方向性◆

① 放課後こどもの居場所づくり

放課後を安全・安心に過ごすことができ、こども同士の遊びの体験を通じて、社会性を育むことができるように放課後の居場所を提供します。

また、全ての児童が多様な体験・交流活動を行うことができるよう、国が令和5年12月に示した放課後児童対策パッケージに基づき、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の一体的または連携した取組を進めていきます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
48	放課後児童対策の充実 (子育て支援課)	全ての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の両事業が連携し、総合的な放課後対策を推進する。	両事業を一体的に実施するため、交流活動等のプログラムの内容や実施日等を調整できるよう、各事業従事者が連携して取り組む。
49	放課後子ども教室の推進 (生涯学習課)	全ての児童を対象とした、放課後の安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て学習支援等の機会を提供する事業。	R5年度から市内の全ての小学校区域において「放課後子ども教室」を、週1回開催している。引き続き、支援ボランティアを募集しながら、活動内容の充実を図る。
50	児童育成支援拠点事業（見守りサポート事業 通所支援） 【支援事業】 (13) (子育て支援課)	児童福祉施設等の居場所に通所させることで児童の見守りを行う。主として要保護・要支援児童を対象とする。	要保護・要支援児童の家庭への介入の端緒としてまた継続的な状況把握のため、見守りが必要な家庭に適切に利用を促していく。

② 児童クラブの充実

保護者のニーズを把握しながら、放課後の居場所の整備・確保を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
51	放課後児童クラブの充実 【支援事業】(11) (子育て支援課)	児童に放課後の居場所を提供し、子育てと仕事の両立を支援する事業。	小学校の再編に併せて放課後児童クラブの設置場所についても見直しを行い、利用者数や児童数に応じた支援員等の配置に努める。 また、今後の利用者数の推移や施設の老朽化等を踏まえ、利用希望に適切に対応できる施設整備に努める。

(5) こども・若者の生きる力の育成

◆現状と課題◆

こども・若者が健やかに成長し、自ら考え、行動し、生きる力を身につけるためには、学校・地域・家庭が連携し、こども・若者に多くの人が関わりながら育てていくことが重要です。

学校教育は、「基礎学力をつけること」や集団生活の中でしっかりと「社会性・道徳性」を向上させることが目的ですが、そのためには児童・生徒の学習意欲を向上させる魅力ある授業づくりと、多様な価値観を取り入れる教育活動が求められています。

こどもたちが十分な知識や技能を身につけ、十分な思考力や判断力、表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働することができるよう、こどもの能力や可能性を引き出す指導が大切です。

また、若者のひきこもりに対しては、関係機関と連携しながら支援を進めていく必要があります。

◆関連する調査結果◆

調査区分	質問内容	調査結果と課題
小中学生調査② 高校生・若者調査③	自己肯定感の育成について	「今の自分が好きだ」と思う自己肯定感が、成長に伴い低下する傾向にある。 ⇒自己肯定感を高めるための体験活動やきめ細かな相談体制を充実が必要。

調査区分	質問内容	調査結果と課題
ヒアリング調査（スクールソーシャルワーカー）	不登校・切れ目のない支援について	いじめやトラブル時に学校と家庭の間で認識のずれが生じ、子どもがトラウマを抱え、支援が途切れてしまうことがある。 ⇒学校、家庭、関係機関が連携し、不登校の未然防止と切れ目のない支援が必要。
ヒアリング調査（スクールソーシャルワーカー）	子どもの権利・意思表明について	子どもの権利について学ぶ機会が少なく、浸透していない。 ⇒周知・啓発と、子どもの意見表明を支援する機会が必要。
ヒアリング調査（NPO法人）	多様性を尊重した教育について	発達障がいなどに関して、一律公平ではなく、その子どもが適応できる環境や、一人ひとりに合った支援が求められる。 ⇒特別な配慮が必要な子どもを含む全ての子どもに対し、多様性を認め合い、個別最適化された支援と教育の推進が必要。
ヒアリング調査（スクールソーシャルワーカー）	キャリア・進路支援について	在学中の支援だけでなく、卒業後の支援につなぐことが重要であり、キャリアサポーターの制度により、つなぎやすい体制が整っている。 ⇒若者の自立と社会への移行を支える「切れない支援」の継続が必要。

◆施策の方向性◆

① 個に応じた指導の充実

基礎学力の向上をめざして教育環境の体制を整えます。人間形成に大切な人権教育を基本に置き、子どもの長所を伸ばすため、一人ひとりの特性や状況に応じたきめ細かな教育活動を推進していきます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方針
52	不登校等の対策 (学校教育課)	不登校、ひきこもり等の児童生徒の早期対応、状況把握、個々に応じた自立支援、教育支援センターの活用、集団適応指導員の配置。	各児童生徒、家庭状況に応じた悩みや課題の早期発見、早期対策に向けスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、関係機関との連携強化、教育支援センター「アルプスの家」による支援などにより、児童生徒の自立を図る。
53	個に応じた多様な指導方法の充実 (学校教育課)	習熟度別学習や少人数指導・チームティーチングなどの導入と個に応じたきめ細かな指導。	支援員を継続して配置し、児童それぞれの状況に応じたきめ細かな指導を実施する。 インクルーシブな環境整備を図る。
54	基礎を理解する指導計画の改善・充実 (学校教育課)	基礎・基本の確実な定着のための指導方法の調査研究と実践。	30人規模学級、少人数による学習集団指導、習熟度別学習の推進を図り、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導により協働の学びを軸とした授業により思考力・判断力・表現力を高める。
55	こども読書活動推進事業の実施 (学校教育課)	学校における朝読書等による児童生徒の本への親しみ、興味の向上。	書籍への親しみの向上や児童生徒の健全な教養の育成を図るため、「学校図書館図書標準数」の充足確保に努め、事業の拡充を図る。
56	ALTの活用 (学校教育課)	中学校において英語教師の外国語授業の補助、小学校においては、外国語活動等の補助のため配置。	生徒の英語力向上のための指導を目的として計画して配置する。
57	総合的な学習の推進 (学校教育課)	自ら学び自ら考える力を身に付け問題を解決する力を育むための創意工夫を凝らした学習活動の実施。	社会人・職業人として自立に必要な能力、意欲の形成を図るキャリア教育の一環として、総合的な学習を核とする教科等横断的カリキュラムを継続して実施する。
58	学校との連携授業 (市内小学校の博物館活用授業) (山岳博物館)	博物館の展示を利用した学校との連携事業。その他職場体験学習やキャンプ学習への学芸	年度はじめに対応可能な学習プログラムを各校に提示し、可能な限り各校の希望に沿えるよう実施をしている。今後も、多くのこどもたちに博物館を活

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
		員の派遣など。	用した授業の実施や野外活動への職員派遣などを継続実施する。
59	人権教育の充実 (生涯学習課)	人権教育副読本「あけぼの」の購入による学習。	小中学生向けの人権教育副読本の購入による学習を勧めており、継続して実施予定。
60	郷土学習冊子の配布 (生涯学習課)	郷土学習冊子「おおまち・きのう・きょう・あした」を小学校4年生に、小学校1年生に低学年用の「わたしたちの大町」を配布。今後は、地域学習を3年生で行うことから配布学年を3年生へ変更することや内容の改定、冊子に代わるデジタルデータの配布（閲覧）も検討していく。	郷土学習冊子「おおまち・きのう・きょう・あした」を小学校4年生に、小学校1年生に低学年用の「わたしたちの大町」を配布。今後は、地域学習を3年生で行うことから配布学年を3年生へ変更することや内容の改定、冊子に代わるデジタルデータの配布（閲覧）も検討していく。
61	通学合宿 (生涯学習課)	小学5年生の「山村留学センター」への4泊5日の通学合宿。(八坂・美麻)	感染症対策により未実施だった時期もあるが、現在は再開している。今後も継続して実施していく。
62	国際交流 (美麻支所)	姉妹都市米国カリフォルニア州メンドシノ村との交流事業。(隔年相互訪問の実施)	感染症対策により実施できなかった時期もあるが現在は隔年の相互訪問を実施している。 今後も引き続き、相互交流訪問を実施し、国際性豊かな人材の育成等に努める。
63	芸術鑑賞会の実施 (学校教育課)	演劇や音楽など本物の芸術を鑑賞することで豊かな感性を育む。	豊かな感性が育つよう継続して実施。令和6年度、北アルプス国際芸術祭も学校行事として鑑賞した。今後も芸術鑑賞の機会を確保していく。
64	特色ある学校づくり事業 (学校教育課)	学校ごとの特色ある事業推進のための補助金支給。	人・自然・文化など地域の特色など活かした教育活動を継続して実施し、特色ある学校づくりに努める。
65	体育授業の充実 (学校教育課)	運動の楽しさや意欲を引き出す工夫、体力向上と健康増進を目標とする。	生涯スポーツの基礎を育み、心身の成長を促す取組をする。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
66	保健事業の実施 (学校教育課)	健康、体力の基礎的な調査の実施と改善に向けた取組、関係機関、団体との連携による指導の充実。	調査結果を反映した取組や指導により、規則正しい生活の確立を進め、健康の増進を図る。
67	歯科保健対策の推進 (学校教育課)	学校歯科医による歯科検診の実施と歯等の治療の指導。	歯科保健を行い、健康な歯の維持を図る。
68	小児生活習慣病予防 (学校教育課)	健康診断等の結果に基づく運動、食事等の生活指導。	健康診断結果による保健指導を行い、生活習慣病の予防を図る。
69	体力向上への取組 (学校教育課)	毎年全国体力・運動能力テストに市内全小中学校全学年児童が参加し、体力・運動能力の実態を把握し、体力向上に向け取り組む。	全国体力・運動能力テストを通して児童生徒の体力・運動能力の実態を把握し、体力向上に向けた取組を行い、計画的に体力向上の推進と充実を図る。
70	学校施設整備 (学校教育課)	施設管理に起因した事故を未然に防ぎ、児童生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう、適切な維持管理を行い、施設の安全性・快適性及び良好な学習環境を維持・確保する。	学校再編による施設改修の推進とともに、既存学校施設の環境改善、長寿命化事業等を計画的に国等の補助事業を活用し、計画的な施設整備を進める。
71	生活習慣の改善 (学校教育課)	「きらり おおまちサンプラン」により、家庭、地域、学校がともに、こどもたちのより良い生活習慣づくりに取り組み、メディア機器の利用について、家庭でのルールづくりを推奨する。	継続して実施し、取組の拡充を図る。
72	感染症等に関する教育 (学校教育課)	感染症等に関する正しい知識を取得し予防対策を行う。	学校保健安全法に基づき学校で予防すべき感染症を中心に、総合的な学習の時間や保健体育の授業で実施する。

② 相談体制の充実

児童・生徒の相談に対して、プライバシーに配慮したうえで気軽に相談できる窓口を充実させ、個に寄り添った支援を行います。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
73	教育相談体制の充実 (学校教育課)	相談者のプライバシーに配慮しながら関係機関で連携し、児童生徒や保護者の相談に対応可能な相談体制を整備。	学校及び地域の専門家が学校教育の支援に参画することを推進し、地域支援チームとしての学校教育相談体制を整えている。

③ キャリア教育の推進

こどもたちが社会に興味・関心を持ち、「生きる力」を育てるため、またお互いを理解する機会が得られるように、企業や福祉の現場での職場体験、交流などを充実させていきます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
74	キャリア教育の推進 (学校教育課)	望ましい職業観や勤労観、職業に関する知識や技能の習得、主体的に進路を選択する能力や態度の育成。	「キャリアパスポート」を活用し、発達段階に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実践を図る。
75	就労生活支援 (生涯学習課)	ひきこもりや高校中退者等に対する就労生活支援。	キャリア教育指導員が関係機関と連携することで、就労や復学支援等をしている。引き続き連携を図り、支援していく。

④ 地域に根ざした体験学習の推進

高齢者や乳幼児との交流、異年齢交流など、地域と一体になった体験学習を充実し、地域に根ざした学習として、地域文化の継承を含め豊かな自然環境を活かした総合的な学習をいっそう推進していきます。

また、市内全小中学校で取り組むコミュニティ・スクールを推進し、学校と保護者や地域の皆さんとともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながらこどもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を促進します。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方針
76	青少年育成市民大会 (生涯学習課)	青少年育成市民会議による大会の開催。	心身ともに健やかでたくましい青少年の育成を願い、「伸びよう 伸ばそう青少年」をテーマに毎年大会を開催している。今後も、各団体・機関が連携しながら役割を果たし、青少年健全育成の機運がさらに高まるよう、市民大会を開催していく。
77	こども体験学習号運行事業 (生涯学習課)	子ども会育成会等が主催する体験学習事業へのバスの提供。	こどもたちの体験学習の充実を図るため、子ども会育成会等が主催する体験学習事業へのバスを提供している。引き続き、多くの体験学習活動の場で利用されるよう、周知をしていく。
78	地域子育てセミナー (生涯学習課)	大町市青少年育成市民会議家庭教育部会で、親と地域が果たす役割について学習する場を設ける。	親と地域が果たす役割について学ぶ場として、市内6地区で毎年「地域子育てセミナー」を開催している。引き続き、地域ごとの特色を生かした事業を進めていく。
79	子ども会育成会 (生涯学習課)	各地区子ども会育成会による事業を公民館が事務局となり実施。	6地区の子ども会育成会が中心となって、各地区の伝統行事や特色のある活動を実施し、こども達に体験活動等の場をあたえている。少子高齢化にともない、いくつかの子ども会が活動と一緒にを行う場合も出てきている。地域の子どもは地域で育てるを大事にし、地域の交流や絆を深め、社会性や協調性を育む場としていく。
80	各種教室の開催 (生涯学習課)	公民館ごとに、様々な教室や特色のある講座を開催。	そば打ち講座や珈琲の淹れ方講座に加え、運動や作品制作など様々な分野の講座を実施。公民館利用者の意見も聞きながら、今後も需要のある講座を開く予定。
81	学校支援ボランティアの活用 (学校教育課)	コミュニティ・スクール導入とともに学校支援ボランティアの組織化及び活用を推進。	地域と学校が協働してこどもたちの学びと成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を推進する。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
82	山村留学制度の推進 (生涯学習課)	こどもたちに豊かな自然体験と生活体験の場を提供し、1人ひとりが課題解決に主体的に取組めることの育成。	地域の協力を得ながら、受入農家の確保に協力し、山村留学制度の推進を支援する。
83	学校部活動の地域展開の推進 (学校教育課)	学校部活動を学校管理下でなく地域が主体となる「地域クラブ化」へ移行する。	「学校における働き方改革」や少子化に対応した運動部活動を見直し、地域クラブ活動への移行に向けた体制作り、環境整備など地域クラブ化の円滑な推進を図る。
84	開かれた学校づくり (学校教育課)	市内全小中学校でコミュニティ・スクール化を図り、地域に開かれた学校づくりの推進と地域との連携促進。	学校と地域が連携・協働してこどもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進し特色ある学校づくりを推進する。
85	保育所・認定こども園と小学校の連携 (学校教育課)	保育所・認定こども園・小学校の交流活動の推進、職員間の相互理解と連携を推進。	学校と各園が連携し交流活動や情報交換を実施し、保育所・認定こども園と小学校の緊密な連携を図る。

⑤ いじめの防止

いじめに関する調査を定期的に行うとともに、いじめ問題対策連絡協議会を設置することで関係機関との連携強化を図り、いじめの発生防止を図るとともに、早期対応を促進します。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
86	いじめ問題対策連絡協議会の設置 (学校教育課)	いじめ問題の克服に向けて、学校、地域、関係機関等が連携し、いじめの防止及び早期発見・早期対応の実現に向けた協議会を設置する。	年に1回以上協議会を開催し、「大町市いじめ防止等のための基本方針」について確認を行う。 併せていじめ認知の状況とその取組について共有し、意見交換を行うなかで関係機関との連携強化に努める。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
87	定期的ないじめ認知件数の調査 (学校教育課)	各期毎に調査を行い、いじめの認知・発生状況を確認し、対応について助言する。	各期毎に市内の義務教育学校で調査を行い、いじめの発生状況や指導継続件数について確認し、当該者に寄り添った対応ができるよう指導・助言する。

2 きめ細やかな支援で子育て家庭を支えます

(1) 支援が必要なこども・家庭への支援の充実

◆現状と課題◆

全国的に離婚率が上昇しており、大町市でもひとり親家庭への支援はさらに重要になっています。母子家庭・父子家庭ともに、子育てをしていく上で、生活・就労・養育など複数の問題を抱えているため、経済的支援にとどまらず、社会的・精神的不安の解消や自立支援の具体的な取組を充実していく必要があります。

また、発達障がいや身体・知的等の障がいのある児童本人や保護者の意志を尊重しながら、特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、自立支援医療（育成医療）の給付、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を行うことが重要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の総合的な取組を推進することが必要です。

◆関連する調査結果◆

調査区分	質問内容	調査結果と課題
保護者調査（家族形態別）③	子どもの貧困について	ひとり親世帯及び祖父母等の親族と同居のひとり親世帯は、貧困の課題を抱える世帯の割合が、両親世帯と比べて多い。 ⇒ひとり親世帯等への自立・就業支援が必要。
ヒアリング調査（NPO法人）	発達障がいやインクルーシブ教育	障がいの特性に応じた一人ひとりに合った支援が求められる。 ⇒個別の支援計画の作成と関係機関の連携、専門職による保護者への理解促進が必要。

◆施策の方向性◆

① ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等の自立と生活の安定のために、母子・父子自立支援員を配置し、就業支援員とともに、子育てや日常生活の相談、就業に関する相談、経済的な支援、必要な技能や知識を身につけるための情報提供の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の親子が地域社会で孤立することがないよう、近隣住民の理解と協力を促します。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
88	ひとり親家庭等の親への自立、就業支援 (子育て支援課)	市母子・父子自立支援員及び、中信地区担当の就業支援員による自立支援、就業支援。	支援を要する対象者の実態把握を適切に行い、必要とする支援をきめ細かに実施する。

② ともに生きる環境の整備促進

地域において障がい児を支援する体制を整備するに当っては、こども家庭センターによる地域支援・専門的支援の強化や児童発達支援等の活用を通して、保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校、特別支援学校等の育ちの場において関係者が連携・協力しながら地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進することが必要となります。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
89	タイムケア事業 (福祉課)	家族支援等のために、在宅の障がい児が家庭において一時的に介護が必要な場合、登録した知人等の介護人に一時的な介護を依頼する事業。	今後も事業継続し、必要とする家庭の支援を行う。
90	保育所等における相談事業 (子育て支援課)	児童発達支援巡回業務として、発達専門相談員が保育園・認定こども園等を巡回し相談対応。また定期的に家庭児童相談員が園を巡回し支援につなげる。	継続して実施し、認定こども園・保育所・小学校の相談体制の連携を図るとともに、発達支援の充実を図る。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
91	短期入所事業の充実 (福祉課)	在宅の障がい児が一時的に家庭での介護が困難な場合に、障がいに応じた施設等で介護を実施。	今後も現存施設との入所調整を行なながら、対応方法について既存施設と相談、調整する。
92	日中一時支援事業 (福祉課)	日中監護する者がいない場合などに、登録された事業所に一時的に見守り等の支援を依頼する事業。	今後も事業継続し、必要とする方への支援を行う。

③ 発達障がいへの対応（現計画P36）

障がいの見極めや療育指導に配慮の必要な発達障がいについて、情報の提供や相談体制の整備を図るとともに、療育や生活支援サービスの整備に努めます。また、こどもに関わる全ての関係機関との連携を図り、相談から支援へとつなげていく体制の強化を進めます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
93	母子通園施設の充実 (子育て支援課)	発達支援が必要な幼児と保護者を対象に、日常生活の基本動作の指導や、集団生活への適応訓練を提供する。	発達支援及び保護者支援を目的として、週5日開所（うち週2日は1日2クラス）するとともに、月1回のOB会を開催し、こどもの発達状況等を把握しています。現在、施設規模の課題があり、利用回数を制限せざるを得ない状況であることから、適切な規模の施設整備の確保に努めます。
94	療育教室の開催 (子育て支援課)	あゆみ園に母子参加型の療育教室の場を設けて小集団療育を実施。市内小学生参加希望者にSST教室を実施。（事業所に事業委託）	母子通園施設あゆみ園で療育支援を行う。SST教室は、コミュニケーションスキルを学び社会性を伸ばす目的に、NPO法人に委託して小学2～5年生の希望者に実施。
95	障害児通所事業 (子育て支援課)	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問事業など、障がい児の生活能力の向	発達障がい児の生活能力の向上のため、乳幼児期の早期発見から、丁寧な相談支援による保護者の障がい受容のための支援により、適切なサービス提

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
		上を目指し療育を提供する。	供につなげ、児童の自立と将来の社会参加を促している。

(2) 子どもの権利擁護と虐待等の防止

◆現状と課題◆

全ての子どもは「児童の権利に関する条約」の精神にもとづき、適切な養育を受け、子どもの健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保証される権利がありますが、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、子育ての負担や不安、孤立感の高まりなど様々な理由から、子どもの権利が侵害されてしまう場合があります。

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、家庭だけでなく社会全体で取り組むべき重要な課題です。

◆関連する調査結果◆

調査区分	質問内容	調査結果と課題
保護者調査⑧	相談相手について	子育てに悩んだ時に「頼ることのできる人はいない」と答えた保護者が一定数いる。また、貧困世帯は家族や親族に頼れる割合が低い。 ⇒悩みや不安を抱え込み、気軽に相談できる仕組みづくりや相談体制の充実が必要
ヒアリング調査（スクールソーシャルワーカー）	現在の業務の中での課題について	経済的な困窮、親の精神疾患、ネグレクト、愛着障害などの親子関係の課題への対応。 ⇒発生予防・早期発見・早期対応のために連携強化が必要。
ヒアリング調査（スクールソーシャルワーカー）	支援の連携に関する課題	複雑な課題を抱える子ども・家庭への、切れ目のない、多機関連携による包括的な支援の必要性 ⇒子ども家庭センター（児童福祉機能と母子保健機能）の連携体制の強化が必要。

◆施策の方向性◆

① 子どもの権利擁護

子どもの命が危険にさらされることのないよう、また、成長を続ける一人の人間とし

て子どもの権利が守られるよう、関係機関と連携してその擁護に努めます。

体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や、体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、子ども家庭センターや乳幼児健診の場、地域子育て支援拠点、保育所、学校等と連携して普及啓発活動を行います。

ヤングケアラーについては、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法の一部改正がなされ、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義され、ヤングケアラーを、本来守られるべき子どもの権利が守られていない状態であるとし、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされました。また、自治体毎の役割を明確化し18歳未満は主に市区町村、18歳以上は主に都道府県で対応することとされました。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
96	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）【支援事業】(6) (子育て支援課)	保護者の病気等の理由で家庭での養育が一時的に困難となった場合、対象児童を児童養護施設などで預かる事業	ショートステイ受入先の開拓、事業の周知など必要な方が確実にサービス利用できる体制を整えるとともに、相談支援のなかで親子が一定の間距離をとることが必要と判断した家庭にはサービス利用を勧奨していく。
97	子育て世帯訪問支援事業【支援事業】(12) (子育て支援課)	家事負担や養育不安を抱える子育て家庭、妊娠・産婦、ヤングケアラー等を対象に、訪問支援員が訪問家事支援等を行う。	訪問支援員が訪問し悩みの傾聴や家事支援、育児支援を行い、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの軽減を図り、ヤングケアラーの解消につなげる。

② 虐待の防止と早期発見・早期対応

虐待リスクが高いといわれる産後の初期段階における母子や、支援を必要とする妊娠への支援として妊娠等包括相談支援事業、産後ケア事業及び乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊娠の家庭を早期に把握していきます。また支援が必要な者に対するサポートプランを作成し、家庭支援事業等の適切な利用につなげます。

こうした対応を円滑に行えるよう、子ども家庭センターを整備し、児童福祉機能と母子保健機能の緊密な連携を図るとともに、地域における相談窓口や地域子育て支援拠点の設置を促進し、相談窓口の周知・徹底を含めた相談・支援につながりやすい仕組みづくりに努めます。

併せて、乳幼児健康診査の未受診者及び受診後に経過観察等が必要な者、未就園の子ども並びに不就学等の子どもに関する定期的な安全確認を行います。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方針
98	要保護児童対策地域協議会の充実 (子育て支援課)	「こども家庭センター」を設置し、当協議会を中心とした関係機関による連携及び地域ネットワークを強化し、児童虐待や特定妊婦等の発生予防、早期発見及び早期対応に努める。	現在行っている代表者会議と実務者会議の開催を継続し、保護や支援を要する児童や家庭の早期発見や早期介入を図り、適切な対応と支援を行う。
99	虐待に関する相談の充実 (子育て支援課)	家庭児童相談員・ケースワーカーによる相談、助言及び指導。	相談員間の連携や、教育委員会との情報共有等により相談業務の充実を継続し、児童・生徒の支援及び保護につなげる。
100	虐待の早期発見と予防 (子育て支援課)	健康相談や健康診断、保育所や学校等の所属先との連携など、あらゆる機会をとらえて早期発見に努める。	関係機関との懇談会の開催や、より細やかな観察等による虐待等の兆候の発見に向けた対応を継続し、早期発見と予防に努める。
101	こんにちは赤ちゃん訪問事業 【支援事業】 (4) (子育て支援課)	主任児童委員、民生児童委員が生後4か月頃に乳児を養育する家庭を訪問し、保護者の様子や育児の状況を聞き取り必要な支援につなげる。	転入や出生届の手続きの際に事業の趣旨を説明し、理解を得て訪問を行い、子育てに関する情報提供や支援を要する家庭の発見に努める。
102	こども家庭センター事業 (子育て支援課)	母子保健機能と児童福祉機能の連携により、子育て世帯に対する一的な支援を切れ目なく行う。	令和7年度から保健センター及び子育て支援課でセンター事業を実施し、母子保健及び児童福祉機能の連携強化を図る。
103	利用者支援事業 【支援事業】 (1) (市民課) (子育て支援課)	児童と保護者の身近な場所で子育てサービスの適切な利用を促す。	令和6年度まで保健センター内の「包括支援センターあおぞら」で実施。令和7年度からは「こども家庭センター」母子保健担当で実施していく。

(3) 子どもの貧困対策と子育て家庭への経済的支援の充実

◆現状と課題◆

近年、子どもの貧困が問題視されている中、子育ての経済的負担が大きいと感じている方が多いことから、経済的な状況によって、子どもの育成環境の差異や将来的な格差を生み出さないためにも、子育て家庭に対する経済的支援に努め、子育て家庭の経済的基盤の安定と強化を図っていくことが求められています。

◆関連する調査結果◆

調査区分	質問内容	調査結果と課題
保護者調査③⑧	子どもの貧困について	ひとり親世帯及び祖父母等の親族と同居のひとり親世帯は、貧困の課題を抱える世帯の割合が、両親世帯と比べ多い。 ⇒ひとり親家庭の経済的負担軽減と自立支援と生活困窮者に対する包括的な支援が必要。
小中学生調査⑬	週にどのくらい朝食をとっているか	貧困世帯では、「ほとんど食べない」や「週に1～2日」と回答した割合が多い。 ⇒貧困の課題を抱える世帯に対する支援が必要。

◆施策◆

① 子どもの貧困への対策

子どもの貧困は、子どもの心身の成長や学力、進学などに様々な影響を及ぼすだけでなく、将来の就労や収入によって、次の世代に貧困状態が連鎖する可能性が高いと言われています。子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、落ち着いて健康に生活し、意欲的に学習や活動に取り組むことができるよう、社会的支援や教育の支援、また、生活の支援や保護者に対する就労支援、経済的支援に取り組みます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
104	児童扶養手当の支給 (子育て支援課)	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給。	窓口等において支給対象者に制度と申請について説明を行い、適正な支給を行う。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方針
105	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付 (子育て支援課)	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく生活資金及び就学資金等福祉資金の貸付け。	貸付制度の周知、希望者へは説明や個別相談を行い、必要とする方へ貸し付けが行われるよう支援する。
106	大町市自立支援教育訓練給付金支給事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭の自立促進のため、ひとり親家庭の親が自立支援教育訓練を受講する場合、その受講料の一部を給付。	窓口等において給付金制度の説明及び周知を行い、個別相談から必要とする方へ支給されるよう支援を行う。
107	大町市高等技能訓練促進費支給事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭の生活の安定等のため、ひとり親家庭の親が養成訓練を受講した場合、高等技能訓練促進費を支給。	窓口等において事業の説明及び周知を行い、必要とする方へ支給されるよう支援を行う。
108	子ども・若者社会参加支援事業 (子育て支援課)	不登校や高校中退、ひきこもり等社会的な不適応状態にあるこどもや若者を対象に、居場所支援や学習、相談、就労支援等を行う。	市内3事業所に委託し、不登校支援、ひきこもり支援を実施している。今後も関係機関と連携し、社会参加に向けた支援等、個人に寄り添った支援を実施する。
109	児童手当の支給 (子育て支援課)	「児童手当法」に基づく手当の支給。	引き続き法改正に応じた適切な支給に努める。
110	就学援助費の支給 (学校教育課)	学校教育法第19条に基づく援助。	支給を継続し、対象となる者の把握に努め、経済的援助を実施する。
111	入学お祝い商品券の交付 (学校教育課)	新たに就学した児童保護者へ、商品券を贈呈する。	定住及び子育て政策に基づき実施する。

② 各種経済的支援

子育て世帯の経済的負担を軽減するために、様々な経済的支援等を推進します。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
112	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業） (福祉課)	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、就労や制度の利用に向けた関係機関との連絡調整や手続き等の包括的な支援を行う。	県社協に委託し大町市総合福祉センター内の「まいさぽ大町」で生活相談や困窮相談を継続実施している。世帯全域に関わる複雑化した相談も増えており、生活困窮世帯のセーフティネットとして、関係機関との情報連携と、支援を必要とする者に対して、迅速且つ適切な支援に繋がるよう努める。
113	育児家庭応援事業 (子育て支援課)	満3歳に達する児童保護者へ、商品券を交付。	継続して事業を実施し、適切な支給に努める。
114	おうち子育て応援事業 (子育て支援課)	年度末年齢1歳～2歳の児童を保育園等へ入所させずに養育している世帯に対し、電子ギフトと育児用品を支給。併せて、子育てに関する相談先等情報提供を行う。	令和6年度より実施。今後、他の応援券事業との関係性も含めて適宜見直しながら継続していく。
115	出産祝金の支給 (子育て支援課)	出産を奨励して祝金を支給。(第1子5万円、第2子8万円、第3子以降10万円)	出生の手続き時に制度説明と申請手続きをしている。今後も継続して事業を実施し、適切な支給を行う。
116	出産・子育て応援給付金 (市民課)	国の定める伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱に基づき、妊娠届の提出があった者に対して5万円、出生届の提出があった者に対して5万円支給する。	令和5年3月より実施。出生届の提出時などに制度説明と申請の案内をしている。 引き続き事業を実施し、適切な支給に努める。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方針
117	福祉医療費の支給 (市民課)	大町市福祉医療費特別給付金条例に基づく児童を対象とした医療費を支給する。	18歳到達後の最初の年度末までの児童を福祉医療の対象とし、医療費の一部を助成する。

③ 幼児教育・保育の無償化

安心して子育てができるよう、国の幼児教育・保育の無償化（令和元年10月施行）に加え、国制度の対象とならない多子世帯及び低所得世帯への軽減制度を市独自で行い、利用者負担の軽減や子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方針
118	幼児教育・保育の無償化 (子育て支援課)	保育所、認定こども園などを利用する3～5歳児クラスまでのこども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスのこどもを対象に、幼児教育・保育の無償化を実施。	法令を遵守し、適正に事務処理を行っている。 引き続き適正な事務処理に努める。
119	保育料等の負担軽減 (子育て支援課)	低所得世帯や多子世帯における3歳未満児の保育料の負担軽減	国の幼児教育・保育の無償化の基準を超えた低所得世帯や多子世帯の保育料の軽減を実施している。物価等の社会情勢や保護者の経済状況を踏まえ、必要な支援を継続する。

④ 障がい児に対する経済的負担の軽減と自立への支援

障がい児の補装具の交付または費用の支給、特別児童扶養手当などにより、経済的負担の軽減を図ります。また、こどもたちの将来の自立に向けた支援を推進していきます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方針
120	特別児童扶養手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法	窓口等において支給対象者に制度と申請について説明を行い、適正な支給に

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
	(子育て支援課)	「律」に基づく手当の支給。	努める。
121	児童補装具給付事業 (福祉課)	「障害者総合支援法」に基づく補装具の交付または費用の支給。	引き続き、支援を必要とする対象者及び保護者へ、適切な制度説明や、適正な給付を実施する。
122	障害児福祉手当の支給 (福祉課)	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給。(在宅の重度障がい者に支給)	引き続き、支援を必要とする対象者及び保護者へ、適切な制度説明や、適正な給付を実施する。
123	重度心身障害児童福祉手当の支給 (子育て支援課)	重度心身障がい児童を対象として、その保護者に手当を支給。	窓口等において支給対象者に制度と申請について説明を行い、適正な支給に努める。

(4) 子育て家庭への相談支援の充実

◆現状と課題◆

子育て中の親子が孤立することなく、子育てを楽しみながら自信とゆとりをもって子育てすることができるよう、関係機関の連携により、地域の子育て支援や相談体制の充実を図ります。

◆関連する調査結果◆

調査区分	質問内容	調査結果と課題
保護者調査⑧	相談相手について	子育てに悩んだ時に「頼ることのできる人はいない」と答えた保護者が一定数いる。また、貧困世帯は家族や親族に頼れる割合が低い。 ⇒悩みや不安を抱え込まず、気軽に相談できる仕組みづくりや相談体制の充実が必要。

◆施策◆

① 相談・指導の充実

育児環境や価値観が多様化していく中で、個別の支援が重要になっています。子育てに悩んでいるときや相談相手がほしいとき、いつでも気軽に相談に応じられる体制の整備や、両親学級や育児相談を中心に子育てに関して学ぶ機会を設けます。子どもの健康な成長発達とともに、親の子育てに対する不安が解消され、安心して育児ができるよう、支援事業を実施していきます。

また、支援を要する妊婦、児童等を発見した医療機関や学校、福祉関係者等と市町村が効果的に情報の提供及び共有を行うため、子ども家庭センターが中心となって連携体制の構築を図ります。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
124	ファミリー・サポート・センター事業 【支援事業】(7) (子育て支援課)	育児や介護の援助を受けたい人と、行いたい人たちが会員になり、互いに援助しあう会員組織の事業。	子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助を行いたい人が、お互いの立場を理解し合い、信頼関係を築いた上で援助活動を行っている。子どもの送迎や一時的な預かりを希望する会員に、サポートを提供できるようマッチングを行い、今後も事業の推進を図っていく。
125	休日保育事業 (子育て支援課)	日・祝日に仕事などの都合で保育が困難なとき保育園で保育する事業。	現在、児童センター1か所で行っている。 要望に対応するため継続して運営する。
126	保育所等の園開放 (子育て支援課)	一部の園で実施。保健発達相談、離乳食・歯科・救急指導・園児との交流・読み聞かせ等を実施。	一部の園で、園開放を実施している。 継続して実施し、未入園児との交流や子育て支援に努める。
127	子育て相談(保育所等) (子育て支援課)	保育所等において食事・トイレトレーニング等、子育て相談や情報を提供する事業。	子育てに関する講座の開催を、1園において実施している。子育てに関する相談については、全ての園において行っている。継続して実施し、子育て支援に努める。
128	地域子育て支援拠点事業	親子の遊びや学習、保護者同士の交流等	子育て支援センター及び保育園3園で実施している。継続して実施し、子育

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
	【支援事業】(2) (子育て支援課)	居場所の提供をし、子育て家庭に対する育児相談や講座・教室、子育て支援サークル支援等を行う事業。	て支援に努める。
129	子育て情報誌の発行 (生涯学習課)	こども情報誌「がつたつうしん」を発行し体験活動の機会について情報を提供。	4,7,10,1月に発行。保育園・幼稚園や学校、社会教育施設などに配布。子育て向けの行事はもちろん地域の催し物等も掲載することで、多くの方へ情報発信ができている。今後も引き続き実施予定。
130	子育て応援ガイド・マップの作成 (子育て支援課)	子育て支援に関する情報や、医療機関・公的機関等を示した冊子を作成・配布。	随時改定を行い、最新の情報を提供できるように努める。
131	子育て講演会・講座・教室の開催 (子育て支援課)	子育ての力を高めるための講演会や、こどもたちの身体的発達・精神的発達の援助を親子ともに参加し楽しむ講座、育児に専念している保護者がリフレッシュし育児に取組める教室などの開催。	令和7年度から保育園の参観日や5歳児相談の実施に併せて講演会や講座、勉強会を実施していく。
132	家庭児童相談の充実 (子育て支援課)	家庭児童相談員を配置し、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るために相談、指導を行う。	継続して配置し、多様化していく様々な家庭状況の育児相談に応じ、助言等を行います。
133	親子関係形成支援事業【支援事業】(14) (子育て支援課)	養育に不安を抱える保護者を対象に、ペアレントトレーニングを実施する。	令和8年度からの実施に向けて準備を進める。 各種相談の中で、こどもとの向き合い方に悩む保護者に利用を勧め、子育てに前向きに取組めるよう支援する。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方針
134	青少年相談事業の充実 (生涯学習課)	青少年センター指導員を配置し、相談業務を実施。また、平成25年度よりキャリア教育も担当し、学校等との連携を図りながら、青少年の健全育成を推進。	青少年センター指導員兼キャリア教育指導員が、学校教育指導主事や家庭児童相談員、学校などと連携しながら幅広い相談業務を実施している。引き続き、関係機関と連携を取りながら対象者の支援を行っていく。

② 人材の育成・確保

こどもに関する仕事に従事することを希望する者に対し、必要な知識や技能等を修得するための研修を受講させることにより、専門的な知識を備えた人材の確保に努めます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方針
135	子育て支援員の養成 (子育て支援課)	子育て支援分野に従事することを希望する者に対し、必要な知識や技能等を修得するための研修を受講させ、支援員を養成。	子育て支援員を養成し、保育補助等の業務に携わる体制を構築します。

3 子育てを地域全体で支えます

(1) 地域の中でこどもを育む

◆現状と課題◆

子育てで困ったり不安になったりしたとき、相談する場が身近に少ないことが課題となっています。子育てに関しての的確な情報を得るために、また、子育てで行き詰まりを感じたとき、精神的に孤立しないためには、子育ての輪をつくることが大切です。地域コミュニティにおける子育て支援活動の充実や、サークル活動等を通じたネットワークづくりが求められています。

また、こどもが心身ともに健康で、広い視野と豊かな情操を養い成長するために、「こども同士で遊ぶ・世代間交流」「こどもの地域活動や社会参加」等、豊かな人間形成に役立つ活動を、家庭・学校・地域が連携して、いっそう充実・強化する必要があります。

◆関連する調査結果◆

調査区分	質問内容	調査結果と課題
保護者調査⑩	子育てで困った時の相談相手	子育てで困った時、家族・親族以外の相談先、特に「近所の人」や「行政の相談機関」への相談が少ない状況にある。 ⇒地域コミュニティ及びサークル活動等を通じたネットワークの構築が必要。
ヒアリング調査（スクールソーシャルワーカー）	子どもの権利擁護について	「子どもの権利」について学ぶ機会が少なく、浸透していない。 ⇒人権教育の推進が必要。

◆施策の方向性◆

① 子育てグループ活動への支援

子育て世帯が、子育ての楽しさを通じて輪を広げられるように、子育て支援センターを中心に、自主的な子育てサークルの立ち上げや相談援助、情報交換活動を支援します。また、子育て世帯だけでなく、これから子育てを担う世代の参加も含めた仲間づくりを促進していきます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
136	子育てサークル育成支援 (子育て支援課)	乳幼児及び保護者の相互の交流や学びの場、また相互の情報交換しあえる場として、子育てサークル活動を支援。	活動支援やサークル相互の情報提供、場所の提供等を行うことで活動支援を行う。

② 地域の子育て支援者の活用

子育て中の保護者から気軽に相談を受け、必要としている情報を提供できる人材を確保していきます。養成講座等の開催により組織されたサークルの子育てサポーター・読み聞かせボランティアやファミリー・サポート・センター等の仕組みを活用し、地域の子育て経験のある人たちの協力を得ながら、子育て支援者のネットワークの構築に向けた取組を推進します。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
137	保育サポーターの養成と活動 (生涯学習課)	女性未来館ピュアで保育サポーターを養成するための保育・育児に関する講座を実施。	毎年保育サポーター研修会を開催している。 今後も継続して開催し、幼児の救急救命処置の方法など、現在保育サポーターとして活躍されている方も、スキルや知識を高められる講座を開催する。
138	読み聞かせボランティアの養成と活用 (生涯学習課)	読書推進事業の一環として、ボランティアグループによる読み聞かせ活動を支援。	各団体との連絡会や研修会の周知をすることでボランティアの支援を行っている。 今後は運営面での支援を強化していくことで、活動に集中できる体制の構築を図る。
139	民生児童委員・主任児童委員の活動 (子育て支援課)	地域の身近な支援者として児童及びその家庭がもつ福祉課題の援助や指導を行い、社会福祉の増進に努める活動。	継続して実施し、地域の身近な支援者として子供たちの見守りや心配事などの相談・支援等を実施する。
140	学校支援ボランティア組織の体制整備と活用 (学校教育課)	コミュニティ・スクールの導入による学校支援ボランティアの組織化及び地域学校協働活動の推進。	地域の特性を生かし、学校や家庭、地域住民が一体となってこどもたちを育む「地域とともにある学校」としたコミュニティ・スクールの推進をしている。今後も、学校ボランティア等の人才培养や活動の拡大を図るべく研修などに取組。

③ こどもの健全育成の推進

自然の中での体験活動、生活体験活動、伝統文化の継承活動、様々なボランティア活動などに関する、学習・体験の機会を提供していきます。また、子ども会などの各種イベントはできるだけこども自身が企画運営するよう配慮し、自主性・主体性を育てます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
141	地域文化の継承 (生涯学習課)	地域の高齢者の方からしめ縄づくりや昔の遊び、郷土文化を学び継	八坂地区、美麻地区を中心に地域文化の体験や学びを行っている。今後も継承者の減少等の課題はあるものの、継

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
		承。	続して事業を実施する。
142	みどりの少年団 (学校教育課)	植樹祭等への参加による森林保全活動、自然体験活動。	森林・林業に係る学習を通じて、自然に親しむとともに大北地区管内みどりの少年団のお互いの交流を図る活動内容を継続して実施している。学校再編に伴い令和7年度で大町北小学校での活動は終了となるが、美麻小中学校での活動は継続予定。
143	自然保育の推進 (子育て支援課)	自然環境と地域資源を活用した、屋外を中心とする様々な体験活動を積極的に取り入れる保育・幼児教育。	信州型自然保育の認定を受け、自然環境を生かした保育を実施している。継続して実施し、児童の健やかに成長できる環境整備に努める。
144	「おおまちの子」表彰 (学校教育課)	奉仕活動や文化・スポーツなどで頑張っている子どもたちを「おおまちの子」として表彰。	永年実施しており、表彰規程を見直す時期に来ていると考え、実施方法等も含め検討していく。

④ 世代間交流の推進

子どもの成長には様々な年代の人とのふれあいが大きな意味を持ちます。地域の生活文化に親しみ、生まれ育った郷土への愛着を育てるためにも、自治会・子ども会育成会との連携による地域活動の推進、シニアクラブとの世代間交流等、多世代が一緒に参加できる活動を推進します。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
145	郷土カルタ餅つき大会 (生涯学習課)	郷土カルタ大会と餅つき大会を開催し、保育園児・小学生と地域の人たちとの世代間交流を深めるとともに郷土愛を育成。	小学生を対象とした郷土かるた大会や餅つき大会を実施しており、今後も継続して実施していく予定。

⑤ 社会体育の振興

恵まれた豊かな自然を背景にした、スキーやスケート等のウインタースポーツ、カヌ

一や SUP、ヨット等の自然体験型スポーツの普及や、社会体育施設の充実による球技をはじめとした各種スポーツを推進することで、家族ぐるみや地域ぐるみのスポーツの振興と体力の向上、健康づくりの普及を進めます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
146	スポーツ振興事業補助金 (スポーツ課)	スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブへの支援、また認定スポーツクラブへの支援を行っている。 また、全国大会等に出場した選手に対して経費の一部を補助等も行う。	全国大会等大会出場事業については毎年多くの選手が全国大会に出場して制度を活用している。しかしながら指導者資格取得事業については活用件数が少なく、今後のスポーツ指導者育成の視点からもさらなる制度活用が望まれる。
147	スポーツ教室の開催 (スポーツ課)	運動遊び教室(年長児対象)、巡回運動遊び教室(市内保育所等)、ママさんフリータイム広場、少年少女海洋教室等の実施。	運動公園での運動遊び教室、艇庫での少年少女海洋教室等については継続して実施している。 令和6年度より巡回運動遊び教室を委託事業として開始し、就園前の子育て世帯を対象とした託児付きスポーツ教室の「ママさんフリータイム広場」も実施している。今後もニーズに合わせたスポーツ教室を開催していく。
148	スポーツ大会の開催 (スポーツ課)	市民スポーツ祭、木崎湖カップカヌー大会、B&G少年武道大会、スキー・スケート大会の開催。	アルプスマラソンや市民スポーツ祭等の競技祭や大会などを行い、そのほか各種スポーツ教室の開催もしている。今後も継続して同内容のスポーツ大会等を実施していく見込み。
149	総合型地域スポーツクラブの育成支援 (スポーツ課)	低廉な会費と、1回の保険加入で全ての種目が体験できる仕組みが特徴的な総合型スポーツクラブの運営。	総合型地域スポーツクラブ「大町スポーツクラブ」は市スポーツ協会が事務局を担っており、安定的に運営されている。今後想定される部活動地域展開においては、その受け皿となることが期待される。
150	スポーツ用具の貸し出し (スポーツ課)	気軽に楽しめるニュースポーツ等の普及を図るための用具の貸し出	ニュースポーツの用具、マレットゴルフの用具等の貸出しを行っている。今後も継続して実施する。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
		し。	

⑥ 人権教育の推進

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）では、子どもが基本的人権の権利主体であることから、子どもの視点に立った環境づくりや学びの機会の確保を進めます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
151	人権教育の推進 (生涯学習課)	県の人権教育・啓発推進指針基づく事業の推進。	市内小中学校を対象とした、人権教育のための講演会等を実施している。複雑化する時代に見合った様々な人権的視点をテーマとした人権教育の講演会等を各小中学校の意向を伺う中で実施していく予定。

⑦ 芸術、文化の振興と文化財の保護と活用

文化会館や山岳博物館をはじめとする文化施設において、生涯学習活動や芸術に親しみ理解を深める機会を提供するとともに、身近な地域において文化の継承や創造に取組活動の推進と体制づくりを促進します。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
152	こどもの郷土学習活動推進事業 (生涯学習課)	学校の郷土学習に関する授業と現地見学等の場で、地域の歴史文化等についての学習活動を支援。	現在実施している学校教育の地域学習や文化財講座により、郷土の歴史、文化、自然の学びを深め、郷土への愛着の醸成を促進できるように、積極的な取組を進める。また、今後は文化財センター移転に向けて、出土品や史料等の系統的な整理整頓を継続する。
153	山博こども夏期大学の開催 (山岳博物館)	夏休み期間中、山岳博物館や付近の自然を活用した自然体験、自然科学の学習機会等の提供。	長野県環境保全研究所や長野県山岳総合センターとも共催して、身近な自然とふれあい学ぶ学習会を開催しています。今後も、こどもたちの自然科学等の関心を高める活動として継続実施を

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
			していく。
154	山岳博物館入館料無料 (山岳博物館)	観覧料を無料とすることにより、こども達の自然科学等の学習の場として活用。	市内在住の小・中学生の無料に加えて、高校生へも無料化を拡大して取組んでいる。市内の小・中・高校生が学習の場として活用できるよう、引き続き無料開放を継続していく。
155	ギャラリーいーずらの活用 (生涯学習課)	芸術文化の啓発・普及、また、各サークルの活動の発表の場として展示スペースの貸し出し。	市内で文化芸術活動を行っている個人・団体による創作活動の発表の場として、施設の貸し出しを行い、芸術文化の啓発・普及に繋げてきた。市民がより利用しやすい施設とするために利用規約の見直しを行ったが、施設を活用している芸術文化団体の固定化が進んでいるほか、全体的な活用頻度が低下している。今後は周知の強化や活用方法についての検討を行っていく。
156	伝統芸能伝承活動 (生涯学習課)	指定文化財である伝統芸能等について、継続した活動の実施。	指定無形文化財の継承のため、運営費や備品等の修繕費の補助などの必要な支援を継続するとともに、映像等による記録保存にも継続して取り組む。

⑧ 積極的な社会参加活動の促進

国・県等が主催する交流事業及びリーダー研修等への積極的な参加を呼びかけ、社会の一員として役割意識をもち行動できるよう働きかけ、自主的な活動、サークル活動等を支援します。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
157	ジュニアリーダー研修 (生涯学習課)	様々な体験学習や、あらゆる世代との交流を通して、各地区的リーダーを養成。	様々な体験学習や、あらゆる世代との交流を通して、各地区的リーダーを養成するため、年8回の計画でジュニアリーダー研修会を開催している。引き続き、年間を通して活動の中で、体験内容の充実や交流の機会を増やし、地区的リーダーとしての資質向上を図る。
158	青少年リーダー研修	県等が主催する交流事	全国子ども会連合会の主催する「関東

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
	等への参加 (生涯学習課)	業、リーダー研修等への積極的参加の呼びかけ、研修によるスキルアップを図る。	甲信越静地区子ども会ジュニアリーダー研修会」へ参加した。今後も長野県子ども会育成連合会や大北子ども会育成連合会等の主催する交流事業、リーダー研修会等への参加を呼びかけ、スキルアップにつなげる。

(2) 子育てしやすい環境の整備

◆現状と課題◆

快適な都市機能と豊かな自然環境のバランスが取れたまちづくりや、健康面への配慮や災害に強い住宅づくりなど、良質な住環境を整えるとともに、全ての人が安心して利用できるような公園などの環境の整備を進めます。

◆関連する調査結果◆

調査区分	質問内容	調査結果と課題
小中学生調査⑯	家と学校以外で過ごしたい場所	自宅や親せきの家で過ごすことがほとんどの一方で、過ごしたい場所の希望では、友達と集まれる場所という声も多く聞かれる。 ⇒安心・安全に過ごせる居場所の確保が必要。

◆施策の方向性◆

① 子育てしやすい住宅の供給

公共・民間による優良住宅地の造成を推進するとともに、市営住宅の計画的な建替え推進等により、多様化する居住ニーズや子育てしやすい施設・設備を有する良好な環境の住宅供給を図ります。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
159	公営住宅の建替え (建設課)	中心市街地またはその周辺地域に新設団地を建設。	新設団地の用地選定を行い、土地所有者との交渉に向けて協議を行っている。また、大原2号及び借馬団地の用途廃止と市営住宅の譲渡を進める。
160	給湯・浴槽設備の整備	市営住宅等整備計画に基づき設備改修。	市営住宅等整備計画に基づき、中原団地(11戸)の給湯・浴槽設備を整備し

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
	(建設課)		た。今後は大新田団地等の整備を進める。
161	中層住宅におけるエレベーターの整備 (建設課)	階数3以上の住戸にエレベーターを整備。	新設団地において階数3となるときは、エレベーターを整備する。
162	住宅取得に対する補助 (まちづくり産業課)	マイホームを取得(新築・購入)した方への助成金の交付事業。基本助成20万円のほか、要件に応じて上乗せ加算あり。(最大45万円支給) ※R2年度から子育て応援として、こどもがいる場合5万円の加算を開始。今後も大町市第3期定住促進ビジョンに従い予算の範囲内で実施予定。	基本補助20万円のほか、要件に応じて上乗せ加算あり。(最大45万円支給) ※R2年度から子育て応援として、こどもがいる場合5万円の加算を開始。今後も大町市第3期定住促進ビジョンに従い予算の範囲内で実施予定。

② 安心して遊べる公園等の整備

子どもの外遊びや集団遊びを助長し、また、地域の交流やふれあいの場としても利用されることを想定して、身近な公園や遊び場の整備を進めます。また、屋内については既存施設を有効活用しながら、子どもたちが自由に遊び、楽しい時間を過ごせる施設の充実を図ります。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
163	児童遊園地の整備 (子育て支援課)	市の所有する児童遊園地の遊具及びトイレ等の整備。(管理は地域)	定期点検により、事故防止を図る。
164	子どもの遊び場設置事業 (子育て支援課)	自治会等が子どもの遊び場の設置、補修、撤去等を行う場合に、補助金を交付。	自治会等からの要請に応じて実施。今後も適切な交付により、地域の子どもの遊び場整備の支援を行う。
165	学校遊具の整備 (学校教育課)	遊具の定期点検を実施し、安全で安心して遊べる環境を維持管理。	令和6年度、定期点検を実施。今後も定期点検等により、事故防止を図る。 (隔年実施)

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方針
166	公園遊具の点検 (建設課)	公園遊具における事故防止のため、点検強化し、改善や更新を実施。	公園施設長寿命化計画に基づき、遊具の改善や更新を実施。定期点検を継続することにより、事故防止を図る。
167	公園や遊具に関する情報提供 (建設課)	公園、遊具の場所や内容を情報提供する。	公園、遊具の場所や内容の情報提供を進める。

③ 公共施設のユニバーサルデザイン化の推進

小学校周辺、中心市街地に歩道未整備区間が多く、児童などの安全性確保が課題となっていることから、こども連れやベビーカーでも安心して歩ける歩行者スペースを創出するために、ユニバーサルデザインを考慮した歩道の新設、既存歩道の拡幅や段差解消、公共施設の改善などを推進していきます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方針
168	公共施設のユニバーサルデザイン化推進 (建設課)	ユニバーサルデザイン化の歩道の新設、既存歩道の拡幅や段差解消など、都市基盤整備の推進。	ユニバーサルデザインに基づく、中心市街地の歩道の拡幅や、無電柱化等を検討しています。今後も公共施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化改修工事を進める。

④ 子育て支援設備の普及

公共のトイレについて、障がい者にも対応した多目的トイレの新設や老朽化した既存設備の改善を進めるほか、商業施設のトイレにベビーシート、ベビーキープを設置し、託児スペースを確保するなど、子育て支援につながる設備の普及を促進します。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方針
169	多目的トイレ等の設置及び改修 (建設課)	公共施設等において、多目的トイレやこどもサイズの便器、手洗い等安心して利用できる施設整備を実施。	公園等において、誰でも利用しやすいトイレの施設整備を推進する。

(3) こどもを事故や犯罪から守る環境作り

◆現状と課題◆

こどもが交通事故に巻き込まれる危険性は、高齢者とともに極めて高いことから、交差点の改良や歩道整備、地域の実情に応じた横断歩道や信号機等の交通安全施設の設置を進めるとともに、学校教育等における交通安全教育の充実を図る必要があります。

また、近年、通学中にこどもが事件や事故に巻き込まれ命を落としたりするなど、痛ましい事案が発生しています。こどもや保護者が地域で安全に暮らしていくためには、様々な外的要因による危険からこどもたちを守るために取組が必要なことから、防犯灯の設置等の設備整備と併せて、関係機関や自治会との連携を図りながら、地域ぐるみでこどもを守っていく体制づくりが必要です。

加えて、こどもの健全な成長を阻害する恐れのある刺激的な情報や有害な環境をなくすことは、まちづくりにとっても大きな課題であり、地域ぐるみでの取組が求められます。

◆関連する調査結果◆

調査区分	質問内容	調査結果と課題
保護者調査（自由記述） ⑯	大町市に対する考え方	交通や移動手段に関する意見として、道路や歩道の整備があげられている。 ⇒通学路を中心に、道路や歩道の整備と交通安全施設の新設や更新が必要。

◆施策◆

① 交通安全施設の整備

交差点改良等による道路危険個所の解消、歩道やガードレールの設置にとどまらず、大町警察署や市交通安全団体等と連携し、横断歩道や信号機の設置等、交通安全施設の整備、交通規制の見直し等を行います。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
170	生活の道路の整備 (建設課)	道路・歩道の整備。	通学路交通安全プログラムによる要対策か所計 128 か所 (H26～累計) のうち、111 か所で対策を実施済（一部実施含む）。引き続き通学路を中心に交通安全対策の充実を図る。
171	交通安全施設の整備	交通安全施設（道路照明、道路標識、路	通学路交通安全プログラム及び地域要望等を踏まえ、交通安全施設の新設及

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
	(建設課)	面標示、カーブミラー、ガードポスト等)の新設及び更新。	び更新を実施。引き続き通学路を中心に交通安全対策の充実を図る。
172	通学路の安全確保 (学校教育課)	関係機関が参画する「大町市児童生徒の通学における安全推進会議」を中心に、通学路の合同点検を実施。通学路安全プログラムによる計画的な施設整備、「おおまちこども安心・安全マップ」等を活用し、学校・家庭・地域等が情報を共有して安全確保に努める。	学校再編により通学路が変更となることから、再編後の通学路の安全対策の検証、「おおまちこども安心・安全マップ」のリニューアルを行う。 (学校教育課)

② 交通安全教育の充実

交通安全教室等の充実、自転車の運転指導等により、子どもの交通安全意識の向上を図るとともに、ドライバーの交通マナーの向上と歩行者、自転車の安全に対する注意を喚起します。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
173	交通安全教室の開催 (市民課)	保育所・認定こども園・小・中学校における交通安全教室の開催。チャイルドシートの定着、自転車の乗り方など講習会の開催。	認定こども園、小学校と連携し、市交通指導員とともに交通安全教室へ参加。保育所・認定こども園・小中学校と連携し、こどもたちが正しい交通ルール、交通マナーを身につけられるよう、県交通安全教育支援センター、市交通指導員とともに交通安全教育を実施する。
174	ランドセルカバーの贈呈 (市民課)	年度当初に市内の小学1年生全員に黄色いランドセルカバー	今後もカバーの反射機能による、自動車等に対する注意喚起と交通安全に対する意識啓発のため、継続して実施し

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方針
		を贈呈している。	ていく。

③ 防犯街路灯の設置

通学路などの防犯街路灯は、今後も必要に応じて設置していきます。また「地域の子どもは地域で守る」意識を高め、「犯罪を起こしにくい地域社会をつくる」ため、地域への協力をお願いしていきます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方針
175	防犯灯整備 (危機管理課)	自治会設置の防犯灯の電気料金等の維持費及び自治会が行う防犯灯新設・取替事業に対する補助金の交付。	自治会が実施する防犯灯の新設やLED灯への取替えを推進するとともに、学校の再編に併せて新たに通学路となる場所については再度防犯灯の必要性と設置について検討する。
176	情報提供 (危機管理課)	防災行政無線・緊急情報メール・有線放送・広報誌等による情報提供。	既存システム及び連携しているSNSでの情報発信を行うことで、迅速かつ正確な情報提供に努め、事件や事故の発生の予防を図る。
177	防犯対策の充実 (危機管理課)	地区防犯協会の活動費に対する補助と防犯指導員の研修及び情報提供や連携した啓発活動を実施。	警察及び防犯協会と連携し、地域安全の推進を図る。公共施設等の必要箇所における防犯カメラの設置について検討する。
178	危険予防 (危機管理課)	クマや不審者の出没、交通障害等多岐にわたる情報を迅速に市民へ提供するほか、緊急情報メールの登録を促進。	既存システム及び連携しているSNSでの情報提供に加え、専用のアプリを活用した多角的な情報提供を検討する。
179	青色防犯パトロール (危機管理課)	警察によるパトロール研修を受講した職員により、児童下校時間に公用車でのパ	定期的にパトロールを実施することにより、防犯意識の向上、犯罪の抑止につなげる。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
		トロールを実施。犯罪抑制を図る。	

④ こどもの安全対策

こどもたちの安全確保のため、協力者への情報提供や相互の連携を促します。また、毎年小学校就学児童に配布している防犯ブザー及び熊鈴について、今後も配布を継続するとともに、定期的に防犯ブザーの点検などを行い非常時への対応の指導強化に努めます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
180	防犯ブザー及び熊鈴の配布 (学校教育課)	新入学児童（1年生及び他市町村からの転校生）へ防犯ブザー及び熊鈴を配布。	継続して配布し、通学時の児童生徒の安全を図る。
181	自主防犯活動の推進 (生涯学習課)	補導委員とPTA合同による街頭補導・声かけ活動の実施及び、児童生徒の登下校・祭典時の見回りや緊急時の保護等への協力依頼、学校、PTA、補導委員のパトロール活動の推進。	青少年の健全育成を図るため、街頭補導活動・環境浄化活動・PTAとの合同補導活動・声かけ活動を年間を通して実施している。引き続き、関係機関と連携しながら街頭補導活動を行うことで、犯罪抑止の効果だけでなく、「地域のこどもは地域で育てる」という機運の醸成を図る。
182	安全教育の推進 (学校教育課)	自分の安全は自分で守るという意識の啓発や日常の安全確保のための取組。 学校の安全管理マニュアルにより対応。	安全に関する意識の啓発を図ることにより、児童生徒の日常の危機管理や自己管理意識の向上を推進する。
183	街頭補導活動の推進 (生涯学習課)	街頭補導活動により問題行動の早期発見及び未然防止。	青少年の健全育成を図るため、街頭補導活動・環境浄化活動・PTAとの合同補導活動・店舗確認活動を年間を通して実施している。引き続き、関係機関

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方針
			と連携しながら街頭補導活動を行うことで、犯罪抑止の効果だけでなく、「地域のこどもは地域で育てる」という機運の醸成を図っていく。

⑤ 有害図書等への対策

高度化する情報化社会の中で、子どもの成長に悪影響を及ぼす有害環境から守るために、地域の点検活動を行うとともにインターネットやSNS等の利用方法や危険性等に関する教育の推進を図る。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方針
184	有害環境浄化活動 (生涯学習課)	子どもを取り巻く有害環境の点検活動と対策の推進。	青少年の健全育成を図るために、店舗等点検活動を定期的に実施している。引き続き、店舗等点検活動を実施し、有害な状態が発見された場合には、学校等関係機関と連携・協力し、排除のための活動を行う。
185	有害自販機NO宣言 (生涯学習課)	市内に有害自販機が設置されないよう啓発、点検活動の実施。	青少年の健全育成を図るために、市内に有害自販機が設置されないよう啓発、点検活動を実施。現在までに市内での有害自販機の設置は確認されていない。引き続き、啓発、点検活動を実施し、有害自販機が設置された場合には、学校等関係機関と連携・協力し、排除のための活動を行う。
186	高度情報化社会に対する教育（ICT教育） (学校教育課)	家庭・地域・学校や関係機関が連携し、情報を活用する能力の育成を図り、情報化社会に生き抜く力の醸成を図る。	情報化社会の進展に対応した適切なメディア教育、保護者や児童生徒に対するインターネットやSNS等の正しい利用法や危険性に関する情報モラル教育の推進を図る。

(4) ワークライフバランスの推進

◆現状と課題◆

就業率は、近年男女とも上昇傾向で、令和6年度の女性の就業率は81.9%と平成17年度の64.0%から上昇し続けています。

本市における女性の就業率は、平成27年度から令和2年度までの5年間で50%弱の概ね横ばいですが、今後は年々増加していくものと予想されます。

今後は、男女の別や就労の有無に関わらず、ライフステージに応じて多様な働き方が選択でき、安心して子育てができる社会の実現に向け、保育サービスの充実や子育て支援の拠点やネットワークの充実だけでなく、多様な働き方を提供する企業への支援も求められます。

◆関連する調査結果◆

調査区分	質問内容	調査結果と課題
小中学生保護者調査⑤	未就労の理由	未就労の理由として、母親は「子育てを優先したいため」が最も多く、父親は「自分の病気や障がいのため」が最も多い。 ⇒ライフステージに応じた働き方の選択ができるように、企業や職場の理解が必要。

◆施策◆

① 働き方見直しの啓発

男女がともに子育てに参加し、ともに仕事との両立が図れるよう、企業の協力を得ながら休業制度の普及を進めるとともに、労働者の労働時間短縮など、子育てや介護のしやすい環境が定着するよう啓発していきます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
187	男女共同参画の推進 (庶務課)	男女共同参画推進条例の意識を啓発、職場と家庭、地域の活動などが両立できる環境の整備。	第4次男女共同参画計画に基づき、男女共同参画コミュニケーターや推進団体との連携のもと、市内各地区における学習会やフォーラムなどを開催し、市民の意識啓発に取り組んでいる。今後も引き続き、啓発活動を行い意識改

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
			革をさらに進める。
188	男女共同参画推進フォーラムの開催 (庶務課)	男女がお互いに人権を尊重し個性と能力を発揮し、心豊かな生き方ができるよう、多様なフォーラムを開催。	毎年、男女共同参画コミュニケーションや推進団体で構成する実行委員会により、フォーラムを企画し、開催している。男女共同参画に関連し、なおかつ市民の関心が高い内容の講演会を検討し、多くの市民に参加いただけるよう努めていく。
189	男女共同参画に関する情報提供 (庶務課)	広報おおまち、ホームページ、チラシ等の情報提供が、男女の経済的、精神的、生活的自立につながる。	広報おおまち、ホームページ、チラシ等による情報提供や、関係機関の取組やセミナーなどによる周知も行いながら、市民への意識啓発に向けた情報発信を継続する。
190	企業・団体などへの啓発 (庶務課)	男女が共に子育てに参加し、仕事との両立が図れるような企業・団体などの取組を評価し、公開。	関係課との連携により、企業人権研修会を開催。様々な人権課題や男女共同参画に関連するテーマで開催しているが、今後も引き続き企業へ向けた啓発活動を継続する。

② 子育て中の就業支援

関係機関との連携により、求人情報の提供などを通じて、出産や育児のために退職した母親の再就職・再雇用などを支援します。

また子育て中の者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業の取得や、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現することができる環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うよう、企業の制度改革を呼びかけていきます。

◆これまでの主な取組と今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
191	育児休業取得の推進と支援 (庶務課)	制度の周知、育児休業取得中の者に対する情報提供と、メンタルケア及び職場復帰支援。	第4次男女共同参画計画に基づき、関係課と連携しながら、企業への育児休業取得の推進に向けた啓発を行う。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
192	再就職支援 (まちづくり産業課)	資格技能取得の講座等の開催及び働く場や機会の充実。	大北高等職業訓練校と連携して、時代のニーズを考慮した専門的な技能を習得できる環境を整備し、再就職支援を行う。(同校への令和7年度補助金300,000円) また、テレワーク事業として、ライフスタイルやライフステージに合わせ、ICTを活用した在宅勤務や短時間就労ができるよう、一財塩尻市振興公社(KADO)と連携してKADO大町拠点を設置。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 「幼児期の教育・保育」に関する見込み等

保育所、認定こども園等施設型、小規模保育、家庭的保育等地域型に関する、令和7～11年度の5年間の量の見込み等については、次のように想定します。

○「幼児期の教育・保育」を利用するこどもに関する3つの認定区分と対象施設

認定区分		対象施設
(1号認定)	満3歳以上、かつ小学校就学前で、2号認定こども以外のこども	・認定こども園
(2号認定)	満3歳以上、かつ小学校就学前で、保護者の労働または疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるこども	・認定こども園 ・保育所
(3号認定)	満3歳未満で、保護者の労働または疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるこども	・認定こども園 ・保育所 ・地域型保育事業等

○1年目（令和7年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1号	2号		3号		
	保育の必要性	なし	あり		あり		
	事業	3～5歳 教育のみ	3～5歳 幼稚園利用	3～5歳 保育利用	2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		80	70	240	70	45	20
②確保の内容		80	70	240	70	45	20
	教育・保育	80	70	240	70	45	16
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	4
②-①		0	0	0	0	0	0

○2年目（令和8年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1号	2号		3号		
	保育の必要性	なし	あり		あり		
	事業	3～5歳 教育のみ	3～5歳 幼稚園利用	3～5歳 保育利用	2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		75	70	220	75	50	20
②確保の内容		75	70	220	75	50	20
	教育・保育	75	70	220	75	50	16
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	4
②-①		0	0	0	0	0	0

○3年目（令和9年度）

(単位：人)

項目	保育認定	1号	2号		3号		
	保育の必要性	なし	あり		あり		
	事業	3－5歳 教育のみ	3－5歳 幼稚園利用	3－5歳 保育利用	2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）	70	70	190	75	55	20	
②確保の内容	70	70	190	75	55	20	
教育・保育	70	70	190	75	55	16	
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	4
②-①	0	0	0	0	0	0	0

○4年目（令和10年度）

(単位：人)

項目	保育認定	1号	2号		3号		
	保育の必要性	なし	あり		あり		
	事業	3－5歳 教育のみ	3－5歳 幼稚園利用	3－5歳 保育利用	2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）	60	70	180	75	55	20	
②確保の内容	60	70	180	75	55	20	
教育・保育	60	70	180	75	55	16	
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	4
②-①	0	0	0	0	0	0	0

○5年目（令和11年度）

(単位：人)

項目	保育認定	1号	2号		3号		
	保育の必要性	なし	あり		あり		
	事業	3－5歳 教育のみ	3－5歳 幼稚園利用	3－5歳 保育利用	2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）	55	65	170	80	60	20	
②確保の内容	55	65	170	80	60	20	
教育・保育	55	65	170	80	60	16	
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	4
②-①	0	0	0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

実績及び児童数の見込から、認定こども園・保育園の就園率等を推計しています。

○提供体制の確保等について

量の見込みに対し、行政及び民間事業者による、必要な提供体制や供給量の確保を図ります。

認定こども園については、事業者動向等も勘案しながら、教育・保育ニーズの多様化に対応するための中核的施設として、今後も充実確保に取組んでいきます。

2 「地域子ども・子育て支援事業」に関する見込み等

地域子ども・子育て支援事業に関する令和7～11年度の5年間の量の見込み等については、次のように想定します。

なお、各事業については、法定19事業としての区分、及びそれぞれの種別として、次のように位置づけられます。

○地域子ども・子育て支援事業の概要

法定事業名	本市における事業名	種別				
		相談支援	訪問系事業	通所系事業	家庭支援事業	その他
(1) 利用者支援事業	一	○				
(2) 地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	○				
(3) 妊婦健康診査	妊婦健康診断					○
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業		○			
(5) 養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業	養育支援訪問事業		○		○	
(6) 子育て短期支援事業	子育て短期支援事業			○	○	
(7) ファミリー・サポート・センタ一事業	ファミリー・サポート・センター事業			○		
(8) 一時預かり及び認定こども園の一時預かり保育	一時預かり事業			○	○	
(9) 延長保育事業	延長保育事業			○		
(10) 病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業			○		
(11) 放課後児童クラブ	放課後児童クラブ			○		
(12) 子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業		○		○	
(13) 児童育成支援拠点事業	見守りサポート事業（通所支援）			○	○	
(14) 親子関係形成支援事業	一				○	
(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	一					○
(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	一					○
(17) 乳児等通園支援事業	こども誰でも通園制度			○		
(18) 妊婦等包括相談支援事業	妊婦等包括相談支援事業	○				
(19) 産後ケア事業	産後ケア事業	○	○	○		

(1) 利用者支援事業

児童とその保護者の身近な場所に利用者支援専門員を配置し、こどもや保護者または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう案内するなどの支援を行います。

令和6年度までは、保健センター内の「子育て世代包括支援センターあおぞら」に利用者支援員を配置し実施してきました。「あおぞら」は令和7年度から「こども家庭センター」の母子保健部門となります。引き続き保健センターに利用者支援員を配し、こども家庭センター型として事業を継続します。

(主な担当課：子育て支援課)

○利用者支援事業

(単位：カ所)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み（基本型）		1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
	こども家庭センター（保健セ ンター内 母子保健担当）	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

こども家庭センター（保健センター内）に設置します。

○提供体制の確保等について

令和7年度からこども家庭センターを設置し、児童福祉に関しては子育て支援課が、母子保健については保健センターが担う2拠点体制で実施します。利用者支援員は相談者にとり身近な場所である保健センターに配置し、利用者支援事業を担います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

児童（主に乳幼児）とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

子育て支援センター（児童センター内）及び下記保育園に支援拠点を設置し、保護者に身近な相談先として子育てに関する相談に応じます。また、子育て支援センターは併せて「地域子育て相談機関」の役割も担い、定期的にこども家庭センターと連携会議を行うことで、子育て家庭の支援を継続的に行います。

（主な担当課：子育て支援課）

○地域子育て支援拠点事業

（単位：人/年）

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み		12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
②確保の内容		12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
	子育て支援センター	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	保育園	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
②-①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

現在実施している同事業の実績により見込んでいます。

児童数は減少していきますが、相談支援を必要とする家庭への丁寧な支援を目指し、利用見込み数は横ばいとし、支援体制を確保します。

○提供体制の確保等について

子育て支援センター及び3保育園における実施体制の確保及び相談支援体制の整備に努めます。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(主な担当課：市民課)

○妊婦健康診査事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み		90	86	83	80	77
②確保の内容		90	86	83	80	77
	市内医療機関	90	86	83	80	77
②-①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

出生児の実績及び令和7年度以降の見込み数を勘案し推計しています。

○提供体制の確保等について

妊婦全数を対象とした事業のため、今後も適切に受診の促進を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、子どもの発達や育児状況、保護者の健康状態、養育環境等の把握、子育て支援に関する情報提供を行い、必要な支援につなげる事業です。

(主な担当課：子育て支援課)

○乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み		100	100	100	100	100
②確保の内容		100	100	100	100	100
	乳児家庭全戸訪問事業	100	100	100	100	100
②-①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

出生児の実績及び令和7年度以降の見込み数を勘案し推計しています。

○提供体制の確保等について

民生児童委員、主任児童委員の協力を得て「ここにちは赤ちゃん訪問事業」として実施し、支援が必要な家庭は保健センター等に情報提供します。

(5) 養育支援訪問事業

養育不安や産後うつなど、養育に関し特に支援が必要な子育て家庭を訪問し、子育てに関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭に適切な養育環境が整うよう支援する事業です。保育士や助産師などの専門職が訪問支援に当たります。

(主な担当課：市民課)

○養育支援訪問事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み		12	12	12	12	12
②確保の内容		12	12	12	12	12
	保健センターによる訪問	12	12	12	12	12
②-①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

実績値を参考にして見込んでいます。

令和7年度以降は、家事支援は子育て世帯訪問支援事業に移行しますが、利用の拡大を見込み横ばいとしています。

○提供体制の確保等について

支援や保護の必要な児童・世帯の把握及び、支援体制の確保を図ります。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の病気等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等を活用し、必要な保護を行う事業です。

(主な担当課：子育て支援課)

○子育て短期支援事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み		45	45	50	50	50
②確保の内容		45	45	50	50	50
	委託事業として確保	45	45	50	50	50
②-①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

実績値を参考にして見込んでいます。

レスパイトとしての需要に加え、家庭支援事業の一つとして、令和7年度以降、利用の勧奨・措置による増加を見込み、見込み量を設定しています。

○提供体制の確保等について

児童養護施設及び近隣の養育里親を委託先として「ショートステイ事業」を実施しています。養育里親へショートステイ事業受託について協力依頼し、受入先確保に努めます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(主な担当課：子育て支援課)

○ファミリー・サポート・センター事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み		50	50	50	50	50
②確保の内容		50	50	50	50	50
	児童センター等	50	50	50	50	50
②-①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

実績値を参考にして見込んでいます。

利用の依頼に対し、対応可能な支援会員とマッチングができず、利用できなかったケースが年に1～2件あることから、ニーズは実績より多いと見込み推計しています。

○提供体制の確保等について

市内事業所における事業委託を視野に検討し、今後も適切に事業を継続しつつ事業のPRに努め、会員の確保増を図ります。

(8) 一時預かり及び認定こども園の預かり保育

就労、冠婚葬祭、病気、育児中のリフレッシュなど、保護者の事情で一時的に家庭での保育が困難になった場合、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点等において、預かり保育を行う事業です。

(主な担当課：子育て支援課)

○認定こども園の預かり保育〔1号認定における定期利用〕

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②確保の内容		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	認定こども園	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②-①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

実績値を参考にして見込んでいます。実績の傾向は令和2年度から令和5年度まで減少していたが、今後も減少すると見込むとは想定しがたいことから、令和4年度と令和5年度の平均値を推計しています。

○認定こども園の預かり保育〔2号認定における定期利用〕

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み		500	500	500	500	500
②確保の内容		500	500	500	500	500
	認定こども園	500	500	500	500	500
②-①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

実績値を参考にして見込んでいます。実績の傾向は、ほぼ横ばいとなっていることから実績数値の上限を推計しています。

○一時預かり及び認定こども園等の預かり保育 [上記以外]

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み		1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
②確保の内容		1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	保育所	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	認定こども園等	700	700	700	700	700
②-①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

実績値を参考にして見込んでいます。実績の傾向は、保育園については、ほぼ横ばいとなっていることから実績数値を、認定こども園については、各年度の数値にはらつきがあることから平均値を推計しています。

○提供体制の確保等について

市内7保育園、3認定こども園で事業を実施します。一時預かり及び幼稚園の預かり保育に対応が可能である保育士の確保等にも取組んでいきます。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

(主な担当課：子育て支援課)

○延長保育事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み		2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
②確保の内容		2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	保育所	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	認定こども園	900	900	900	900	900
②-①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

実績値を参考にして見込んでいますが、延長保育の利用は、保護者の就労状況に影響されることから推計するのは困難です。実績も年度ごと数値にはらつきがあることから、平均値または実績の上限数値により推計しています。

○提供体制の確保等について

市内7保育園、私立認定こども園において事業を実施します。また、延長保育事業の利用希望に対応が可能である保育士の確保等にも取組んでいきます。

(10) 病児・病後児保育事業

病児保育は、子どもが病気のために保育園などに預けられない時に、病院等で保育を行う事業であり、病後児保育は、市内の保育園などに通所する病気回復期の児童を一時的に預かる事業です。保護者のニーズに対応し、子育て及び就労の両立を支援します。

(主な担当課：子育て支援課)

○病児・病後児保育事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み		170	170	180	180	180
②確保の内容		170	170	180	180	180
	病児・病後児保育	170	170	180	180	180
②-①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

実績値を参考にして見込んでいます。R2年度から毎年度増加していましたが、令和6年度見込みと令和5年度を比較すると横ばいとなります。月平均の利用者数は、15人程度となっていることから、180人程度と推計しています。

○提供体制の確保等について

市内医療機関と連携し、北アルプス連携自立圏事業として実施します。

(11) 放課後児童クラブ

保護者が労働等により専門家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童センター等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

(主な担当課：子育て支援課)

○放課後児童クラブ利用者数

(単位：人/月)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み		220	220	220	220	220
	1年生	70	70	70	70	70
	2年生	50	50	50	50	50
	3年生	40	40	40	40	40
	4年生	30	30	30	30	30
	5年生	20	20	20	20	20
	6年生	10	10	10	10	10
②確保の内容		220	220	220	220	220
	市内6児童クラブ	220	—	—	—	—
	市内5児童クラブ	—	220	220	220	220
②-①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

各月の利用最大値を基にして見込んでいます。児童数は減少していきますが、児童クラブ登録児童数は横ばい傾向であるため横ばいで推計しています。

○提供体制の確保等について

令和8年4月の小学校再編に伴い、東小、西小、南小、北小の4クラブは北部小及び南部小児童クラブの2クラブに再編され、八坂小、美麻小児童クラブと併せ4か所になります。

北部小の利用者数が増え、1支援単位の上限である70名を超えることが見込まれるため、児童の減少により利用者が減少するまでの間、児童センター内に北部小児童クラブの分室を置き、受入数の確保を図ります。また開所時間の拡大などにより利便性の向上を図ります。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

家事負担や養育不安を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等を対象に、訪問支援員が訪問し悩みの傾聴、家事支援や育児支援を行い、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの軽減やヤングケアラー支援を目的とする事業です。

(主な担当課：子育て支援課・市民課)

○子育て世帯訪問支援事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み		16	16	16	16	16
②確保の内容		16	16	16	16	16
	受託事業所	16	16	16	16	16
②-①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

国の示す見込みの算出方法により推計しています。対象世帯数は、児童数算出時点の相談支援対象世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯数の総数です。平均利用日数は、他の利用可能な事業につなぐまでの間の利用を見込み推計しています。

算出方法	推計児童数 × <u>対象世帯数(世帯)</u> × 平均利用日数 算出時点全児童数(人)
令和7年度推計	推計児童数 × <u>2世帯(R6年度末対象世帯)</u> × 8回(1回/週×2月)=15.3人 2,802人

○提供体制の確保等について

障がい者及び要介護者支援に実績のあるヘルパー事業所等に事業を委託し実施しています。なお、事業提供に必要な研修会については、各事業所の研修会に合わせ市で実施します。

（13）児童育成支援拠点事業

養育環境などに課題のある児童を対象に、居場所の提供、学習支援、食事の提供、児童の状況に応じたアセスメントなど包括的な支援を通じ、虐待予防と児童の権利保障、健全育成を図る事業です。市では、見守りサポート事業（通所型）として実施します。

（主な担当課：子育て支援課・市民課）

○児童育成支援拠点事業

（単位：人/年）

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み		1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
②確保の内容		1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
	市内事業所	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
②-①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

見守りサポート事業の実績より、見込み量を推計しています。

令和7年度からは、家庭支援事業として利用勧奨・措置も可能となるため利用者が増えることも見込まれます。

○提供体制の確保等について

利用者が増加した場合にも対応できるよう、見守りサポート事業の安定的な実施に向け、委託先の確保に努めます。

（14）親子関係形成支援事業

保護者及び児童に対し、講義、グループワーク及びロールプレイ等を通じて親子間の適切な関係性の構築が図れるよう支援する事業です。

（主な担当課：子育て支援課）

○親子関係形成支援事業

（単位：人/年）

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み		8	8	8	8	8
②確保の内容		—	8	8	8	8
	委託事業所	—	8	8	8	8
②-①		△ 8	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

新規事業であるため、国の示す見込みの算出方法により推計します。対象世帯数は、児童数算出時点の相談支援対象世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯数の総数です。

算出方法	推計児童数 × <u>対象世帯数(世帯)</u> 算出時点全児童数(人)
令和7年度推計	2,802 人 × 8 <u>世帯(R6 年度末対象世帯)</u> = 7.9 人(令和7年度) 2,802 人

○提供体制の確保等について

令和8年度から、新規事業としてこどもへの適切な対応に悩みを抱える保護者を対象に、ペアレントトレーニング事業を実施できるよう事業内容を検討し、委託先の調整を図ります。

（15）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

対象となる児童・世帯の把握に努めつつ、適切に事業を実施します。

（主な担当課：子育て支援課）

（16）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

施設や定員規模等の需給動向を踏まえつつ、適切に事業を実施します。

（主な担当課：子育て支援課）

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所や認定こども園等を利用していない就学前児童を、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所等で預かる事業です。

（主な担当課：子育て支援課）

○乳児等通園支援事業

（単位：人/月）

項目		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込	0歳児	5	5	5	5	5
	1歳児	3	3	3	3	3
	2歳児	2	2	2	2	2
	合計	10	10	10	10	10
②確保の内容 (保育所)	0歳児	—	5	5	5	5
	1歳児	—	3	3	3	3
	2歳児	—	2	2	2	2
	合計	—	10	10	10	10
②-①		△ 10	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

国の示す算出方法により見込量（必要定員数）を推計しています。

算出式：未就園児の見込数×10時間（月一定時間）÷月176時間（8時間×22日）

○提供体制の確保等について

令和8年度からの実施に向けて、特定教育・保育施設の提供体制について調整を図ります。

（18）妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊婦とその配偶者に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなげる伴走型相談支援事業です。

産前・産後の不安に寄り添い、安定的な養育環境を整えられるよう父母を支援します。

（主な担当課：市民課）

○妊婦等包括相談支援事業

（単位：回/年）

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み		300	300	300	300	300
②確保の内容		300	300	300	300	300
	保健センター	300	300	300	300	300
②-①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

令和6年度子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

妊娠届件数100件（年間）と見込み、1組あたりの平均相談件数3回として量の見込みを算出しています。

○提供体制の確保等について

保健センターで実施する「妊婦のための支援給付」に係る申請に合わせ、保健師や助産師が面談し必要な支援につなげます。こども家庭センターの母子保健事業として実施することになります。

（19）産後ケア事業

出産後の体の回復や授乳、育児不安のある母子を対象に授乳や育児の指導、相談に応じます。施設への通所型と宿泊型があります。

（主な担当課：市民課）

○産後ケア事業

（単位：人/年）

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み		110	110	110	110	110
②確保の内容		110	110	110	110	110
	委託事業所	110	110	110	110	110
②-①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

平成28年度より実施しており、令和6年度子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。量の見込みは実績により見込んでおり、通所型と宿泊型を合わせた利用延べ人数となります。

○提供体制の確保等について

市立大町総合病院のほか助産院等に事業を委託し実施します。

3 教育・保育の一体的な提供について

（1）質の高い教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実

幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、大きな役割を担う教育・保育施設及び地域型保育事業において、質の高い教育・保育を提供する必要があります。そのため、保育所等の職員の合同研修の充実や保育環境の改善に努め、子育て支援の充実を図ります。

（2）幼児期における切れ目ない教育・保育の提供

豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連續性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携や、認定こども園及び保育園と小学校等との連携のさらなる促進を図ります。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容について

子育てのための施設等利用給付の実施に当って、公正かつ適正な支援の確保、保護者の経済的な負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付等を行います。

5 「子ども・子育て関連のその他事業」に関する方針等

（1）産後の休養及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

0歳児の子どもの保護者が、産休・育休明けの希望する時期（育児休業期間満了時＝1歳到達時）に保育を利用できる環境をできる限り整えていくことが求められます。

そのため市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教

育・保育施設等の確保に努めます。

(2) こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する 都道府県が行う施策との連携

児童虐待の防止対策として、専門性のある職員を配置するとともに、社会的養護施策との連携等体制の充実を図るほか、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進に向け、子育て・生活支援、就業支援、養育費に関する相談業務、経済的支援などを進めます。また、障がい児の療育・発達支援施策等についても、支援が必要なこどもと家庭の健全な発達と生活を支援していくよう取り組みます。

県が行う施策との連携や、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(3) 労働者の職業と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備 に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを促進するため、ワークライフバランスの広報・啓発、事例の収集・紹介等に取り組むほか、仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備として、再雇用制度の普及を促進するなど、多様な就業ニーズに合った子育て支援を推進します。

また、県や地域の企業、労働者団体、子ども・子育て関連団体等と連携し、労働環境を整備することで、少子化が進行する地域における、子育て世代等への支援を行います。

(4) こどもを取り巻く貧困対策の推進

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備や教育の機会均等を図り、全てのこどもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、関係部署・機関等が連携してこどもの貧困対策を推進します。

また、「信州こどもカフェ」(こども食堂)への支援を通じて、貧困などに伴う様々な悩みを抱えるこどもや家庭に対し、地域の中での居場所の確保に努めます。

さらに、様々な機会を通じて課題や困り事を抱えている家庭やこどもの把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら総合的な支援を図ります。

第6章 推進体制

1 計画の推進体制

（1）大町市子ども・子育て審議会

市民の代表、学識経験者、関係機関の方々で構成される「大町市子ども・子育て審議会」において、PDCAサイクル※により、各年度における計画の進ちょく状況の把握・点検・評価を継続的に行い、目標の実現に向けて本計画を推進します。

※PDCAサイクル；計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Action）を行う、という工程を継続的に繰り返すしくみ。

（2）庁内委員会

関係部署職員で構成される庁内委員会において、計画の進ちょく管理及び計画の推進に必要な事項を検討し、大町市子ども・子育て審議会と連携を図りながら、本計画を推進します。

2 関係機関との連携強化

本計画は、福祉にとどまらず、教育、保健、住宅、道路、産業振興など、様々な分野に関わることや、期間内での計画的な取組が必要であることから、市民団体、子育て支援関係団体、福祉関係団体、児童相談所、保健所、警察、教育機関、医療機関、企業など関係機関との連携を強化します。

大町市子ども・子育て審議会委員名簿

	氏 名	団 体 等
会 長	宮野 典夫	大町市民生児童委員協議会 代表 主任児童委員連絡会 代表
副会長	中村 勝彦 (R7.6.26まで)	大町市社会福祉協議会会长
副会長	諏訪 光昭 (R7.6.27から)	大町市社会福祉協議会会长
委 員	中牧 可奈子 (R7.11.20まで)	連合長野大北地域協議会 事務局長
委 員	西澤 剛志 (R7.11.21から)	連合長野大北地域協議会 事務局長
委 員	西沢 弥恵子	大町市私立幼稚園連盟 代表
委 員	金原 民枝	大町市女性団体連絡協議会 理事
委 員	北澤 明美	大町市教育委員会 教育委員
委 員	永田 治	大町市校長会
委 員	吉澤 清	大町市教育委員会 学校教育指導主事
委 員	竹本 明信	大町市連合自治会
委 員	上條 美由紀	NPO 法人キッズウィル
委 員	松澤 重夫	NPO 法人北アルプスの風
委 員	奥原 光博 (R7.11.11から)	大町市P T A連合会 会長
委 員	溝口 あかね	大町市保育園保護者会連合会 会長
委 員	傳刀 菜穂	大町市幼稚園保護者会

大町市こども計画策定の経緯

子ども・子育て審議会

令和7年 5月14日 第1回審議会（こども計画アンケート調査（案））
11月11日 第2回審議会（こども計画（諮詢））
12月18日 第3回審議会（こども計画（案））
令和8年 2月 第4回審議会（こども計画（最終案））
3月 大町市こども計画答申

議 会

令和8年2月26日 市議会全員協議会
「大町市こども計画（最終案）」説明

アンケート調査・パブリックコメント

令和7年6月13日から6月30日まで アンケート調査
7月31日 意見聴取
12月24日～令和8年1月23日 パブリックコメント
「大町市こども計画（案）」